

第一百五十六回

参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十号

(一八二)

平成十五年六月三日(火曜日)
午前十時開会委員の異動
六月一日 辞任

松井 孝治君

小池 晃君

大江 康弘君

大脇 雅子君

平野 貞夫君

田 英夫君

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

補欠選任
大塚 耕平君
岩佐 恵美君
平野 貞夫君
田 英夫君補欠選任
田名部 匡省君

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

木村 仁君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君

理事

山崎 正昭君

田名部 匡省君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

斎藤 勲君

樺葉賀津也君

山口 那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

加治屋 義人君

んな思いをいたします。

それも冷静に考えてみると、日米安全保障条約、そして集団自衛権、それからまた周辺事態合つて、その上に日本国憲法の第九条というのがあることが答弁の明確さを欠いているのかな、それだけに本当に大臣また役所の方の答弁がその明確さを、どうしても言えないところがあるのかなと、そんな思いをしてなりません。

ます。通告にしておれませんけれども、このような質疑の中で、今のこととを前提として、防衛庁長官、外務大臣はどのような感想、今の私の話についてどのような感想をお持ちですか。お伺いしたいと思います。

のときにもやもや感というお話をありました。恐らく佐藤委員の御質問もそういうようなことはないかと思います。

うふうに考えております。日本の、私の所掌で申ますのに、私は論理的には一貫をしたものだとして上昇すると、安全保障政策というのは、理屈からいうと極めて精緻にできていると思っております。たゞ、その里屈が非常に複雑なものですか

ら、今御指摘の集団的自衛権の問題にいたしましても、行使という概念、そして保有という概念、国際法上と/or/いう概念、国内法上と/or/いう概念、さらに加えて憲法上の概念、そういうような幾つかの要素が絡まり合って非常に議論が分かりにくくなつたのである。

現内閣として集團的自衛権に関する考え方を変えるという考えはございませんが、私は、その辺の理屈というものを持ち一度分かりやすく整理をして御提示をするということをいつかいたしませんと、委員おっしゃいますように、どうもよく分からぬことになつてしまふのだろうと、いう気がいたしております。

とにつきましては、私はそれなりの自信を持つて

○國務大臣(川口順子君) 委員のおっしゃつてることは、感覚的には私はよく分かります。そのような議論がずっとなされてゐるということは、考えてみれば、日本の戦後のずっと歴史を通して安全保障の問題に対する考え方、これが国民のレベルでかなり変わつてきているという、その変化の過程で、政府はそのときそのとき、政府の見解、政策も述べてきたといふことがベースにございまして、そういう意味で政策の一貫性と、それから国際情勢あるいは国民の考え方の変化との間でもやもやとした部分というのが今出てきて、いるということはあるかと思います。

ただ、申し上げたいのは、国会というのは、こ

これはシンボジウムや学者の論議の場ではないわけですがございまして、こういう可能性こういう可能性がありますという議論を学者の議論であればできる部分というのはあると思いますけれども、責任を持つ政府の立場として、それは単にこういう可能性がありますというだけの議論を申し上げられないところはあるということは御理解をいただきたいというふう思います。

いたことを先取りをして、こうのことになつた場合にはこういうふうにいたしますということになつた場合と、政策を担当する立場としてはやむを得ない部分があるということも御理解をいただきたいと

○佐藤平君 どうしてもやつぱりこれは憲法の問題にかかわってくるのかなと、一言で言うと、私はブレークとアクセルと一緒に踏んでいるような気がしてなりません。それだけに、やつぱり外交と防衛というのは、非常に相手のあることで難しい、こっちの正しいと思ったことだけがなかなか通らないというところであろうと、そんな思いをしております。

んなことが実は書いてありました。有事の議論を

するということは、いかに有事の事態にならないような外交をすることと大差あるかということを論ずることと一緒だということが書いてありますして、正にそうであろうと。そしてまた、この委員会の中でも度々閣僚席から、起こさないためどうするかというふうなことが最も大事だし、この法律を施行しないようにするためにはどうするかというふうなことをそれぞれ考えているんだといふところだ。

正はそのとおりだと思います。
今日、官房長官は遅れるわけでございまして、順序が逆になりますけれども、川口大臣に、正に私はその外交の大しさが今ほど問われているときはないような気がしてなりません。

ヨーロッパは一つだなと、そんな感じを受けてまいりました。今、参議院の国際問題調査会でいろいろな話を聞いておりますが、いずれこれは、安全保障ももちろんでありますけれども、その前提となる経済的な安定、これは北東アジア、それからアジア全体を考えた中での日本の役割というのには、私は、一番、いのはヨーロッパのような

は、私は、一番新しいヨーロッパのよき日本とU、それから、場合によつてはまたユーロの統一通貨、こんなのが平和の大前提になるのかなど、そんな思いをしてなりません。

そういうふうな点を踏まえながら、日本の外交将来の二十一世紀の平和外交というのはどういうふうな形でしていくかなきやいけないのか、まず外交の基本と、それからこれからの日本の北東アジア、アジアを中心とした平和を前提とした外交はどういうものか、その辺について川口大臣からお伺いしたいと思います。

い
ま
す。

それで、日本の外交、そのため委員も御指摘のように外交を進めていくことは重要であるわけでございますが、外交の目的というのは我が国及び我が国の国民の平和と安全であると思います。日本は開放された国、資源も少ない国、貿易に依存をする国、国際的に国際社会の一員として活動することによって成り立っている国でありますから、当然に国際社会が平和で安全でありますから、二三の点を述べておきたいと思います。

る安定的に発展をしているということが重要であると思います。外交はそのために行っているわけでございますし、また、その一端として、委員会が御指摘のように、経済における世界全体が発展をし成長しているということが大事であるというふうに思います。この経済が発展というのはまた

最近問題になつてゐるテロ等の脅威との関連でも重要であると思ひます。

その立場が重要でありまして、それから大・一小の見られるように、今の脅威というのは大量破壊兵器あるいはテロの脅威といった、国ではないアグレッサーによる脅威ということを考えておかなけれ
ばいけないと思います。

保していくためには、もちろん外交力も重要でありますし、それから抑止力、日米安保の抑止あるいは我が国が自ら防衛力を持つことの抑止といふことも重要であると思います。この有事法制ということは、そういう意味では一つの、我が国が有事においてどのような対応を取るかということを諸外国にも明らかにする、もちろん国内的にも明瞭化するという意味で、ある意味で抑止となるものでありますし、そのような事態にならないよう

うに我が国が行つていく努力の一環であると私は考へております。○佐藤雄平君 本当にそうだと思います。先般の「戦場のピアニスト」、あの映画見させてもらつて、また、去年まで沖縄北方の委員長をさしてもらつて沖縄へ行つて、例のひめゆりの塔、あの状況を見たときに本当にあの悲惨さは絶対残しちゃいけないな、外交、本当に頑張つていただきたいと思います。

次に、この事態法が成案となつたとき、これは当然のことながら近隣の国にいろいろ御説明といふか御理解をいただきたいという、理解をしてもらわなきやいけないような状況になると思うんですねけれども、まず、今この有事法を審議をしてことについて、近隣の韓国にしても中華人民共和国にしても、どのような思いをしているか。さらにも、その成案について外務省としてはどのように説明していくのか。それは、最近自衛隊の評価というのは非常に世界的に高まっておりまして、これも石破長官が就任してからにわかに高くなつたのかなと思つたら決してそうでもないようありますけれども、しかし私はそういうふうな意味で、韓国にしても中国にしても、自衛隊に対する意見では懸念することというはあると思うんです、今度の法案ができ上がれば。やっぱりその辺も踏まえながら、どのように外交の中で説明していくか、大臣から御所見を願いたいと思います。

○國務大臣(川口順子君) 我が国が有事法制について近隣の諸外国に説明をしていくことは、委員の御指摘のとおり大変重要なことだと思います。これをを持つていていうことは、むしろ有事のとき我が国がどういう行動を取るかということについての透明性を高めるという意味があると思います。無用な誤解又はそれに起因する摩擦があるので、出先の大使館を通じて、近隣の諸外国にはずっとこの有事法制については説明をしてまつております。そして、昨年の四月に武力攻撃

事態対処法制の関連法案が国会に提出をされて以来、中国、韓国からは随時関心が表明されている「戦場のピアニスト」、あの映画見させてもらつて、また、去年まで沖縄北方の委員長をさしてもらつて沖縄へ行つて、例のひめゆりの塔、あの状況を見たときに本当にあの悲惨さは絶対残しちゃいけないな、外交、本当に頑張つていただきたいと思います。

具体的に細かく申しませんけれども、昨年の三月以来、様々な場で、例えば日中安保対話の場で、あるいは防衛庁長官から韓国の国防部長官に對し、あるいはARFというASEANの地域フォーラムの場で隨時説明を重ねてきておりますし、この努力は今後とも続ける必要があると思つております。

○佐藤雄平君 まだ官房長官お着きになつておりますので、防衛庁長官にお伺いをさせていただきます。設問、質問が前後すると思いますけれども。

長官が、官房長官がお見えになりましたから、元に戻りましょう。

また、官房長官就任歴代最長不倒距離ということで、昨日はおめでとうということでございましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

いと思います。

先般、二十九日、公聴会で実は横須賀に行ってまいりました。市長さん始め商工会議所の副会頭、それから弁護士さんとか防大の助教授、そして隊友会の会長のいろんな話を聞いてまいりましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

ですから、国民保護法制と、さらにも、これ陳情めいたことになるんですけども、市町村のこの事態における臨時支出について国はどうやって面倒見てくれるのかなと。地方議会とか市町村長やつた者は、一番最初ピンと来るのが、この臨時的な支出、後で国がどのように面倒見てくれるかということだと思います。

そんなことがありましたので、冒頭、官房長官にお願いというか、当然これから国民保護法のときのことで、同時並行的にやっぱり自治体の意見をよく聞いていただいて、自治体が協力する

ということは国民党が協力するということになりますので、頭に入れながら進めてもらいたいということのお願いをまずしておきます。

次に、本論に入ります。

今もありましたように、本当に私も、傍らここの一つとして、この予測事態というのは実現するところの一つとして、この予測事態というの

民から現実問題としてその武力の予測というのではなくものだと聞かれると全く答弁ができるようないいことを考えております。

具体的に細かく申しますが、決してそれは反発ではないと考へております。具体的に細かく申しますが、決してそれは反発ではないと考へております。月以来、様々な場で、例えば日中安保対話の場で、あるいは防衛庁長官から韓国の国防部長官に對し、あるいはARFというASEANの地域フォーラムの場で随时説明を重ねてきておりますし、この努力は今後とも続ける必要があると思つております。

○佐藤雄平君 まだ官房長官お着きになつておりますので、防衛庁長官にお伺いをさせていただきます。設問、質問が前後すると思いますけれども。

長官が、官房長官がお見えになりましたから、元に戻りましょう。

また、官房長官就任歴代最長不倒距離ということで、昨日はおめでとうということでございましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

先般、二十九日、公聴会で実は横須賀に行ってまいりました。市長さん始め商工会議所の副会頭、それから弁護士さんとか防大の助教授、そして隊友会の会長のいろんな話を聞いてまいりましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

ですから、国民保護法制と、さらにも、これ陳情めいたことになるんですけども、市町村のこの事態における臨時支出について国はどうやって面倒見てくれるのかなと。地方議会とか市町村長やつた者は、一番最初ピンと来のが、この臨時的な支出、後で国がどのように面倒見てくれるかということだと思います。

そんなことがありましたので、冒頭、官房長官にお願いというか、当然これから国民保護法のときのことで、同時並行的にやっぱり自治体の意見をよく聞いていただいて、自治体が協力する

ということは国民党が協力するということになりますので、頭に入れながら進めてもらいたいということのお願いをまずしておきます。

次に、本論に入ります。

今もありましたように、本当に私も、傍らここの一つとして、この予測事態というのは実現するところの一つとして、この予測事態というの

民から現実問題としてその武力の予測というのではなくものだと聞かれると全く答弁ができるようないいことを考えております。

具体的に細かく申しますが、決してそれは反発ではないと考へております。月以来、様々な場で、例えば日中安保対話の場で、あるいは防衛庁長官から韓国の国防部長官に對し、あるいはARFというASEANの地域フォーラムの場で随时説明を重ねてきておりますし、この努力は今後とも続ける必要があると思つております。

○佐藤雄平君 まだ官房長官お着きになつておりますので、防衛庁長官にお伺いをさせていただきます。設問、質問が前後すると思いますけれども。

長官が、官房長官がお見えになりましたから、元に戻りましょう。

また、官房長官就任歴代最長不倒距離ということで、昨日はおめでとうということでございましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

先般、二十九日、公聴会で実は横須賀に行ってまいりました。市長さん始め商工会議所の副会頭、それから弁護士さんとか防大の助教授、そして隊友会の会長のいろんな話を聞いてまいりましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

ですから、国民保護法制と、さらにも、これ陳情めいたことになるんですけども、市町村のこの事態における臨時支出について国はどうやって面倒見てくれるのかなと。地方議会とか市町村長やつた者は、一番最初ピンと来のが、この臨時的な支出、後で国がどのように面倒見てくれるかということだと思います。

そんなことがありましたので、冒頭、官房長官にお願いというか、当然これから国民保護法のときのことで、同時並行的にやっぱり自治体の意見をよく聞いていただいて、自治体が協力する

ということは国民党が協力するということになりますので、頭に入れながら進めてもらいたいということのお願いをまずしておきます。

次に、本論に入ります。

今もありましたように、本当に私も、傍らここの一つとして、この予測事態というのは実現するところの一つとして、この予測事態というの

民から現実問題としてその武力の予測というのではなくものだと聞かれると全く答弁ができるようないいことを考えております。

具体的に細かく申しますが、決してそれは反発ではないと考へております。月以来、様々な場で、例えば日中安保対話の場で、あるいは防衛庁長官から韓国の国防部長官に對し、あるいはARFというASEANの地域フォーラムの場で随时説明を重ねてきておりますし、この努力は今後とも続ける必要があると思つております。

○佐藤雄平君 まだ官房長官お着きになつておりますので、防衛庁長官にお伺いをさせていただきます。設問、質問が前後すると思いますけれども。

長官が、官房長官がお見えになりましたから、元に戻りましょう。

また、官房長官就任歴代最長不倒距離ということで、昨日はおめでとうということでございましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

先般、二十九日、公聴会で実は横須賀に行ってまいりました。市長さん始め商工会議所の副会頭、それから弁護士さんとか防大の助教授、そして隊友会の会長のいろんな話を聞いてまいりましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

ですから、国民保護法制と、さらにも、これ陳情めいたことになるんですけども、市町村のこの事態における臨時支出について国はどうやって面倒見てくれるのかなと。地方議会とか市町村長やつた者は、一番最初ピンと来のが、この臨時的な支出、後で国がどのように面倒見てくれるかということだと思います。

そんなことがありましたので、冒頭、官房長官にお願いというか、当然これから国民保護法のときのことで、同時並行的にやっぱり自治体の意見をよく聞いていただいて、自治体が協力する

ということは国民党が協力するということになりますので、頭に入れながら進めてもらいたい

ことのお願いをまずしておきます。

次に、本論に入ります。

今もありましたように、本当に私も、傍らここの一つとして、この予測事態というのは実現するところの一つとして、この予測事態というの

民から現実問題としてその武力の予測というのではなくものだと聞かれると全く答弁ができるようないいことを考えております。

具体的に細かく申しますが、決してそれは反発ではないと考へております。月以来、様々な場で、例えば日中安保対話の場で、あるいは防衛庁長官から韓国の国防部長官に對し、あるいはARFというASEANの地域フォーラムの場で随时説明を重ねてきておりますし、この努力は今後とも続ける必要があると思つております。

○佐藤雄平君 まだ官房長官お着きになつておりますので、防衛庁長官にお伺いをさせていただきます。設問、質問が前後すると思いますけれども。

長官が、官房長官がお見えになりましたから、元に戻りましょう。

また、官房長官就任歴代最長不倒距離ということで、昨日はおめでとうということでございましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

先般、二十九日、公聴会で実は横須賀に行ってまいりました。市長さん始め商工会議所の副会頭、それから弁護士さんとか防大の助教授、そして隊友会の会長のいろんな話を聞いてまいりましたが、本当に私は御苦労さまと申し上げておきた

ことだと思います。

ですから、国民保護法制と、さらにも、これ陳情めいたことになるんですけども、市町村のこの事態における臨時支出について国はどうやって面倒見てくれるのかなと。地方議会とか市町村長やつた者は、一番最初ピンと来のが、この臨時的な支出、後で国がどのように面倒見てくれるか

かということだと思います。

そんなことがありましたので、冒頭、官房長官にお願いというか、当然これから国民保護法のときのことで、同時並行的にやっぱり自治体の意見をよく聞いていただいて、自治体が協力する

ということは国民党が協力するということになりますので、頭に入れながら進めてもらいたい

ことのお願いをまずしておきます。

次に、本論に入ります。

今もありましたように、本当に私も、傍らここの一つとして、この予測事態というのは実現するところの一つとして、この予測事態というの

れは国民の保護法制と一体であれば、それは分かれやすいということになります。しかし、今回提案させていただいていることは、この有事に対する対応の仕方にについての基本的な枠組み、それから考え方、そういうようなものを提示をしているということをございますので、この点の御理解はいただいておるものだというように思いました。

この基本的な枠組みに関する有事法制、これが成立しまして直ちに国民の保護の体系整備に努めることでございますので、これについてはできるだけ早くその整備ができるよう努めをしてまいりたいと、こういうように思つております。

そこで、具体的に幾つかございましたけれども、予測事態は分かりにくいくこと、こういうことでござります。予測事態というのは、武力攻撃事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態であるというふうに今まで説明を申し上げてまいりたいと、こういうふうに言つながら、もうおなじみのところではあります。そういうふうに申し上げるといふ努力もいたしております。

その説明を少し突っ込んで申し上げますと、これはいろいろな想定がございまして、私は、これから申し上げることが、これがすべてと申しますと、どちらも違ひないし、そういうふうに申し上げても、実際にはそうでなかつたということもこれはあり得るという前提で、それはそのときのいろいろな情勢を判断して行うことでござりますので、そういう前提でこれから申し上げますけれども、例えば、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態、に至つた事態というのは、それは、そういう事態には至つていなければ、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、そしてある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく、要するに軍隊をどこかに集結するとか人数を

増やすとかいったようなことですね。要するにそぞういうような他国の情勢、緊張が高まっていると、そういう情勢、それから、そのためには予備役の招集とか軍の要員の禁足、非常召集を行つて、見まして我が國への武力攻撃の意図が推測されると、そして、我が國に対して武力攻撃を行う可能設の新たな構築を行つて、いるということなどから、我が國を攻撃するためと見られる軍事施設性が高いと客観的に判断される場合、これは当該事態に該当するということでござりますかと、そして、我が國に対して武力攻撃を行う可能と、そういうことでも、そういうこととか、それがから、我が國を攻撃するためと見られる軍事施設の新たな構築を行つて、いるということなどから、そういう個々の事態においてどういう判断をするかということは、そのときの情勢で判断するしかないと、そういうことであるということを御理解を賜りました。しかし、常々、その判断を的確な判断をするための情報収集、分析等は平時においても常時行つていかなければいけないものであるというようになります。

そういうふうに言わるとまたいろいろ説明をしなければいけないということです、より細かいことを申し上げると切りがないということはあるんですね。あらゆるケースと、いうものが想定しなければいけないということになりますので、今現在、その程度の説明をさせていただいているところとでござります。

そういうことで、そういう判断をじやだれがどうするのかということになりますけれども、こ

れ、今のようないくつかの総合的な判断を行つてはござりますけれども、このこういう事態の認定は関係省庁が相互に緊密な関係を保ちながら必要な情報収集、分析、評価するということになります。日本米間の情報交換とか政策協議を通じて得られます

米国からの情報だけということではなく、近隣諸国からの情報も、これも有益な情報であるということを考えます。これはまた、そういう事態がいつ

来るのか、そのときの国際情勢いかん、そういう

ようなことに關係をしてくるわけござります。

また、そういう場合に、もちろん防衛省、外務省

は防衛省、外務省、それはもうそれそれ異なる

く、要するに軍隊をどこかに集結するとか人数を

情報もあるわけござりますので、その情報の比

較、分析、評価も含めまして、安全保障会議を経て最終的には閣議決定をすると、こういうことです。なるわけでござります。

いろいろな事態が想定されるのですから、そういう個々の事態においてどういう判断をするかということは、そのときの情勢で判断するしかないと、そういうことであるということを御理解を賜りました。しかし、常々、その判断を的確な判断をするための情報収集、分析等は平時においても常時行つていかなければいけないものであるというようになります。

ういう個々の事態においてどういう判断をするか

ということは、そのときの情勢で判断するしか

ないということであるということを御理解を賜りました。しかし、常々、その判断を的確な判断をするための情報収集、分析等は平時においても常時行つていかなければいけないものであるというよ

ういう個々の事態においてどういう判断をするか

ということは、そのときの情勢で判断するしか

ないということであるということを御理解を賜

ます。その一方の話も、一方の話も実は私はよくも過言ではないかなと。特に私、外務省と防衛省の情報に違いがあつたりしたらもう大変なことになる。その一方の話も、一方の話も実は私はよく分かると思うんです。外務省は外務省で本当に最後まで外交努力をしながら、臨戦、戦い、有事にならないようにならぬきやいけないというふうな一つの外務省としての見識があるし、防衛省は防衛廳として、万が一その外務省の情報が間違つていたらこれ日本が壊滅するというふうなことにもなりかねないと。非常にこの辺の調整というものは、今、官房長官のおつしやるとおり、難しいところがあろうかなと。至らないような、事に至らないような是非外交防衛をしていただきたいと、そんな思いをします。

時間がどんどん過ぎてきましたので、ちょっと順番、はしょるところもあるかと思ひますけれども、お許し願いたいと。次に、こういうことです。日本は日米安全保障条約の中でアメリカの基地がたくさんあります。仮に米国とAという国が戦争状態になつたと。そのときに、そのA国が日本の米軍の基地に攻撃をしてきた、またしてくる予測が生まれたという場合、これは、日本のいろんな個別法の中での法律要綱は、今度の事態法というふうなことを行使していくのか。しかしながら、逆に相手側とか世界から見ると、それは場合によつては集團的自衛権を駆使しているんじゃないかと思われる可能性も

ありますかと存じます。○佐藤雄平君 本当に法律はなかなか理解できないところがあるんですけども、これまたはしまりますけれども、となつてくると、今度は専守防衛というのがありますよね。

専守防衛の中で、この事態法を審議している中

で、私は、ミサイルが飛んでくることを前提とす

れば、今までの議論の中でもミサイルは七、八分

で着弾するという話が何回かありました。となつ

てくると、いろんな法律がそこに絡んだ中で、私

は、撃つてきて日本海、迎撃するということもあ

るんでしようし、また着弾する前にそれを破滅す

ますけれども、政府部内において、内閣官房を中心として関係省庁間の緊密な関係を保つと。それ

あるかとも思うんですけども、この辺についての一つの御所見をお伺いしたいと思います。○國務大臣(石破茂君) それは、我が国として個別の自衛権の使用以外の何物でもございません。アメリカ軍の基地が日本国にあり、それをA国、今の委員の御設定でございますとA国が攻撃をいたしました場合に、それは日本の領土に所在をいたしておりますアメリカ軍の基地でござりますから、それは個別の自衛権ということに相なるわけだと思つております。

これが集団的自衛権に見えるかというふうな御

指摘でございますが、それは日本の領土に対しま

す攻撃であります限り、それに対しまして仮に自

衛権の発動の三要件を満たして我が方が武力攻撃

を、武力行使をいたします場合は、すべからく個

別の自衛権に基づいて行うものでございます。

○佐藤雄平君 それは長官、あれですかね、法律の優先順位という意味ですか。

○國務大臣(石破茂君) それは、周辺事態法や今回の対処法の優先順位というものではございません。その事態がどの状況に適合しておるかということございまして、その場合にはもう周辺事態でも何もなく、つまりそのまま放置すれば我が国の平和と安全に影響を与える事態というものではなくて、我が国に対する攻撃があるわけでござりますから、これは対処法に従つて行動することになるものと存じます。

○佐藤雄平君 本当に法律はなかなか理解できな

いところがあるんですけども、これまたはしま

りますけれども、となつてくると、今度は専守防

衛というのがありますよね。

ことながら、これはもう現実問題としては、その予測されたところに先制攻撃というか、これをしなかつたら、実は私はこの法律が有効しないんじゃないかなと思つたけれども、この辺は専守防衛との絡みでどのような解釈をするのか、御説明願いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これは繰り返しの答弁で恐縮ですが、我が国において先制攻撃という概念はございません。これは本当によく間違つて報道されることもございますが、私どもは、自衛権の行使といたしまして、三要件を満たした場合に限り武力の行使ができるということでございます。

ただ、昭和三十一年の答弁を何度も紹介を申し上げておりますが、それが、着手ということが認められるような場合には自衛権の三要件を満たす場合もあり得るであろう。それは、ほかに手段もなく最小限にとどまるべきというものも含めまして、そういうような判断に資する場合があるであろうということをございます。

七分、八分で飛んでくるときに、それじゃ何ができるのかねと、そしてまた能力的にあるのかねという御質問もこの委員会でも幾つかございました。私どもはそのような能力を有しておりません。海上自衛隊にいたしましても、航空自衛隊にいたしましても、適地攻撃能力というのを有しておらないわけでございます。それはアメリカ合衆国打撃力にゆだねるということになつておるわけござります。

○佐藤雄平君 それは、長官、日米安全保障条約ということですか。

○国務大臣(石破茂君) さようございます。

○佐藤雄平君 次に、情報いろいろ初期の段階で私は判断するのが事態対処の専門委員ということがあります。ですから、これはもう相当な各省庁の専門官、また第三者も含めるのかどうか分かりませんけれども、これはもう大変

な私は役割を果たす委員会ではないかなと思うところありますけれども、まだその詳細についての専門委員会の位置付けと、それから構成メンバーどれぐらいになるのか、どれぐらいのやつばかり権限を持たせるのかと、ということについてのお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 安全保障会議設置法の改正案に規定されております事態対処専門委員会は、これは内閣官房長官をこれを委員長といたします。そして、その委員につきましては内閣官房及び関係省庁の中から局長級以上の関係者を任命します。すると、こういうことを想定しておりますので、委員の御指摘のとおり、これからそういう具体的なことは決めていくことになつております。

しかし、関係省庁ということではありますので、安全保険上の必要な部署ということになりますと、大体推定できるわけでござりますね。そういうふうな形になる。どういう職種かということをこれから具体的に定めていかなければいけないと、こういうことになつております。

いずれにしても、これ緊急事態でございます。ですから、こういう事態にどういうような対処をするか、その前に認定をするかということがございますが、対処をするかという、そういう基本的な方針を策定するために、これはもう時間的制約が掛けられているという中で行うわけでございますから、これは大変な緊張感を伴う仕事になるかと思います。そういう意思決定につきまして、安全保障会議、これは今申し上げました事態対処専門委員会がいろいろな情報を上げる安全保障会議、その安全保障会議の果たす役割、これはもう極めて重要でございまして、この

本法案を作るに当たって、与野党の中でいろいろ基本的人権についての議論がありました。また、いろんなマスコミの中でも、何で基本的人権というのが憲法の冒頭に書いてあるのに改めてここで書く必要があるのかと、そんな記事も何度か読ませていただきましたけれども、私は、有事の際というのはもう本当に緊急さを要しているわけありますから、当然のことながら、基本的人権というのを冒頭に入れておくことが大事であると、そんな思いをしておりましたし、また今度の立法というのは、一面ではやっぱり軍事的な側面、それと同時に危機管理の側面しかしながら、この議論を通して国民サイドに、私はやっぱり自衛隊とか軍事的な側面の方が強力に映つてゐると思うんです。

そういうふうな中で、私は、この有事立法が運営される前提として、国民の理解ということになります。だからこそこの基本的人権ということは私は大事であるかなと。この基本的人権を入れたことによって国民のこの有事に対する理解が非常に深まつたような気がしておりますけれども、この点についての官房長官の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 基本人権につきましては、政府の元々の案においてもそういうような規定はあったわけでござります。しかしながら、国民の保護という観点から、特に基本的人権を、これを尊重しなければいけないというそういう理念を更に強化するというため、御党から提案のありましたこの基本的人権についての規定を強化、更に強化という意味で盛り込んだわけでござります。

○佐藤雄平君 次に、基本的人権に移つていきます。それとまた、これは県の立場というのは極めてこれ宙ぶらりんな立場になるんです。というのは、現実問題として、国から指令が出る、県が受けける、県がまた市町村にそれを発令するわけでありますけれども、県というのは実は現実問題として足を持つていない。持つているのは消防。これは月給をもらつていて消防職員であります。ただ現実問題としては、これは後でも触れますけれども、地方に行きますと消防団の方がはるかに活動をしている経緯もある。また、持つているとすれば今度は警察、例えば福島県なら福島県警ですから、福島県の警察は福島県の知事の指揮官の下かとすると、現実問題としては警察庁があつて、警察庁の方がこれ親方であるという認識に当たるのかなと思いますけれども。

となつてくると、まず都道府県の知事のこれ役割というのは何なのかと。そしてまた、市町村長の役割とは何なのかと。これは国民保護法制と同時にきちっとしなきゃいけないと思うのであります。

すけれども、例えれば、これも通常の災害のときと
いうのは、これは私はもう慣れていると思うんで
す。ただ、やっぱり有事のわけですから、当然避
難する場所も今までのような場所では良くないと
ころもあると思うんです。それはやっぱり内閣
が、どういうふうな条件を満たしたところが避難
する場所で適当であるかというようなことも、も
う時間も私はないと思うんですけれども、その点
についてはもう既に自治体の方にはサウンドして
おく必要があるのかなと、そんな思いもしますけ
れども、その点についての御所見をお伺いしたい
と思います。

○国務大臣(福田康夫君) 委員御指摘のとおり、
自然災害があるときに武力攻撃事態が起る、こ
れはもう十分考えられることですね、その逆のこ
ともあり得るかもしれません。ですから、そういう
ような様々な事態に対応できるようにしなければ
いけない。そのためには、緊急事態対処の中核を
成します地方公共団体等を含めたそういう組織の
在り方についても、既存の組織や法令との関係な
どに留意しながら検討していかなければいけな
いと思います。

また、緊急事態にかかる基本的な法制の検討
に際しましては、警察、海上保安関係法、自衛隊
法、それから災害対策基本法、消防法等の既存の
法令との関係などの問題について、これを国民
に分かりやすく説明をしていく必要があります。
そうでないとまた成績が上がつてこないというよ
うに思いますので、十分な議論が必要だと思いま
す。

それから、武力攻撃事態においては、国や地方
公共団体の関係機関が相互に連携協力する、そし
て万全の措置が講じられることが必要でございます。
御指摘のようないろいろな消防の問題とか警
察のこと、また自衛隊などによります緊密な連
携と、これは対処措置の円滑な実施を確保するた
めに重要なものでございます。例えば、住民の避
難の誘導につきまして市町村が中心的な役割を担
うということになりますけれども、消防、警察、
自衛隊

自衛隊と協力して必要な措置を実施することが必
要となるということもございますので、これらの
連携は大変重要であり、今後、事態対処法制を整
備する中で詳細に検討してまいりたいと考えてお
ります。

○佐藤雄平君 消防庁長官、来ておりますよね。
おとといですか、あれ、神戸で火災があつて消防
署の職員が三人殉職なつて。

もう本当に、消防署の職員ももちろんですけれど
も、消防団、地方の消防団というのももう大変
苦労するんです。特に、私なんか福島県の会津で
すから、官房長官殿、消防団の最近の仕事という
のは、老人の介護もあるんですよ。群馬県も雪が
降ると思いつつも、冬になると屋根の雪降
る今までやつているんです。

最も今困っているのは、国土交通副大臣お見え
になつておりますけれども、今、一極集中でしょ
う。今、六本木ヒルズなんて行くと、ますますこ
れ、地方の青年が東京に集まる要素をどんどんと
どんどん作つてゐるんです。ですから、民間消防団
の平均年齢というのはずっともう高くなつて、も
う老人が入つてゐるようなところもある。そんな
ことを考へると、消防団の、民間消防団の役割と
いうのは地方において物すごく過重になつてい
る。

そこにもつてきて今度の有事の話になります
と、今、官房長官が言つた中で、自然災害とは
違つた要素が出てくるわけですから、これはもう
ましても、警察ですか医療機関とか、あるいは
ましても、警備隊とか、その状況に応じまして從来か
らいろいろな訓練をやつてきております。ですか
りますと、政府は沖縄の民間空港を管轄いたしま
す那覇の航空交通管制部を共同使用にいたしま
して、この中に米兵を立ち入らせて民間機と米軍機
の管制を行わせました。このことについて、これ
は沖縄返還後初めてのことと、米兵が立ち入つ
て、那覇の航空管制部に立ち入つて管制をすると
いうのは初めてのことと、これ外務省の発表文書
によりますと、米軍がこのレーダーを更新する、
そのため米軍が移動式レーダーを持ち込んでこ
れを管制する、しかし、もしもレーダーの、移動
式レーダーの不具合が生じた場合に困るので、こ
うです。ところが、自衛隊と消防団というのは相
当大きな災害でもないとなかなか共同の訓練をし
ないというふうなこともありますので、消防団、
警察それから自衛隊、この辺の訓練について何か
あります。

○佐藤雄平君 時間も少なくなつてしまひました
ので、もう二つ——もう一問だけやらさせてくだ
さい。

消防庁長官としての考え方と、今どのようない
なつてあるか教えていただきたいと思います。
○政府参考人(石井隆一君) お答え申し上げま
す。

事態対処の消防の役割につきましては、現時点
におきまして、国の避難措置の指示を受けた都道
府県の避難の指示の下、避難住民の誘導を行う、
あるいは警報の伝達、消火活動、救助活動、重傷
病者の搬送といったような役割を想定をいたして
おります。

御指摘がありましたように、常備消防の職員だけ
ではなくて、特に地方におきましては地域の消
防団が常備消防と連携しながら一定の役割を担つ
て、そういう際に、お話に出ましたように、こ
うした消防を中心とした市町村の活動を警察ある
いは自衛隊等が補完をしていただくというような
関係になると思います。今、官房長官からもお話
にございましたように、市町村を中心に消防とこ
れらの関係機関との間で必要な調整を行うといつ
たようなことも考へておるわけでございます。

具体的な国民保護法制の在り方については今後
具体的に検討してまいりますので、常備消防なり
消防団の役割についても関係者の意見をお聞きし
ながら検討してまいりたいと思います。

また、お話に出ました訓練につきましては、そ
の上で具体的に検討していきたいと思いますけれ
ども、例えば昨年ワールドカップサッカーなんか
がございましたが、あいつた会場の対策につき
ましては、警備隊とか医療機関とか、あるいは
ましても、警備隊とか、その状況に応じまして從来か
らいろいろな訓練をやつてきております。ですか
りますと、政府は沖縄の民間空港を管轄いたしま
す那覇の航空交通管制部を共同使用にいたしま
して、この中に米兵を立ち入らせて民間機と米軍機
の管制を行わせました。このことについて、これ
は沖縄返還後初めてのことと、米兵が立ち入つ
て、那覇の航空管制部に立ち入つて管制をすると
いうのは初めてのことと、これ外務省の発表文書
によりますと、米軍がこのレーダーを更新する、
そのため米軍が移動式レーダーを持ち込んでこ
れを管制する、しかし、もしもレーダーの、移動
式レーダーの不具合が生じた場合に困るので、こ
うです。ところが、自衛隊と消防団というのは相
当大きな災害でもないとなかなか共同の訓練をし
ないというふうなこともありますので、消防団、
警察それから自衛隊、この辺の訓練について何か
あります。

○佐藤雄平君 ですから、そういうふうな中で、
國民保護法も考へた國土政策を進めていただくことをお
願いしながら、質問を終わります。

○委員長(山崎正昭君) 佐藤君、時間が来ており
ます。

ありがとうございます。

○佐藤雄平君 ですから、そういうふうな中で、
國民保護法も考へた國土政策を進めていただくことをお
願いしながら、質問を終わります。

○小泉親司君 日本共産党的小泉でございます。
引き続き、法案に関する質問をさせていただきます。

まず初めに、米軍の嘉手納ラブコン、この問題
にかかる問題についてお尋ねをしたいと思います
。

五月の二十九日の日に、外務省の発表文書によ
りますと、政府は沖縄の民間空港を管轄いたしま
す那覇の航空交通管制部を共同使用にいたしま
して、この中に米兵を立ち入らせて民間機と米軍機
の管制を行わせました。このことについて、これ
は沖縄返還後初めてのことと、米兵が立ち入つ
て、那覇の航空管制部に立ち入つて管制をすると
いうのは初めてのことと、これ外務省の発表文書
によりますと、米軍がこのレーダーを更新する、
そのため米軍が移動式レーダーを持ち込んでこ
れを管制する、しかし、もしもレーダーの、移動
式レーダーの不具合が生じた場合に困るので、こ
うです。ところが、自衛隊と消防団というのは相
当大きな災害でもないとなかなか共同の訓練をし
ないというふうなこともありますので、消防団、
警察それから自衛隊、この辺の訓練について何か
あります。

のバックアップ措置としてこれをやつたんだとうふうな御説明であります。結果はこの米軍はどうだつたのか、米軍はなぜこういうことを要求してきたのか、まず初めにお尋ねしたいと思います。

外務大臣、外務大臣。外務大臣今お答えしようとしている。

○政府参考人(海老原紳君) 申し訳ありません。私から事実関係をお話しさせていただきますけれども、結果としてどうであつたのかという事実関係でござりますけれども、これは正に小泉委員がおつしやいましたように、今回の措置は民間航空に万が一にも支障が出てはいけないということで、私専門家ではありませんけれども、移動式のレーダーというのは固定式のレーダーと比べると具合が悪くなる率が高いということで、そういうふうになつたときに民間航空へ悪影響が出ないようについてお尋ねいたします。

理由につきましては、今申し上げましたように、民間航空の安全を図るために、レーダーの更新中に万が一にも支障が出てはいけないということでそういう体制を取つたということでございません。

○小泉親司君 移動式レーダーに不具合が生じたから入つたんだとおつしやいましたけれども、私は運輸省に聞きましたら、元々移動式レーダーは不具合であった、しかしそれが直らなかつたので結果としてこうなつたんだというふうに私はお聞きしております。これは、私はこの外務省の発表文書というのは非常におかしい。

そのことで私、お尋ねしたいのですが、米軍はこれまで嘉手納ラブコンのレーダーについて更新をしてまいりました。これまで何回かやつたそ

うですけれども、これまで那覇航空管制部を使用して嘉手納ラブコンの運用をし続けたと、こうい

うことはこれまでに例が、外務大臣、あるんですか。

○政府参考人(海老原紳君) これは、あくまで先ほど申し上げましたように民間空港の安全というものを第一に考えるということで、前回の更新は、今、小泉委員がおつしやいましたようにあります。

まして、九三年に行われております。その後、御

記憶のことと思ひますけれども、九九年にレーダーに若干の不具合が生じまして、そのときに民間航空に若干の混乱が生じたということもありま

して、今回その反省に立ちまして、日米間で十分

協議をしながら、更新に当たつては万が一にもそ

のような混乱が生じないようにということで万全

を期したという次第でござります。

○小泉親司君 私、そういうでたらめな説明をし

ちやましいと思うんですよ。私、運輸省に聞きま

したら、元々この移動式レーダーは不具合だつ

た。本来であれば、移動式レーダーで九三年に、

先ほど北米局長が言つたように、九三年のレーダーの更新のときには全く運輸省は知らない。こ

れは外務省は知つていただどうか知りませんが、

知らないで米軍が独自にこれ運用し続けたんで

す。ですから、今回がこれは初めてなんですよ。

○政府参考人(岩崎貞二君) お答えいたします。

○小泉親司君 九三年にその嘉手納のレーダーが更新されたときには移動用レーダーを使つたかどうかにつきましては、そのときには順調に飛行機が遅れなく飛ん

でおりましたので、その事実関係まで把握をしておるわけではございません。

それから、移動式レーダーについて不具合が

あったというのは、今回の事件、今回の件でござ

いますけれども、移動式レーダーの調整に少々不

具合があつて直すという作業を、修正するとい

う作業を米軍がやっておられたということで聞いて

おります。

○小泉親司君 いろいろと私、調査いたしました

けれども、これは周到な準備があれば、米兵がわざわざ那覇航空交通管制部に立ち入つて民間機と米軍機と一緒に管制しなくとも、これは那覇航空管制部だけでも十分な時間的余裕があつて準備があればできるんだというようなお話をあります。

○政府参考人(岩崎貞二君) お答えします。

私は、米軍も相当長期間にわたつて、これ要請してから訓練などをやつていますね。これはどのくらいの期間米軍は訓練して、今度は米兵が那覇航空管制部に立ち入つたんですか。

○政府参考人(岩崎貞二君) お答えします。

私は、今おつしやつてることは、当然嘉手納

ラブコンが、沖縄の場合についてはあなたも御承

知のとおり、皆さんも閣僚も御承知のとおり、米

軍が全部米軍機も民間機も仕切つてやつている、

そういう大変属国的な状態があるから、主権を侵

害された状態があるからそういう問題になるわけ

であつて、技術的にもし訓練があるというのなら

これは可能なんじやないですか。時間がないので

一言だけ答えてください。

○政府参考人(岩崎貞二君) 私どもの管制官があ

る工場で管制をするにはおよそ半年から一年ぐ

らい習熟訓練をしてから行います。

○政府参考人(岩崎貞二君) 私どもの管制官があ

るエリアで管制をするには一月弱前でござります

ので、一月強前でござりますので、その時間的余裕で私どもが代わつてやるということは安全上、

技術上不可能でございます。

○小泉親司君 ということは、私は時間的な余裕があれば、つまり非常に周到な準備をすれば技術的には可能だと、ということだと思います。

○小泉親司君 そこで、なぜこれ米兵が立ち入つたのか、私は

日米ガイドラインでは周辺事態の際に日米が航空

管制及び空域調整を行うことになつて、そ

ういうことになりますと、米兵の、米軍のニーズが

あつた場合については武力攻撃の予測事態、こう

いう場合などで今回のような民間航空の管制を担

当する航空管制部に米兵が立ち入つてこの管制を

行うということも当然想定されると思うんです

が、それは認められるんですか。外務大臣どうで

すか、外務大臣。

○政府参考人(海老原紳君) これは、今回の場合

には地位協定の第一条四の(b)でいいますいわゆる

二四(b)でございまして、ちゃんとこういう手続を

地位協定に基づいて施設・区域として米軍に提供を一時的にいたしまして、それに基づいて当然米側は施設・区域に立ち入ったということをございました。そのことと武力攻撃事態あるいはそのおことは全く別のことです。

○小泉親司君 私は別なことだなんて、同じことだなんて一言も言つていませんよ。そういう武力攻撃の予測事態でそういう米軍が民間航空の担当する航空管制部に入つて米軍機や自衛隊機や民間機などを管制する、つまりそういう場合も当然子想されるんじゃないですか。外務大臣どうです

○國務大臣(川口順子君) 今、北米局長が言いましたように、いずれにしてもこういうことについては、これは合同委員会、失礼しました、日米地位協定の第一条四項一に基づいてできることになつていているわけございまして、それはまた、その有事についてどのような組みで物事を行うかということについては、ずっと申し上げているよう

に、今後そういった事態に対する法制を検討するということになりますけれども、いずれにしでもその有事でない今についてもできるというこ

とでございます。

○小泉親司君 ということは、有事においても米軍の二ーズがあればできると、こういうことです

ね、外務大臣。

○國務大臣(川口順子君) 必要があればそういうことだと考えます。

○小泉親司君 私、今回の問題は、外務省の報告では移動式レーダーの不具合があるからバックアップだというのが最大の理由であった。しかし、実際にはもう不具合は始めから生じていて、実際に米兵が立ち入るということを、民間航空機を担当する那覇航空管制部に立ち入る、これが先にありきであつて、このことがやはり私は米軍の大変重要な目的にあつたんじやないかと、うふうに思います。その意味で私は、この那覇航空管制部の問題については嘉手納ラブコンの問題が密接

に関係する、嘉手納ラブコンについてはもう既にアメリカは日本に移管するということを二〇〇〇年ですか、もう既に決定されておりますけれども、一体私たちこれは直ちにこの嘉手納ラブコンについては返還すべきだと、その作業を私は急ぐべきだと思いますが、その点について最後にお尋ねいたしました。

○國務大臣(川口順子君) これにつきましては、委員がおつしやられましたように、平成十二年の三月の時点でコーベン前国防長官から返還に同意をする旨の発言があつたということを受けまして、今民間航空分科委員会の下に専門家レベルの特別作業部会、これが設置をされまして、具体的な問題について検討をいたしております。

外務省といいたしましては、国土交通省と協力をしながら、今後ともこの件については鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○小泉親司君 次に、日米統合演習の問題についてお尋ねいたします。

まず、防衛府長官にお尋ねしますが、今回のいわゆる有事関連法が成立すると、日米の共同軍事演習などにも関係省庁や自治体、こういうものを参加させた演習をやるというふうな方向になるんですか。

○國務大臣(石破茂君) 今後どのような演習をするかということは検討してまいりたいと思いま

す。今ここでこういう形になるということは確たるお答えはいたしかねます。

○小泉親司君 しかし、そう言いますが、実際に私、米軍と、在日米軍と藤繩自衛隊統合幕僚会議議長が合意をいたしました、日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊間の日米共同統合演習等の中長期構想についてと、いうわゆるコンフィデンシャル、マル秘の日米協定を私ここに持つてきておりま

す。これによれば、この計画の中では……(発言する者あり)ちょっと待っていなさい、これは防衛府から取つたんだから、防衛府が出したんだから

ら。その中期構想の中では、関係省庁をこの演習

に参加させるということになつておりますが、この中期構想はなぜこれ結ばれたんですか、防衛府長官。防衛府長官だよ。

○政府参考人(西川徹矢君) 事実関係でござりますので。

今、先生御指摘の文書につきましては、日米共同統合演習等の計画や実施に関する構想についての五点ごとに作成、確定されているものでございますが、これは訓令に基づきまして、五年ごとの大臣が承認されます訓練の構想がござります。それの前提作業としてのいわゆる相互の認識を確認するということでございまして、藤繩当時の統幕議長が、先生御指摘のとおりに平成十二年の九月の二十六日に相互に認識を共有するという形でサインをした、こういうものでござります。

○小泉親司君 この構想は、これはコンフィデンシャル、マル秘となつていてるんですが、このマル秘の文書の中で何て書いてあるかというと、この構想には日本の関係省庁ができる限り参加させるような拡大を図るということが明記をされております。この合意書、日米の軍の関係の合意書に基づいて二〇〇一年二月の日米合同演習では警察署、外務省、海上保安庁、国土交通省が参加をいたしました。またこの演習の中では、この演習の構成で、日本国関係省庁等係という係が付けられまして、この中で、日本政府省庁、自治体などの模擬訓練、このことの表示がありますが、ここではどのような自治体が参加した訓練が行われたんだ

ですか。

○小泉親司君 この構想は、これはコンフィデンシャル、マル秘となつていてるんですが、このマル秘の文書の中で何て書いてあるかというと、この構想には日本の関係省庁ができる限り参加させる

ようになります。この合意書、日米の軍の関係の合意書に基づいて二〇〇一年二月の日米合同演習では警察署、外務省、海上保安庁、国土交通省が参加をいたしました。またこの演習の中では、この演習の構成で、日本国関係省庁等係という係が付けられまして、この中で、日本政府省庁、自治体などの模擬訓練、このことの表示がありますが、ここではどのような自治体が参加した訓練が行われたんだ

ですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 繰り返しの答弁で大変恐縮でございますが、この訓練の中身そのものにつきましては、事柄の性格上、我々としてはこの

答弁には控えさせていただきたい、ここで答弁は控えさせていただきたいと思います。

○小泉親司君 いや、私はおかしいと思いま

すよ。私たち、この前も岩佐恵美議員が、自治体

ははどういうこの法案で役割を果たすのかと質問しました。今日、政府から出ました見解いただきま

したが、自治体については入つておりませんの

で、自治体からの参加者等はございません。

○小泉親司君 そんなこと聞いていないですよ。

あなた方が、統合幕僚会議議長で、日米共同統合

演習基本実施計画というのを、これ私たち入手し

しの答弁で大変恐縮でございますが、個々のやは

ているんですよ。この中にちゃんと、日本国関係省庁等係、日本政府省庁、自治体等の模擬とちゃんと書いてあるじゃないですか。そんなでたらめ言つちや駄目ですよ。具体的に何やつたんですか。

○政府参考人(西川徹矢君) それはあくまでも先生今御指摘のように模擬でございまして、参加とそのうのはしております。それから、具体的な、どこが……

○小泉親司君 何をやつたかということを聞いてるんですよ。

○政府参考人(西川徹矢君) いや、中身につきましては、ちょっと事柄の性格上ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○小泉親司君 そんないい加減なことじゃ駄目だと思うんですよ。

○政府参考人(西川徹矢君) あつたんですね。私は自治体が参加したかどうかと、この訓練の中身そのものにつきましては、事柄の性格上、我々としてはこの

答弁には控えさせていただきたい、ここで答弁は控えさせていただきたいと思います。

○小泉親司君 いや、私はおかしいと思いま

すよ。私たち、この前も岩佐恵美議員が、自治体

ははどういうこの法案で役割を果たすのかと質問しました。今日、政府から出ました見解いただきま

したが、自治体については入つておりますの

で、自治体からの参加者等はございません。

○政府参考人(西川徹矢君) 先生、これも繰り返

り内容等につきましても、これは相互にいろんな

想定も含みますが、それはその都度いろんな形で

の考え方でやるとは言いながらも、事柄の性質

上、ちょっとこういうところでの答弁を差し控え

させていただきたいと思います。

○小泉親司君 これは駄目ですよ。絶対にこれは

認められない。何でかといつたら、今度の法案と

いうのは、自治体を参加させる。国民を、責務で

国民を参加させる。どういうふうな中身なのかと

いうことが議論になつていて、私は、実際に

今演習が自治体を動員してやつてあるじゃないか

と。その中身というのは一体どういう中身か。そ

れから、自治体を動員する模擬的なものをやつて

いるのかどうかと。これだけお聞きしているんで

は審議になりませんよ、委員長。

○政府参考人(西川徹矢君) お答えいたします。

現在行なわれている日米統合訓練、統合演習等に

ついてのお尋ねという形の事実関係について私先

ほど申し上げております、それについては先ほ

ど來の答えはそういう形の範囲の答えでございま

す。

○政府参考人(西川徹矢君) お答えいたします。

現在行なわれている日米統合訓練、統合演習等に

ついてのお尋ねという形の事実関係について私先

ほど申し上げております、それについては先ほ

ど來の答えはそういう形の範囲の答えでございま

す。

○委員長(山崎正昭君) 速記止めください。

○委員長(山崎正昭君) じゃ、速記起こしてください

さい。

○小泉親司君 いや、私はこの法案は自治体に関

係する、これは防衛庁長官もお認めになりますね。密接に関係する。

さて、先ほど私は、初めに、自治体も参加した

があるじゃないかと。一体これはどうなるんだと
いうことなんですか。防衛庁長官、どうですか。
○國務大臣(石破茂君) 先ほど来運用局長がお答
えをしておりますとおり、今まで行いました演習
につきまして、どの自治体がどのようにというよ
うなことは申し上げるわけにはいかないというこ
とを言つておるわけでございます。西川局長がる
るお答えしているのはそういうことでございま
す。

じゃ、今後はどうなんだということでございま
すが、今後、自治体等々がそういうよう武力攻
撃事態におきましてどのような役割を果たしてい
くかということにつきましては、今後議論させて
いただきたい。

ただ、委員が御指摘のように、では自治体が戦

争に参加をするのかというような観点でお尋ねで

ございますが、自治体とか一般国民が戦争に参加

をするとか動員をされるとか、そのようなことを

私どもは考えておるわけではございません。これ

は、自治体や日本国民がアメリカの引き起こす戦

争に参加するための法律だと、こういうような御

議論かと思いますが、そのようなことは間違つて

も起こらないわけでございます。

○小泉親司君 私はそんなことを言つているん

じやないんですね。あなたの方の資料でちゃんと自

治体を模擬した訓練がやられているじゃないか

と。だから、これは自治体を動員した訓練をやつ

てお聞きしているんです。

やつておるんでしよう。それから今後も自治体

を動員するという言葉が何であれば、自治体をど

のように協力させるのか、その訓練をやるんで

しまうと。そのことなんですか、防衛庁長官。

○國務大臣(石破茂君) 何度も同じことを申し上

にいたしますようなお答えはできません。

そして、これから先のことについてどうかとい

うことをお尋ねになれば、それはこの武力攻撃事

態というものを引き起こさないために予測態

の場合でございますが、あるいは武力攻撃事態と

いうものを早急に収束をさせるために、国民保護

という観点から何ができるかと、いう議論は当然あ

るだろうというふうに考えております。

それは、自治体が参加をするとか動員とかそう

いうものではなくて、いかに日本国が平和と安全

を守るか、国民の生命、財産を保護するか、そ

う観点において議論が行われるべきものと考え

ておりますが、具体的な内容について今ここで御

答弁できる段階にはございません。

○小泉親司君 私、自治体を協力させるかどうか

の演習をするのかという質問に對して全然防衛庁

長官答えていないんですよ。ちょっとはつきりさ

せてくださいよ。自治体を協力させる仕組みの演

習を日米合同演習でこれまで指揮所演習でやつて

きたそういう演習をやるんじゃないのかと聞いて

いるんですよ。あなたの答えていないですよ、全

然。

○國務大臣(石破茂君) それは先ほどお答えを

いたしておりますとおり、今後どのような形で行

うのか、それに自治体がどのような形で協力をす

るのか、そういうことも含めてこれから議論をし

ていかなければいけないということです。

それはもう委員おっしゃいますように、それ

が、自治体も参加させるのかと、いうようなことで

ございますが、参加させるともさせないと今こ

こで申し上げるわけにはまいりません。しかしな

がら、すべからく国民の生命、財産をどのように

守るかという観点において議論が行われるもので

ござります。

とみんな疑問を持つてゐるのに、実際は米軍と自
衛隊が軍事的には先にやつてゐると。これ、模擬
してやつて、参加すると、私、参加している
とは私は言つていませんよ、自治体を協力させて
いための仕組みの演習をやつてゐると。

私、この点でもう一度、私たちは再度、この自

衛隊が軍事的には先にやつてゐると。これ、模擬

してやつて、参加すると、私、参加している

とは私は言つていませんよ、自治体を協力させて

いための仕組みの演習をやつてゐると。

私は、再度資料を求めるといと、見解を求めるとい

うと願いいたします。

○委員長(山崎正昭君) ただいまの件につきまし

ては、後刻理事会においてその取扱いを協議いた

したいと思ひます。

○小泉親司君 次に、先ほど言いましたように、

国の関係省庁が参加しておりますが、私、もう繰

り返しませんが、国土交通省が参加していま

すが、国土交通省はどの部局が御参加されてい

ますか。ほかの省庁は、もう時間がないから練り

返しませんが、全部省庁名を挙げております。國

土交通省、何局が参加していきますか。

○政府参考人(鷲頭誠君) 日米共同統合演習につ

きましては、防衛庁より、防衛庁の機密保持の觀

点から演習の具体的な内容は部外秘とするよう

伺つておりますと、演習視察者の所属部局等をお

答えいたしますと、事実上演習の内容が推定され

るといふことがあり得るために、演習視察者の所属

部局などにつきましてはお答えを差し控えさせて

いただいているところでございます。

○小泉親司君 防衛庁長官、何か防衛庁が秘密保

持のために関係した局を言つちやいけないと言わ

れてはいるそうですが、あなたにじやお聞きしま

す。どことどの局が見学、これは見学ですが、

参加したんですか。

○國務大臣(石破茂君) 今、国土交通省からお答

えをしたとおりでございまして、それを申し上げ
るわけにはいかないということを言つておるわけ
でございます。

○小泉親司君 日米ガイドラインでは、例え民

主制を模擬した、自治体の動員を模擬した訓練

の内容、演習の内容、こういうものを明らか

ないでください。

北朝鮮のあるポイントから、一番可能性のある話ですから、ロケットが、ミサイルが飛んできました。恐らく、万景何とか号ですな、あそこのある新潟をねらわれた。新潟をねらわれた。小さな核爆弾を積んでいた。同時に、北陸地区周辺で工作員と言われる人たちがいろいろな活動を始めた。

こういう事態になつた場合ですね。その原因の、また攻撃されそうだという可能性がある場合に、原因を作っているポイントですね、北朝鮮のある

地域、基地ですね、そこに自衛隊が自衛権の行使として攻撃を始める、対処するという可能性も理論的にはこの法律で出てくるわけですね、対処方針でそのときに、基本方針で作れば。それ、ちょっと確認しておきたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) それは、理屈の上からはそういうこともありますが、ただ、それはほかの手段がないのかどうなのかということ、そしてそれが必要最小限のものなのかということ

に係つてくるお話をうつております。例えば、よく言われますミサイル基地攻撃といふことがあります、それはまだおそれの段階では駄目なのだと。これから新潟の何々に向けてミサイルを発射するぞ、発射するぞ、発射するぞと言つてゐるようなおそれの段階では全然駄目なのであって、しかしながら、もうミサイルが飛んできて甚大な被害を受けてからでも遅いのであって、だとするならば、発射せよという命令があり、そして燃料充てんとかミサイル直立とかそういうようなことがあり、実際に着手をされて、そしてほかに手段もなくというような状況、そしてそれが、今ある國のお名前をお出しになりましたが、そのいろんなものを破壊するということではなくて、本当にピンポイントでその基地だけたたくということは、理屈としては自衛権の範囲であることは法理上あり得るということでござります。

ただ、私どもいたしましては、そういうことでござります。それを、今ある國のお名前をお出しになりましたが、そのいろんなものを破壊するということではなくて、本当にピンポイントでその基地だけたたくということは、理屈としては自衛権の範囲であることは法理上あり得るということでござります。そこで、私はそのうまいことを申し上げることは不適切かと存じます。

○平野貞夫君 私は、状況によつてという、言わば最悪の状況を想定した上の理論的な話ををしておりますから、まあ結構です。今の答弁で確認できました。

そこで、官房長官にお伺いしますが、最近、周辺事態法とかテロ特措法とかという非常に複雑な法律ができるわけですが、今度、事務法とかそういうことじやなくて、武力攻撃を受けたときに主体になる法律というのはどっちになりますか。

○国務大臣(福田康夫君) この武力攻撃事態対処法は、御案内のとおり武力攻撃事態等への対処に関する基本となる事項を定めた法律でございます。それに対して自衛隊法は、自衛隊の任務、行動及び権限等について定めるものでございます。先ほど来、防衛庁長官からこの関係についていろいろ説明がございました。そういう関係でございまますけれども、これはともに独立した法律である

ういう考え方で、個別的自衛権はこういう限定的にいうものを、いわゆる憲法を補完する基本法というものをまず作って、それからやるべきものなんですよ、こういう具体例というのは、それを、難関度の高いものはほつたらかしにして、事態その場、その場しのぎ、その場しのぎのものから始めるところに、我が國が国際社会からとやかく言われる、責任のない國と言われることが元だから言つて、責任のない國と言われることが元だと思うんですよ。

そういう意見を私は持つておるんですが、質問

れども、例えば防衛出動については従来自衛隊法にあったものを、今度、自衛隊の国会承認については事態法に移してますですね。

そういう意味から見て、私は自衛隊の活動の実態においては事態法の方が上位と、実質的にそういった、私はそういう思いでございます。そのこと

私どもとしてはそういうことを考えていないといふことがあります。ですから、これは本当にほかに手段がないのか、そして必要最小限なのかといふことを考えてみませんと、一概にそういうことは可能だというふうに申上げることは不適切かと存じます。

○平野貞夫君 私は、状況によつてという、言わば最悪の状況を想定した上の理論的な話ををしておりますから、まあ結構です。今の答弁で確認できました。

そこで、率直に言いまして、私は元は自由民主党にいて、防衛庁長官とは随分仲良く日本の国を憂えた仲でございますが、私の論理でいいますと、周辺事態法、テロ特措法、それから事態法、全部僕は憲法違反だと思ってるんですよ、本来は。ただし、共産党の言う憲法違反とは論理が違う。

これはやっぱり九条の戦争放棄という常識論にはこれらの法律はやっぱり反っていますよ、それは小泉総理も時々それに近いことを言うんですね。が、本来はやっぱり今の憲法は残念ながら、いい部分もあるけれども、占領中に作られた、夜、夕方か夜、朝の憲法なんですよ。今やすかりもう国際情勢はもう変わつて真っ昼間。すごく厳しい国際情勢の中で昼間の憲法が欲しいんですよ、やっぱりきちっとした。しかしそれはなかなかできないから、我が自由党は、少なくとも憲法の精神を踏まえた、憲法を補完する、すなわち平和を確立するにはどういう考え方であるべきか、あるいは自衛権を使用する際には、集団的自衛権はこのように考え方で、個別的自衛権はこういう限定的にいうものを、いわゆる憲法を補完する基本法というものをまず作って、それからやるべきものなんですよ、こういう具体例というのは、それを、難関度の高いものはほつたらかしにして、事態その場、その場しのぎ、その場しのぎのものから始めるところに、我が國が国際社会からとやかく言われる、責任のない國と言われることが元だ

る。

政府として整備をしていると、こういうことでござります。

お考えはお考えとしてそれはよく分かるところ

でございます。しかし、それがいいというふうに申上げているわけではございません。

○国務大臣(石破茂君) すべて憲法違反という御指摘ございますが、私はそうは考えておりませ

ん。それは自衛権というものを固有の権利として考えます以上、国家に当然ある権利として考えます以上は、それは憲法違反という御指摘は当たらぬと思つております。

したがいまして、今回の法案も含めまして、そ

れぞの法案が極めて分かりにくいのは、憲法に起因をすると申し上げますよりも、自衛隊の法制の仕組みというものに由来するものが多いたる

うと思つております。

私は、今の自衛隊の法制のやり方が駄目だと申

し上げているわけではありません。それは、我が国としてそれなりに筋の通つたやり方をいたしております。

しかし、よく私申し上げることですが、軍の法

律といふものは本来ネガリストであつて、これと

これとこれはやつてはいかぬと、あとのこと

はやつてもよろしいと、こう書くのが軍の法律であつて、逆に警察の法律といふのはポジリストであつて、これとこれとこれとこれとこれはやつてよいと、あとのこととはやつてはいかぬと、こういうような法律の立て方になつてゐる。

では、自衛隊の場合に、それはもう、そこで自

衛隊は軍なのかどうかなどという議論にもまた直

結をするお話でございますが、そこに由来する

ものが多いのではないか。したがつて、いろいろなことをやる場合に、新しい法律を立てそれなりに権限を付与していく、そういうやり方を今まで取つてまいりました。それは何も憲法違反でも何でもなくて、我が國の自衛隊の法制のやり方がそういうスタイルになつてゐる、そういうことに由

来るをする部分が大きいのだろうと私は思つております。

○平野貞夫君 その気持ちは分かるんですけども、私も逆な立場だつたら同じことを言つかも、言わざせるかも分かりませんけれどもね。

率直に言いまして、自衛隊法それからPKO法までは憲法というものをやっぱり踏まえて作られたんですよ。やっぱり周辺事態法から、すなわち、やっぱり自衛隊が海外で武力行使ができる可能性の道を開いてから、私は、乱暴に言えば憲法違反あるいは憲法に反したもの、それをいろいろ修理屈付けてやり始めたと。非常に日本の国が、そういう意味で国民がうつ病状態になつていると、これからの平和というのはどう確立するかといふ。

ここはやつぱり自衛権はいかにあるべきか。我が国の平和確立というのはいかにあるべきか。憲法九条を置いていいともいいますよ。この憲法九条や前文の中から、ここまでやるんだと、ここから先はやらないんだというやつぱり基本法が必要だということを申し上げて、次に移りますが。

前原さん、非常に努力されて、修正、衆議院で修正された。修正された何か所かがあるんですねが、何か所か、いろいろあるんですねですが、前原さん、あなたが中心になつて与党側と作った修正に何点付けますか。

○衆議院議員(前原誠司君) 点数というのはなかなか難しいと思いますが、大学でいえば優は与えられる点数、つまり八十点以上だとは思います。

しかし、御質問があれども、有事法制の議論というのは正にこれから始まつたばかりで、国民保護法制でありますとか米軍との協力の問題、細かな法律をいろいろこれからやっていかなくてはいけませんので、そういうところをすべて見た上で評価をするのが妥当ではないかというふうに思つております。

○平野貞夫君 ここから非常に申し上げにくい質問になるんですが、防衛府長官、この二条の武力

攻撃事態の定義を変えましたね。修正しましたね。修正で……

○國務大臣(石破茂君) 予測事態のことですか。

○平野貞夫君 そうそうそう。これは原案と実態的に違うんですか。

○國務大臣(石破茂君) 私、いや、修正案……

○平野貞夫君 いやいや、あなたに、防衛厅長官としてどう思うか、修正されたものと政府原案と、施行する、使うのに実態的におかしいです。

○國務大臣(石破茂君) これは昨年來ある議論でございまして、そのおそれと予測というのと一体

ことか、そのようなことではなくて、概念を分かりやすく整理をしたものだというふうに私は考えております。

○平野貞夫君 私もそう思います。要するに言葉の整理、悪く言えば言葉の遊び。

それから、三条の修正の基本的人権と国民の情報提供、これも非常に大事なことなんですねけれども、どなたか与党の人がありましたね、憲法に書いておるといつて、わざわざ法律に書くことはないという与党の幹部の意見がありましたね。これも、そういう意味で、そう点数を大きく付けるものじゃないですね。

それから、まああえて点数を付けるとすれば、国会の議決による対処措置の終了宣言ですか、これはまあ与党の発想じやなかつたことだと思いま

す。

○衆議院議員(前原誠司君) 本法に、私は、緊急事態に対する基本的な国家としての構え、考え方をしっかりと書いて、それがまあある意味で憲法の下にあって、そしてそのまま下に各個別の法案があると。そしてまた、将来の憲法改正の議論のときに、緊急事態に対する規定というものの、ドイツのボン基本法やロシア憲法と同じように、そういうものを書くという

のは、これは我が自由党的緊急事態基本法の中から取ったものでして、一体、実を取つたという、話付けられた民主党のオリジナルというのはどういうところに、この修正の中にあるんですか。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど自由党さんがおっしゃいましたが、この修正の中にあるんですか。

○平野貞夫君 そうそうそう。これは原案と実態基本法の必要性ということをおっしゃいましたけれども、我が党も全く同じでありまして、緊急事態基本法というものを提出をいたしました。

ただ、その求めたところが少しお話を伺つていると違つたなと思いましたのは、我々は憲法の中

に緊急事態に対する規定がない。そして先ほど、基本的人権の書きぶりを三条四項で詳しく書いたことは余り評価はされませんでしたけれども、私は、これは非常に大きな意味を持つと思っておりました。なぜならば、緊急事態に対する規定が憲法上ない。しかし、この事態対処法においては、基本的人権については訓示規定しか全く書いていませんでしたね。それを我々は修正案の中で、憲法に保障されている基本的人権の各条の内容までしっかりと武力攻撃事態対処法の三条四項に書いたということは、緊急事態においても、当然

我々が想定している憲法上に認められた権利義務というのを守られるんであるということを緊急事態の法制に、その条文ごとに、内容ごとに書いた

というのは、私は非常にプラス、またそれは私は評価され得るべきことなんだろうというふうに思つております。

頼むれば、先ほどおっしゃったように、その基

本法に、私は、緊急事態に対する基本的な国家としての構え、考え方をしっかりと書いて、それがまあある意味で憲法の下にあって、そしてその

危機を退避できるかどうかという問題もあるんですよ、これは。だから、ここは非常に難しい問題で、これはもういい政府作つて、政府、自衛隊を信頼するしかないんですよ。だから、僕は、こ

のほか、私は、前原さんは優を付けたけれども、ほとんど大事なことは書いてあります。す

べ実行する、この国会で実行するというのじゃなければお答えをいたしますけれども、な

は、緊急事態にはより基本的人権が制約されることがあります。とにおいて、しかし憲法上書かれたことがしつかり守られるということが書かれていることは極めて重要なことだと思つております。

もう一つだけ、時間取つて恐縮ですが、先ほど情報提供について、これも評価しないとおっしゃいましたけれども、これは、私、非常に大きな進歩だというふうに思つています。つまりは、大本當発表するとは、いうふうにはうがつ見方しておられませんけれども、しかし、危機のときに余りませんけれども、

生々しい本来の情報というものは出したがらない部分というのはあるわけであります。それを客観的に出せと法律にしつかり書いたというのは、私は、過去の大本當発表を繰り返さないためにも、

いましたけれども、

もう一つだけ、時間取つて恐縮ですが、先ほど情報提供について、これも評価しないとおっしゃいましたけれども、これは、私、非常に大きな進歩だというふうに思つています。つまりは、大本當発表するとは、いうふうにはうがつ見方しておられませんけれども、しかし、危機のときに余りませんけれども、

生々しい本来の情報というものは出したがらない部分というのはあるわけであります。それを客観的に出せと法律にしつかり書いたというのは、私は、過去の大本當発表を繰り返さないためにも、

もう一つだけ、時間取つて恐縮ですが、先ほど情報提供について、これも評価しないとおっしゃいましたけれども、これは、私、非常に大きな進歩だというふうに思つています。つまりは、大本當発表するとは、いうふうにはうがつ見方しておられませんけれども、しかし、危機のときに余りませんけれども、

生々しい本来の情報というものは出したがらない部分というのはあるわけであります。それを客観的に出せと法律にしつかり書いたというのは、私は、過去の大本當発表を繰り返さないためにも、

もう一つだけ、時間取つて恐縮ですが、先ほど情報提供について、これも評価しないとおっしゃいましたけれども、これは、私、非常に大きな進歩だというふうに思つています。つまりは、大本當発表するとは、いうふうにはうがつ見方しておられませんけれども、しかし、危機のときに余りませんけれども、

生々しい本来の情報というものは出したがらない部分というのはあるわけであります。それを客観的に出せと法律にしつかり書いたというのは、私は、過去の大本當発表を繰り返さないためにも、

もう一つだけ、時間取つて恐縮ですが、先ほど情報提供について、これも評価しないとおっしゃいましたけれども、これは、私、非常に大きな進歩だというふうに思つています。つまりは、大本當発表するとは、いうふうにはうがつ見方しておられませんけれども、しかし、危機のときに余りませんけれども、

生々しい本来の情報というものは出したがらない部分というのはあるわけであります。それを客観的に出せと法律にしつかり書いたというのは、私は、過去の大本當発表を繰り返さないためにも、

分あつたんですが、私が違つた次元の同時存在といふのが政治だというので、何とか収まつたんですが。

そういう意味では、私は、やっぱり基本法を作らうと思つたら作れるんですよ。私なら十年前から主張しているんですよ。しかし、その基本法を作らうとしたら、自由民主党、与党も、それから、民主党の批評も余りしぢやいかぬけれども、なかなか党の意見として一本化しないといふところに我が国の悲劇があるんですよ、我が国の悲劇が。ですから、本来、あと、この事態法が施行されることは、年は掛かるでしよう。年内にこういう武力攻撃事態が起つたらどうするんですか。恐らく全く新しい法律を作る以外ないでしよう。それを、何か修正して、何かもう立派な有事体制ができたよう、國民に錯覚させているということは私は非常に問題であるということを申し上げて、終ります。

麻生政調会長が實際にどういうような言い方をされたか、それは正確に私ども知っているわけではございませんけれども、いずれにしても、創氏改名ということについての政府の立場、これはもうはつきりいたしております。一九九六年に橋本総理が訪韓をされまして、そのときに、金泳三大統領との共同記者会見におきまして、創氏改名がいかにお国のの方々の心を傷付けたかは想像に余りあるものがありますと、こういうふうに述べているわけでございます。この言葉で分かりますように、植民地時代に我が国が行つたことについて正当化されるということは我が國の方から言うべきことではないのではないかと、こういうふうに考えておるところでございます。

○田英夫君 本当に盧武鉉新大統領が来日をされその直前にこういうことを言われるという神経は全く分かりません。しかも完全な誤りでありますから。

る。 関東大震災のとき、さつきそういう話をしましたが、たが、あのころは一体、概算でいいんですが、どういでのぐらいでしようか。

○政府参考人(増田暢也君) 今の外国人登録制度が昭和二十二年にできたものでござりますから大正時代のいわゆる在日に当たる方の数は把握しております。

○田英夫君 これは私の聞いた概算ですが、二三万だらうというんですよ、当時は。それが今十二万まで激増しているのは一体いつかといふと、それも調べてみたら、戦争中なんですね。(つづけ)まり、戦争中の昭和十七年、東条内閣が閣議決定したいわゆる強制連行、これによつて数十万の朝鮮の人々が日本に来て、そのまま居着いてしまつたルーツであります。元をただせば強制連行ですよ。

言われて、實際正確な数が分からぬんです、が
人たちが死にました。米軍が関与しているという
ことがあって、長いことこれはタブーにされまし
て、表面で議論することすらできなかつた。数年
前に金大中大統領が誕生したときからオーブンに
なつておりますけれども、これは南北分断に反対
をしたと。

南北分断されたということは、実は日本に責任
があると私は思つてゐます。つまり、太平洋戦争
で日本が負けた、終わつたときに朝鮮半島に朝鮮
という独立した国家があれば、いかにアメリカと
ソ連も三十八度線を引いて南北に分断をするとい
う、そういうことはできなかつたと思いますよ。
それを、日本の植民地だつたから、日本が植民地
にしていたから、負けた日本の植民地だからアメ
リカとソ連はそれを分断する、こういうことに
なつて民族の悲劇が生まれたわけですが、そのこ
とに、まず李承晩政権ができようとしたことに反

○田英夫君　武力攻撃事態とか有事立法とか言わ
れておりますが、日本はそもそもこういう問題を
考えるよりも戦争をしない方法を考えるべきです
が、現実の問題として、北朝鮮というものがみん
なの頭の中にあることは事実でありますから、前
回に統いて、この朝鮮の問題を議論したいと思いま
す。

昨日ですか、残念ながら自民党的麻生政調会長
が大変な発言をされました。創氏改名は朝鮮の人
が名字をくれといつたからやつたんだという、正
に日本人としてあってはならない発言だと思いま
すが、それを与党の最高幹部が言われたたということ
に驚きを感じざるを得ません。

官房長官、どういうふうにこの問題を考えてお
られますか。

○国務大臣(福田康夫君)　自民党的麻生政調会長
が講演の際に、創氏改名は当時朝鮮の人々が求め
たために始まつたものであるといつたような趣旨
の発言をされたというようなことが報じられたわ
けでござります。

しかしテバ日本ノリヰの口に朝鮮貝放てり丈
する差別といふか、べつ視の傾向が歴史的にずつ
とあつたんじやないかといふうに思えてならない
いんです。ですから、麻生さんの問題も人ごとと
とらえない方がいいかもしない。

実は、私は関東大震災の年に生まれたんですね
が、そのときに大勢の朝鮮の人が、これはもうデ
マがもとですけれども、殺されている。全くばか
げた話ですが、私は、もちろん生まれた年ですか
ら、小学生ぐらいのときには母親から聞かされて驚
きましたけれども、もつと朝鮮民族に対する本當
の理解をするという意味で、今、日本に大勢の朝
鮮民族、いわゆる在日の方々がおられますが、在
日の総数というのは、法務省、何人とつかんでお
られますか。

○政府参考人(増田暢也君) 平成十四年十二月末
現在の統計でございますが、韓国、朝鮮人で外国
人登録をされている数は、六十二万五千四百二十
二人でございます。

○田英夫君 今、六十二万もの、いかに隣の国と
はいえ、その南北合わせてそれだけの方がおられ

鮮の皆さんに対する意識を正さなければならぬと思つてゐますが、その在日の中で、皆さんはやはり朝鮮総連系とそれから民団と言われる韓国系という頭で見ておられるかもしませんが、それは全く違います。在日六十二万の中で一番数が多いのは、実は日本の政党支持率と同じようなことであります。総連も民団も支持しない、その中間です。この人たちの間で、何年か前に在日同胞の生活を考える会といふ一つの市民組織のような形のものができておりますが、今度それが全国的に組織を強化して一つの新しい組織を作るということが表面化しつつあります。もう今年の末か来年には発足するようでありますけれども。

我々は本当に隣人どころか一緒に住んでいる人たちのことすら余り正しく理解していないのではないかと思いますが、もう一つ、我々が理解しておかなくちやいけないのは、昭和二十三年、一九四八年に済州島で起きました済州島事件。一九四八年の四月三日ですけれども、南北分断に反対をして市民が蜂起をして、結局、二万とも三万とも

そこで一つ、外務大臣始め皆さんに考えていただきたいのは、昨年の八月、私は実は驚くべき情報を聞いて疑つておりましたが、私はそのころ国会におりませんでしたから一民間人であります、が、北朝鮮の金正日総書記が一つの決断をして、従来の政策を全面的に転換すると。経済もいわゆる開放経済、市場経済を取り入れるという方向に大転換をする、そして日本に対する姿勢も変える、世界に対する姿勢も変えると、こういうことをかなり朝鮮問題に詳しい人から聞きました。そして、八月三十一日の小泉總理訪朝ということがその後すぐ現実に発表されました。九月十七日にそれが実現をしたと。

私は、したがって、九月十七日まで、これは劇的な転換の舞台になるんだなど、こう一民間人として予想をしながら見詰めておりましたら、拉致問題を認めるということを含めて柔軟なことを、

○國務大臣(福田康夫君)　自民黨の麻生政調会長が講演の際に、創氏改名は当時朝鮮の人々が求めたために始まつたものであるといったような趣旨の発言をされたというようなことが報じられたわけでござります。

現在の統計でござりますが、韓國、朝鮮人で外国人登録をされている数は、六十二万五千四百二十一人でござります。

おかなくちやいけないのは、昭和二十三年、一九四八年に濟州島で起きました濟州島事件。一九四八年の四月三日ですけれども、南北分断に反対をして市民が蜂起をして、結局、二万とも三万とも

それが実現をしたと。
私は、したがって、九月十七日まで、これは劇的な転換の舞台になるんだなど、こう一民間人として予想をしながら見詰めておりましたら、拉致問題を認めるということを含めて柔軟なことを。

麻生政調会長が実際にどういうような言い方を

る。

言われて、実際正確な数が分からないんですが、

姿勢を取ったと思います。小泉総理が、従来からのいきさつからすれば、訪朝されたということ自体が既にその姿勢の変化ということを表している。結果、今日に至るまで、説明を要しません、むしろ対立が激化してしまった。これは一体どこに原因があるのか。

今我々は考るべきことは、こういう戦争を予想した法律を作るよりも、まず一番残っている国交正常化ができるない北朝鮮との関係をどうするかという、その絶好のチャンスだつたわけですね。よくあそこまで行かれたと私は評価しますよ。それが駄目になつたのは一体どういうことなのか、官房長官、いかがですか。

○國務大臣(福田康夫君) 対北朝鮮という問題とこの有事法制、これは切り分けてお考えいただきたい。この有事法制につきましては、もう長年の懸案事項であったということでございまして、国民を守り国を守るためにどういう法体系が必要なのかということで御審議をいただいておるわけでございます。

北朝鮮とのことにつきましては、昨年九月十七日に総理が平壤に行かれて、平壤宣言というものをこれを作成し、そして署名をしたわけでござります。これがその後いろいろな事情がございまして解決が長引いているという、これはもう事実でございます。ただ、五人の方々の帰国ということは実現した、しかしその後、その被害者の子供さんはまだ帰ってきていないと、こういう現実があるわけでございまして、これは何としても早く帰してもらいたいと、こういうことは、これはもう大前提だというように思います。

あわせて、詳細の分からぬ今の拉致被害者の事実関係を究明しなければいけないということもございます。もし生存しておられる方がいらっしゃれば、またそういうことを信じて今いろいろ運動もしている方もたくさんいらっしゃるわけでございますので、そういう事実関係を明らかにし、一人でも多くの方が日本に、日本の土を踏

めようにしてあげる、そのためには交渉は継続をしているということでございまして、その交渉の上での問題も解決する、またその他いろいろな安全保障上の問題も解決する、またその他いろいろな安全保障上の問題も解決する、そして拉致の問題の

みならず、核の問題という極めて重大な安全保障上の問題も解決する、そういうことについても心から納得できるような、そういうような北との関係、これを我が国としても作り上げるべく最大限の努力を傾注してもらいたいとこのように考

えているところでございます。

○田英夫君 時間がなくなつてしましました。

私は、この問題を解決するには、この問題の周辺にアメリカのネオコンと同じようなジャバニーズ・ネオコンがいると思っています、そういう北朝鮮をつぶしてしまえといふことを第一目的にいただいたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(山崎正昭君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後二時二分開会

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

これより、三案の審査のため、参考人として、慶應義塾大学総合政策学部教授草野厚君、拓殖大学国際開発学部教授森本敏君、国際政治・軍事ア

です。
さて、私は、この分野の専門家というにはふさわしくない専門分野でございます。しかも、法案の文言の不確かなど詳細部分については既に自己の意見を聴取し、質疑を行います。

私は、これが失敗したということではなく、この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

参考人の方々から忌憚のない御意見を賜りましたが、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきまして、その後、各委員から質疑にお答えいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

本日の議事の進め方でございますが、参考人の方々からお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

独立やあるいは現政権の打倒を目指して内戦が起ころといったことによる脅威でございます。それが周辺諸国、ひいては地域を不安定にさせているということはございます。アフガン、東ティモール、インドネシアの、アジアなどが典型でございます。

日本周辺の場合、言うまでもなく、特に朝鮮半島の緊張状態がございます。しかし、仮に北朝鮮問題が混乱なく解決をしたとしても、先ほど述べた国際的脅威から日本が逃れることは、このグローバル化した国際社会を考えれば恐らく不可能だというふうに思います。

ならば、よく聞く議論でございますが、そうした状況が生まれないように外交努力をすればよろしいのではないかという声がございます。もちろん、そうした努力を重ねていかなければなりません。しかし、そうした議論が期待するほど国際社会は、話せば分かる、暴力はいけませんということで解決できるような甘い理想的な社会ではありません。既に自爆テロを含めた国際的テロが多発してきたこと、数々の国際社会との約束を破つてしまふ。既に北朝鮮の存在を振り返ればこのことははつきりしております。

そこで、万が一に備えるとすることが必要になるわけです。もちろん、冷戦華やかなりしこの米ソの緊張を念頭に置いた有事が起きるとは必ずしも言えません。しかし、国際社会は、冷戦がだれも予想しない形で終わつたように、何が起きるか分からぬといふ社会でございます。あらゆる事態に対応し、日本の安全を守るために法整備が必要であり、現在審議中の一連の有事法制がそのような役割を担うというふうに考えております。

さて、第二番目でございます。第二に、日本の安全保障に関する法的枠組みです。

冷戦後、日本の安全保障に関する法的枠組みは随分と整備されてまいりました。冷戦が終わりましたのが一九八九年でございます。もう既に十四年でございます。ここに書きましたように、日本の安全保障に関する法的枠組み、一九九六年

に事実上の安保の再定義、カバーする範囲が広がりました。次いで、周辺事態法が二〇〇〇年にできました。また、九・一一を受け、テロ対策特別措置法が成立をいたしました。今、イラク新法が取りざたされております。日本の平和と安全、日本同盟の観点から大いに意義のあることだというふうに思います。しかし、改めて申し上げるまでもなく、いずれも日本本土の話ではない、ここが欠けていたというふうに思います。

その点でいえば、国際平和協力への日本の自衛隊の協力、自衛隊だけではございませんが、自衛隊、警察の協力もこの十数年実績を重ねてまいりました。一九九二年に湾岸戦争の日本の対応ぶりに対する批判から作られました国際平和協力法、これができるまで、まず最初にカンボジアに自衛隊、警察の方々が出掛けられました。御存じのように、憲法九条の制約から、あるいは憲法九条に抵触しないよう極めて複雑な内容を持つたこの国際平和協力法でござりますが、その中身は国際的なPKOの標準とは必ずしも一致はいたしません。しかし、今では、ゴラン高原、東ティモールと、三けたの隊員が平和協力に従事をしております。後方支援による彼らの活動は、私もゴラン高原参りましたけれども、大変に同じPKOに参加しているよその国の隊員からも評価をされております。

実績は十年以上にわたるわけですが、その間、この国際平和協力法、いろんな問題点が参加者からも指摘をされているわけですが、武器を上官の命令で発砲できるようにしたり、パトロールなど本隊業務への参加の凍結を解除するなど、自衛隊の方々が国際社会においてより望ましい形で国際の平和と安全に協力することができるようになります。

そこで、報道で明らかになつたところによれば、内閣を中心にして、いざというときにやれと言われ、準備がないのはひとつもないということから、後の周辺事態法にもつながる法案の骨格を用意したわけでございます。自衛隊などによる海上警備の参加、海上封鎖海域などの機雷掃海、海上封鎖を行う米軍への後方支援などを可能にする略に対し自衛隊の役割をきちんと決めておかなくてよいのか、政府と現場の関係を規定しておかなくてよいのか、政府と現場の関係を規定しておかなくてよいのかといふことなのです。

今ではそうした見解は少ないと思われますが、これは、私がお目に掛かった自衛隊の幹部の中に、国内の防衛に関する法制もきちんと仕組みがないのになぜPKOにどんどん出掛けいかなければならぬのかという声、これも聞いてきたわけあります。誠にもつともな見解だと私は思ひます。

第三に、法律が未整備な状況で危機が発生したときにどのようなことが起こるかということを過去に学ばなければいけないということです。

御記憶の方も多いかもしれません、一九九三年秋から四年前半の朝鮮半島危機です。詳しく述べる時間がありませんが、朝日新聞等々の報道で明らかになつてゐるところによれば、四年の初め、北朝鮮の核開発疑惑による緊張があり、アメリカのクリントン政権は軍事行動も選択肢の一つとして考えた。後から振り返れば相当に機能しておりませんでした。細川、羽田、村山内閣と短期間に政権が目まぐるしく替わるという、言わば国内的な政治の危機状況にございました。

ところが、日本はそうした緊急事態に対応する法制度が御存じのようにございませんでした。それだけではありません。当時、日本の政治は十分に機能しておりませんでした。細川、羽田、村山内閣と短期間に政権が目まぐるしく替わるという、言わば国内的な政治の危機状況にございました。

そこで、報道で明らかになつたところによれば、内閣を中心にして、いざというときにやれと言われ、準備がないのはひとつもないということから、後の周辺事態法にもつながる法案の骨格を用意したわけでございます。自衛隊などによる海上警備の参加、海上封鎖海域などの機雷掃海、海上封鎖を行う米軍への後方支援などを可能にする略に対し自衛隊の役割をきちんと決めておかなくてよいのか、政府と現場の関係を規定しておかなくてよいのか、政府と現場の関係を規定しておかなくてよいのかといふことなのです。

私はここで官僚の方々の行動を批判するつもりは全くございません。選択肢を含め、法案の準備をするのは官僚の役割でございます。その作業は当然であつたと思います。問題は、このときは辛くもカーター元大統領の訪朝で衝突は回避されました。だが、回避されなかつた場合に、混乱した政治の中で果たして国家の危機に十分耐え得る、しかも政治のチエックが利いた法的整備がその時点での効率よくできたのかどうかはつきりしないといふことがあります。

その意味では、今回、有事法制を取り巻く環境は、政治は正常に機能しておりますし、他方、北朝鮮の緊張はあるという意味で、日本の安全保障を考える上で大変に好ましい環境だというふうに考えております。

意味で期待と注文を付けておきたいというふうに思ひます。

一つは、法律やルールができましても、その法律が目的どおりに機能するかどうかは定かではないということです。この法律を作つたら、この法整備をなしたならばそれで終わりということではございません。

軍事的な理由による危機ではありませんが、私は、阪神・淡路大震災、あるいはえひめ丸事故、潜水艦「なだしお」の事故、東海村核関連施設放射能漏れ等々、政府の危機対応に関して調査研究をして本にまとめたことがございます。そこで明らかになりましたのは、もちろん、法律やマニユアルがないということは、これは最悪でございますが、あつてもそれが十分に機能しない可能性があるということをございます。

一例を挙げますと、阪神・淡路大震災、一九九五年に起きました、皆さん御記憶でござりますが。村山内閣のときの総理への第一報というのには幾つかのチャネルがございました。このチャネルはございましたが、首相秘書室、首相秘書官経由が、その秘書官がたまたま身内の御不幸で帰省をしていなかつたために機能しませんでした。このことはよく知られている実事であります。これが、実はバックアップ体制というのは、これはマニュアルではあつたんですけれども、そのバックアップ体制が機能しなかつた。つまり、マニュアルはあつたのに、なぜかうまく働かなかつたということがボイントでございます。

結構、私、こういう危機事例を扱つておりますが、共通しているのは、大きな失敗につながるのは大抵小さな失敗の積み重ねだということでございます。

そこで申し上げたい。今回の有事法制では、国と地方公共団体の責任や役割分担、それに国民の協力が極めて重要になっております。この間の連携や信頼をどう担保させるんでしようか。法案によれば、指定行政機関、地方公共団体などは、武力攻撃事態等を終結させるために、その

推移に応じて自衛隊が実施する武力の行使や部隊等の展開に対しして責任を負うことになつております。

あるいは、国民の生命、身体及び財産の保護又は国民生活及び国民経済への影響を最小とするために、武力攻撃事態等の推移に応じて警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び整備の、応急の復旧等の措置について責任を負うことになります。ということは、これらの責任と義務が果たせるためには、國や地方、地方公共団体どちらないというふうに思つております。

先ほど御紹介いたしました阪神・淡路大震災に戻らさせていただきますが、当時よく言われましたのは、自衛隊の対応が遅過ぎるという批判でござります。しかし、これをよく調べてみると、ほとんどが、知事による派遣要請の複雑さだと、当時の法的制約から説明ができるわけでございま

す。

しかし、一つだけはどうしても問題点として残ります。それはこういうことでござります。日ごろから神戸市などの防災訓練に自衛隊が参加しています。これは、当時、内閣官房副長官だった石原信雄さんが「官邸2・6・6・8」にも書き残しております。

さて、残るもう一つの課題、あるいは私が是非お願いをしたいこととして申し上げたいことがございます。これは今述べたこととも関連をいたしました。

次に、森本参考人にお願いいたします。森本参考人。

○参考人(森本敏君) 本日、この特別委員会に参考人として招致され、大変光榮に存じます。

安全保障の分野の仕事をしておりますので、本日は主として、現在審議中の法案の中で武力攻撃事態法について所見の一端を述べてみたいと思います。

総論は私は草野参考人とほとんど同じ考え方で、有事法制は国家の安全、国民の安全にとって不可欠な法案であり、今日までかかる法整備が行われていなかつたこと 자체、異常な状態であったと考えます。しかし、衆議院の方で与党及び野党の多くの議員の方々の賛成が得られてこの法案が通過し、参議院で現在審議中であるわけでして、この法案が速やかに今国会で成立し、通過し成立する

○参考人(草野厚君) はい、分かりました。

法案の中には、警報、避難、被災者救助、消防等、施設整備の応急の復旧、保健衛生の確保、社会秩序の維持、輸送、通信、国民の生活の安定、被害の復旧など並んでおりますが、これらはいずれも我々国民の安全確保のための措置でございます。

ですから、私、個人的には協力は惜しません。しかし、同時に、この点で基本的人権の侵害ではないかという批判を招くおそれがあります。

その意味で、国民保護法制は、できる限り透明性を確保しつつ策定されなければいけないと想います。単に地方公共団体の意見を聞く、あるいは地方公聴会を開くというだけにとどまらずに、九年にこれは各省庁が持つ規制に関して義務付けられましたパブリックコメントを、広くインターネットを通じてこの国民保護法制には求めるべきではないかと思つております。

まだいろいろ言い足りないこともあります。が、時間も参りましたので、この程度にさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) ありがとうございます。

が、時間も参りましたので、この程度にさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) ありがとうございます。

が、時間も参りましたので、この程度にさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) ありがとうございます。

が、時間も参りましたので、この程度にさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○参考人(森本敏君) 本日、この特別委員会に参考人として招致され、大変光榮に存じます。

安全保障の分野の仕事をしておりますので、本日は主として、現在審議中の法案の中で武力攻撃事態法について所見の一端を述べたいと思います。

本日は、いわゆる参考人として、しかしながらこの法案について幾つか細かい私の印象あるいは注文等について、よい機会でもあり所感の一端を述べたいと思います。

まず最初に、私は、民主党が、与党四党と民主の調整、衆議院で行われた調整のプロセスの中で、言わば緊急事態に関する基本的な法制度を整備するという民主党の所論といいますか立場は、私は国家の在り方としては正しいのではないかと考えます。しかしながら、既にある既存の法体系との整合性、あるいはそういう括り的な基本法制度の、言わば緊急事態に関する基本的な法制度を整備するという民主の所論といいますか立場は、私は国家の在り方としては正しいのではないかと考えます。しかし、衆議院の方で与党及び野党の多

ことを期待するものです。

今までかかる有事法制がなかなか整備されなかつたのは、やはり正直申し上げて、国民に国家の危機感というものについての認識が共有されていなかつたこと、並びに憲法に明文の規定がないことです。この法律を作つたら、この法律が目的どおりに機能するかどうかは定かではないということです。この法律を作つたら、この法律が目的どおりに機能するかどうかは定かではない

かたつたこと、並びに憲法に明文の規定がないことです。この法律を作つたら、この法律が目的どおりに機能するかどうかは定かではない

かたつたこと、並びに憲法に明文の規定がないことです。この法律を作つたら、この法律が目的どおりに機能するかどうかは定かではない

ます。

しかし、用語の定義を考えても、例えば緊急事態というのは、この法律の二十四条に緊急事態、特に武力攻撃事態以外の緊急事態という表現になつていて、武力攻撃事態は国家の緊急事態の一部を構成するかの表現になつておりますが、しからばその他の緊急事態とは何かということについては必ずしも定かではなく、一般にも非常事態あるいは災害対策基本法に言う災害緊急事態といつたいろいろな事態の言葉があり、この言葉を整理し、一般的に分かりやすく説明をするということが必要なのではないかと思います。

私は、先ほど草野参考人の御説明の中で、日本は戦後いろいろな事態に対応し、法律を整備してきたとの説明がありました。日本の今までの法体系はどうちらかというと事態対処型の法整備をずっと積み重ねて今日に至り、今までイラクへの復興支援に協力するための法案というものがいろいろと議論になつてているところで、このように事態に応じてその都度その都度法体系を整備していくというシステムというかやり方はそろそろ脱却し、一般法を一本通し、その中にこの有事法制を統合するというプロセスがこの有事法制ができた後でできればよいのではないかと私は考えているのです。

その法律の名前がどのようなものであれ、言わば国の中における緊急事態一切に対して一つの法律で国家と政府が持つておる権限、国民の責任を明記し、いろいろな事態に対応して柔軟に対応できるという法整備が一本化されているということが国として最も望ましいのではないかと考えます。

国会の関与については既に与野党でいろいろな議論が行われてきたわけですが、私は、このような国家の緊急事態あるいは有事の事態に際して、立法府との体制を整備し、有事における立法措置の手続について、例えば有事、この法律で言う、言わば予測される事態というもののが起きたときに、立法府の中に速やかに委員会あるいは

特別な組織が設けられ、通常の法整備のやり方ではなく、正に國家の有事に対応できる法整備の手続が進められるということが必要で、有事に際し

て立法府がいかなる役割を果たすかということについては必ずしもこの法律の中では明らかにされてしまつておらず、言わば行政の責任が事細かに規定されておらず、私は立法府の関与というものをもう少しこの法案の中に書き入れてもよかつたのではないかと考えます。

国と地方公共団体の役割について

私は、当初この役割分担は一体機能するのかと思つた時期がありましたが、だんだん実態を見るにつけて、やはり国というのは有事に国家の安全、国家の防衛をするだけ精一杯であり、一般国民の安全、生命、財産の確保というものは地方公共団体に任せるという以外には方法がないという考え方至り、今日この法律の中で国と地方公共団体の役割分担がはつきりと明記されていることは正しいやり方だと思います。

しかしながら、地方公共団体の長、例えば具体的に言えば、各県の県知事にそもそもそのような責任を持たせるということが現行法の中で果たして可能な方法であるのかどうか、あるいは現在の知事の方々が県民の安全について責任を持つという意識があつてそもそも選挙を出て当選しておられるのかどうかということを考えると、この法律の十五条にある代執行というやり方、すなわち県知事によっては、この責任を果たす人あるいは果たしたくない人、果たたくない場合には国がこれに代わってその責任を執行するというやり方は、県によって対応がばらばらとすることが将来起り得るわけで、私は、これは法律の体系というよりも市の中でも市の対応がばらばらとすることが将来起り得る余地を残しておくことが必要で、日本は、県によつて対応がばらばら、あるいは県の中でも市の中でもその責任を執行するというやり方の実態に合わないのでないか。

つまり、県知事にかかる責任を持たせるのであれば、一切異論なくすべての県知事にその責任を明記果たさせるよう法を改正しても、この責任を明記し、代執行というシステムを採用するという考え方にはなかなか納得し難いところがあるわけでしかしながら、一方において、県にそのような責任を持たせるといつても現在の県庁にはそのようなノウハウも情報も知識も要員も予算も訓練もできており、私は立法府の関与というものをもう少しこの有事法制の法律を有効にするための言わば啓発、教育、訓練をどのように進めるかということは今後の大きな課題であるのではないかと考えます。

危機管理庁の設置についても、私は、民主党の主張が本来は正しく、国として国家の緊急事態を一括統括して一元的に国家の危機管理をやる特別な行政組織があることが望ましいと思うのですが、しかし、それは既存の行政組織や既に各県レベルでできている防災組織との関連においてやや屋上屋を重ねる要素があり、かつまたアメリカの例えば本土安全保障省やFEMAのようなシステムを大統領制でもない日本にそのまま持つてくるということは必ずしも適当ではなく、組織の在り方について検討すべく附則の中で明記されておりますので、これは今後検討していただきたいのですが、これは原則、平時における合衆国軍隊の地位と特別な権限を認めた協定であります。一方、有事において合衆国軍隊は日本の領域の内外で自由に活動するわけで、その米軍の活動に日本として協力するという側面と、それからもう一つ、一般に活動する一般的な問題をどのように調和するかということを考えた場合、日本の国内法だけこれを担保することには少し無理があり、現在は国際法の中で駐留する外国軍隊が国内法の制約を受けないことによつて引き起こされる一般国民の権利義務の保護という問題をどのように調和するかということを考えた場合、日本の国内法だけでこれを担保することには少し無理があり、現在はACCSA、すなわち物品役務相互提供協定を有事版に変えるいわゆる有事ACCSAというものに由つてこれを担保するというやり方が検討されていますが、これはあくまで物品とサービスを相互に提供するというための協定でいるかのように伺いますが、これはあくまで物品とサービスを相互に提供するというための協定であつて、実はもう少し広範な日米協力をを行うためには、どうしても日米間に協力協定が必要なのでないかと考へるものであります。

国民の自由と権利というものについてはいかなる場合でも尊重されねばなりません。それで、この原則については憲法の原則に従つて守られるべきであると言えますが、この法律の中で唯一私が納得できないといふところがこの表現でありまして、実は国家と国民の安全を確保するためにには有事にかかる国民の自由とか権利が制限されるということは全体のためにやむを得ざる手段であり、この表現そのものは制限される場合にはどうなるかという表現になつていて、制限されるべきであるという表

現にはなつてないわけです。本来は、国家の有事あるいは緊急事態には憲法で認められた国民の自由と権利が必要に応じて合理的に判断される範囲の中で制限されると、されるということが明記されているのが法律のありようだと思いますが、その意味でこの法律の第三条四項の表現は少し弱いのではないかと考えます。

しかしながら、一方において、県にそのような責任を持たせるといつても現在の県庁にはそのようなノウハウも情報も知識も要員も予算も訓練もできており、私は立法府の関与といつもの meno をもう少しこの有事法制の法律を有効にするための言わば啓発、教育、訓練をどのように進めるかということは今後の大きな課題であるのではないかと考えます。

方にはなかなか納得し難いところがあるわけでしかしながら、一方において、県にそのような責任を持たせるといつても現在の県庁にはそのようなノウハウも情報も知識も要員も予算も訓練もできており、私は立法府の関与といつもの meno をもう少しこの有事法制の法律を有効にするための言わば啓発、教育、訓練をどのように進めるかということは今後の大きな課題であるのではないかと考えます。

最後に、この法律ができ上がつた後のいろいろな法的な整備の中で、私は、最も厄介で困難な問題はアメリカとの関係ではないかと考えます。

といいますのは、現在の日米地位協定というのには有事に適用できる項目があることにはあります。が、これは原則、平時における合衆国軍隊の地位と特別な権限を認めた協定であります。一方、有事において合衆国軍隊は日本の領域の内外で自由に活動するわけで、その米軍の活動に日本として協力するという側面と、それからもう一つ、一般に活動する一般的な問題をどのように調和するかということを考えた場合、日本の国内法だけでこれを担保することには少し無理があり、現在は国際法の中で駐留する外国軍隊が国内法の制約を受けないことによつて引き起こされる一般国民の権利義務の保護という問題をどのように調和するかということを考えた場合、日本の国内法だけでこれを担保することには少し無理があり、現在はACCSA、すなわち物品役務相互提供協定を有事版に変えるいわゆる有事ACCSAというものに由つてこれを担保するというやり方が検討されていますが、これはあくまで物品とサービスを相互に提供するというための協定でいるかのように伺いますが、これはあくまで物品とサービスを相互に提供するというための協定であつて、実はもう少し広範な日米協力をを行うためには、どうしても日米間に協力協定が必要なのでないかと考へるものであります。

現にはなつてないわけです。本来は、国家の有

定という特殊な場合に限つて地位協定がありますが、それ以外の外國軍隊に対する協力などは法的根拠がないわけあります。こういうこともこれから検討する余地があるのではないかと思います。

私の全体の結論は、このようない有事法制があります。整備していく間、どうしても最後に残る問題は憲法との関係であり、本来であれば、憲法に有事に明記するということによってその根拠を作ること、これが本来、有事法制を最もすつきりとしたものにする手だてではないかと考えます。

○委員長(山崎正昭君) ありがとうございます。

次に、小川参考人にお願いいたします。小川参考人。

○参考人(小川和久君) 小川でございます。

本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。

私は、これまで草野参考人、森本参考人がお述べになつたとおり、これまで国家国民の安全を図るために法律や制度が整備されてこなかつたことが異常である。ですから、大変オーバーなことを申し上げますと、私が総理大臣であれば、国民からなぜ今かと聞かれれば、ないから整備するということを申し上げるだらう。そういう問題としては、今回の与党、そして野党のかなりな部分の賛成による大きな前進というものを高く評価したいと思つております。

しかしながら、私は今評論家稼業でございますが、実際には政府の幅広い意味での危機管理、これ外交・安全保障を含みますが、そこに当事者として、末席ではありますけれどもお手伝いをしている立場でございます。そこから申し上げますと、いかに優れた法律や制度ができても、あるいはどのような政権によつてそれが行われたとしても、日本的な発想から一步抜け出ないことには機能しないという問題がある。絵にかいたもちに終

わる可能性がある。その辺についての専門家の一員としての危惧を若干述べさせていただきたいと思います。

お話は、時間が限られておりますので、お手元の一枚紙のレジュメを基に進めてまいりたいと思います。

私自身は、法制度そのものが内包する問題点、それから法制度を取り巻く問題点についてきちんと議論をし、詰めていかなければ法律や制度は機能しないということをもう一度御議論いただきたいと思つておるわけであります。

一番目の、法制度が内包する問題点としては、大ざつぱに三点ござります。

一つは、国民の保護法制、特に住民の避難誘導が含まれた部分を同時進行で整備しなければ自衛隊は円滑に活動できないという問題でございます。

それから二番目には、「司令塔」というかぎ括弧付きの表現を取つておりますが、日本版F.E.M.Aのような組織、これは今、森本参考人が危機管理についてお述べになりましたが、そのような組織と考えていただきたい。そういったものがなければ、国民を現実に保護することはできないといふ問題があるということでございます。

三番目には、武力攻撃事態のみならず、大災害や大事故を含む、かぎ括弧付きの表現で、仮の表現でございますが、「緊急事態」として位置付けなければ、こういう危機における国民の、国民的な合意を形成しにくいのではないかなという問題を感じざるを得ないわけであります。

まず、一番目の国民保護法制を同時進行しなければいけないという問題でございますけれども、現在考えられている、あるいは語られてきた有事法制の言わば原点に当たるのが昭和五十二年當時にささやかれたいわゆる北方脅威論でございます。これは、ソ連軍が北海道に上陸してくるぞともちろん、何十個師団も来るなんというのはござります。

輸送能力から限られた戦力しか北海道北部に上陸させることはできませんんでしたけれども、アメリカとソビエトが全面戦争に入る状況の下には、宗谷海峡の通航権の確保のために北海道北部に限られた軍事力を上陸させてくる可能性があり、その能力をソ連軍は當時持つておつた。それを迎え撃つために我が陸上自衛隊は、名寄の北方の音威子府という村がございますが、ここを中心防衛計画を整備してきたわけであります。

御存じのとおり、近代軍隊の地上部隊は大規模な物量を必要といたします。また、それを運搬するための多数の車両を有しております。そういうこともありまして、必ず前進する場合には幹線道路を使うことになります。ですから、我が陸上自衛隊としても、当時は稚内から旭川に抜ける国道四十号線を中心防衛計画を作つておつた。ところが、その音威子府を中心に国道四十号線でソ連軍を阻止しようと考えても、一つの大きな問題があるということが明らかになるわけであります。

それは、南下してくるソ連軍の前を、何万人とも知れない北海道北部の住民がマイカーに家族と家財道具を乗せて南下してくる。ソ連軍は日本人が盾になるから、これは都合がいい。しかし、陸上自衛隊はソ連軍を阻止するための戦闘行動ができないわけであります。だから、そこにおいては、まず明確な避難の計画があり、安全地帯に国民を避難誘導しておくことが前提になるだろうと。そういうことについて議論が始まるわけであります。

しかしながら、当時、どこを見ても、警察、消防、自治体、あるいは自衛隊の中を見ても避難誘導に関する具体的な議論というのはなかつた。そういうことから、この有事法制の議論は始まつているんです。だから、やっぱり、国民の保護法制の中に避難誘導ということを含めるんであれば、同時に整備しなきゃ駄目だということを言わざるを得ない。

また、今回の提案されているものには陣地の構築や物資の確保が可能になつたという部分はござります。確かに、その面では自衛隊の活動は円滑になつたんでしょう。しかし、陣地を構築する場所に行くアksesが避難民で詰まつたら前進できません。物資を確保するための場所に行くためにも、道路が確保できなければ前進できない。何が自衛隊の活動が円滑になるのかということを申し上げざるを得ないわけであります。これが第一点であります。

第二点は、司令塔がなければ国民を保護できないと申し上げました。この有事法制が必要だといふ議論が始まつた当時から出ておつたんであります。ただ、その状況下において国民を保護する役割は警察、消防、自治体なんです。

ところが、この役割分担が明確になつていなさい。言わば危機管理に関する思想、哲学が存在しない結果、自衛隊側もそのプレゼンテーション能⼒がないということもあります。自衛隊は国民を守るんぢやない、國を守るんだとか言って、舌足らずなことを言うから誤解をされる。あるいは、消防や警察などうり合わせるんだという議論にならないから、意思の疎通もないというのではなく、それは都合がいい。しかし、陸上自衛隊はソ連軍を阻止するための戦闘行動ができないわけであります。やはり、これは消防、警察、自治体が縦割りにならないようにはきちんと調整をし、実は現状なんです。警察と消防すら意思の疎通がないんですよ、現場にいます。その辺の問題が実はあります。やはり、これは消防、警察、自治体が縦割りにならないようにはきちんと調整をし、東ねる司令塔がなければ国民の保護はできないという問題なんです。そして、この司令塔は自衛隊との調整も行う役割を持つということなんですね。

ただ、そういう中で、やはり自治体などが具体的に避難計画を策定できるかということは、なかなか難しい。しかし、こういう、自治体が地の利を踏まえた避難計画を策定するに当たつて助言をするための専門組織として、この司令塔に当たる組織が機能する、また、自衛隊とそういう問題を調整する上でも機能するということで不可欠な組織だと思います。

ただ、そういう中で、若干整理をしなければいけない議論が残っているというのは、その新しい組織を作るというのは行政改革に逆行するという言い方があるということなんです。これは内部的な話を申し上げますと、こういう危機管理厅のような組織が自衛隊まで全部指揮するかのように入解されているという話なんですね。そうじゃないといふことなんですね。これは、警察、消防、自治体を束ねるということが基本的な任務である組織だとお考えいただきたい。

そして、行政改革というのは、要らないものは削る、廃止をする、必要なものは増強する、また新設をするということではないですか。スクラップ・アンド・ビルトなんです。ところが、何か新しい組織を作れば行革に逆行するというのは、惰性で行政をやっていると言わざるを得ない。その辺は、若干、御議論を整理していただきたいと思うわけあります。

ただ、そういう中で、有事法制という言葉については私が抵抗があるのは、やっぱり国民が身近な危機としてアリティーを持つて受け止めてい

るのは、大災害、大事故であり、大規模テロなんです。そして、長期的に国が備えなきやいけない問題として武力攻撃事態がある。だから、短期的にアリティーを持つ大災害などと同時に、武力攻撃事態にも対処する法律や制度を整備すべきだと。この辺をきちっとしなければ国民的な合意を形成していくだらうと思つわけであります。

やはり、武力攻撃事態について議論が非常に空論に陥りがちの問題としては私権の制限の問題がございます。私の権利。しかし、大災害、大事故において、人命救助のために緊急自動車が走らなければいけない道路を確保するために自治体の首長が外出禁止命令を出すなどと、これはマーシャルロー、戒厳令に

ついてはほとんど発動できないぐらい厳しい合意もあるわけであります。

これは身近な危機をどう克服するかという、言わば基礎問題に当たるとからずつと積み上げていつてでき上がった合意なんですね。こういったことで合意を形成しておれば、究極の危機である武力攻撃事態においても、ここまで私権の制限はやむを得ないだらうということがはつきり国民の側から出てくる。しかし、これ以上は譲れない

ということもはつきり出てくる。具体的な話になると、いうことです。そういうことも含めて、やはり司令塔に当たる組織を作り、緊急事態という一つ幅を広げた取組というものをやつていただきたいと私は思つわけであります。

災害、あるいは大事故、あるいは交通事故や医療事故も含む基礎問題について取り組むのは非常に取り組みやすい、国民の合意も作りやすい。しかし、外交・安全保障ということになりますと、自衛隊をどのレベルで整備するかということについても、やはり賛成も反対も分かれますし、議論は百出する。まとめるのは難しい。まあ安全保障問題ができるだけ应用問題できるわけないじやないですか。どこを見ても基礎問題ができていないんですよ。日本は。そういう意味も込めて、やはり緊急事態という幅を持たせていただきたいと思つてゐるわけであります。

辺はもう一回整理した方がいいだろうと。あるいは、防災都市計画だって、東京だって大阪だって、どこにもないわけですよ。これはきちんとやるんです。国民の命を守るために公共事業をやるぐらいの発想がなきや駄目なんですよ。要らぬところは全部削つていきやいいんです。そういうことをやるということが大事であります。

それから、最後の方になりますが、救急救命につきましても、私は、ドクターへりを実現する委員会でずっと作業をしてきた。ところが、ヘリコプターが飛ぶようになって、お医者さん下ろせるようになつても、日本の高速道路で事故現場に下りられるということは限られるんですよ。全部スマート型の照明灯が出ちゃつていて、ヘリは下りられない。何を考えているのかという話ですよ。戦争のことを語るのは十年早い。その辺のことをやっぱりきっちり積み上げていくことが大事だらうと思います。

私は、三番目に、有事法制を健全に機能させるためにと書いておりますが、やっぱり二点のことを見たがります。一つは、日本の場合、どこかの問題を取つても縫割り行政に陥つて、個々にむちやくちやな税金の食い散らしが行われている。だからこれ、国家としてのイニシアチブを明確にしていく、そこに有事法制の問題を集約させていくということが大事だらう。

第二点目といいたしましては、日本の陥りやすい通弊、陥穿でございますが、法制度の制定が自分目的化して、法律や制度ができたら一丁上がり、もう完璧なものだと思つちやつて、機能しないものであつても、棚の上に載せて、ほこりかぶつて終わり。マニユアルもそうでございます。とにかく、法律や制度なんというのは、どんなにできのいいものができたとしても、完成度を高めるために、改正の手続を絶えることなくやらなきやいけません。

そういうことをやはりこの有事法制をモデル

として是非お進めいただき、我々の子孫が安全で豊かな国を生きていくように計らつていただけます。

阪だつて、どこにもないわけですよ。これはきちんとやるんです。国民の命を守るために公共事業をやるぐらいの発想がなきや駄目なんですよ。要らぬところは全部削つていきやいいんです。そういうことをやるということが大事であります。

○参考人(石崎学君) このような場に私のような若輩者をお招きいただきまして、ありがとうございます。そこで、この有事関連三法案の慎重な審議に私の意見が多少とも御参考になればと思います。

今後の参議院でのこの有事関連三法案の慎重な審議に私の意見が多少とも御参考になればと思います。

まず第一に、私は、この有事法制をめぐる昨今の動きについて非常に危惧している点が第一点あります。まず、その点から始めます。それは、立憲政治という問題であります。有事法制議をす

る以前の問題として、果たして今の日本の政治が立憲政治に基づいた政治の枠内に収まっているのか。

立憲政治というのは、フランス革命あるいはアメリカの独立宣言というものから始まりまして、二百年にわたつて世界の様々な国民がそれこそ自由と民主主義のために闘つてきた、その成果としてでき上がつているもので、日本国憲法も当然、近代立憲主義の、立憲政治の立場に立つております。

しかし、第一点として、是非この点、国会で責任ある人は事実を究明していただきたいと思います。すけれども、テロ特措法に基づいてインド洋へ行つた自衛艦がイラク戦争に参加したアメリカの艦隊に、艦船に給油をしている、つまり、自衛隊は政府が今までの政局とは違つて、だから軍隊ではなく実力だという言い方をしてきたわけです。小泉総理が言つたように自衛隊が軍隊であるならば、これは明らかに憲法九条違反、あるいは、実力ではなくて軍隊だという言い方をした、事実上の軍隊だという言い方をしたのであれば、それは政府が今までの政局とは違う安全保障政策に転換したことを意味する。そういうことをつっかりと踏まえた上で慎重に有事法制論議をしていただきたいというふうに私は考えております。

第三点として、今回の有事関連三法案、とりわけ武力攻撃事態法案にかかることがありますけれども、国民の安全のためだというふうに書かれておりましますし、今までの国会の答弁、あるいは私の前に発言した三人の参考人の先生方の意見でもそうですが、重要なことを忘れないでいただきたいと思うんですけれども、確かに国には国民の自由や安全や財産を守る、そういう責務はあります。しかし、一方で近代立憲主義というものは、憲法典でもつて公権力、國家権力がやることのできる権限というものを明記しているわけであります。あるいは、その憲法を具体化するために法律というものが作られるわけです。したがいまし

事態が起つたときに、どうして法律や憲法を守つて行動できるのか、この点、厳しく最初に言つておきたいと思います。

もう一点ですけれども、小泉総理大臣が五月二日十日の参議院のこの委員会で、自衛隊は、「実質的に自衛隊は軍隊であろう」という言い方をしております。これ非常に問題のある言い方であります。

して、自衛隊が実質的に軍隊であるのであれば、それが事実であるのであれば、その事実に憲法九条という規範を当てはめれば、それは自衛隊は憲法違反だということになります。それが法的思考というものです。小泉総理大臣がどういうお考えで自衛隊は実質的に軍隊だと言つたのか、その真意、あるいは自衛隊は合憲なのか違憲なのかといふ問題、その辺も是非明らかにしていかながら、そういうことも含めながら議論が進められるべきだらうと思つております。

ちなみに、今までの政府の見解では、なぜ自衛隊を戦力と、じゃ自衛隊を軍隊と呼ばずに実力と呼んできたのか。それはひとえに自衛権の行使のための必要最小限度の実力だからだと、だから普通の国で言う軍隊とは違つて、だから軍隊ではなくアーリカ軍の戦争に協力してしまうような自衛隊、あるいは、憲法あるいは法的思考があるのかないのか分かりませんけれども、平気で自衛隊は軍隊である、事実上軍隊であるということを言つてはばからない人が総理大臣である、このような政治が行われている下で、憲法九条第二項が自衛権を凍結している、その行使を凍結しているといふ凍結を解くべきではないというふうに私は考えております。

第三点として、今回の有事関連三法案、とりわけ武力攻撃事態法案にかかることがありますけれども、国民の安全のためだというふうに書かれておりまますし、今までの国会の答弁、あるいは私の前に発言した三人の参考人の先生方の意見でもそうですが、重要なことを忘れないでいただきたいと思うんですけれども、確かに国には国民の自由や安全や財産を守る、そういう責務はあります。しかし、一方で近代立憲主義というものは、憲法典でもつて公権力、國家権力がやることのできる権限というものを明記しているわけであります。あるいは、その憲法を具体化するために法律

のが自衛権の内容であります。とするならば、一切の戦力を放棄した日本国憲法の下では、自衛権は持つてゐるけれども、それを凍結してゐる。この九条の含意は何なのかということは今更私から言つまでもないかもしれませんけれども、かつての日本の侵略戦争あるいは沖縄戦で見られたような、正に国民に對して銃を向けた、あるいは、そこそこ抵抗することができないアジアの人たちに銃を向けて虐殺していつた、そういう日本国家の過去への、対する反省として自衛権の行使としての戦力の保持を凍結してゐるわけです。

場合によつては、日本が将来的に自衛権の行使を凍結を解除するということはありますかもしませんけれども、今のような事態で、法的根拠の戦力の保持を凍結してゐるわけです。これまでの侵略有しませんけれども、今のような事態で、法的根拠の戦力の保持を凍結してゐるわけです。

の日本の侵略戦争あるいは沖縄戦で見られたような、正に国民に對して銃を向けた、あるいは、そこそこ抵抗することができないアジアの人たちに

て、憲法や法律に明確な権限の根拠のないようないる公権力の行使は慎重に、行使はできないといふことになるわけです。

つまり、国民の安全を守る、それは確かに政府の重要な役割の一つでありますし、我々もそれを期待しておるところですけれども、しかしながら、一方では公権力というものは時には憲法や法律を無視して、現に日本政府がそうなつておりますけれども、そういうものを無視して国民の権利や自由や安全を侵害する危険がある、そういう危険な存在でもあるんだという近代立憲主義の基本的な考え方が全くこの有事関連三法案の論議では意識されていないのではないかと。

しかし、それを越えて、この日本の政治が立憲政治というフランス革命やアメリカの独立革命以来築き上げられてきた、それこそ与党の国會議員の皆様方がその普通の国家と呼ぶもの、そういうところで築き上げられ、築き上げられてきた立憲政治、それを日本も明治維新以来長い間掛かってやつと作り上げようとしている、それをぶち壊すような、そういうものであるという、そういう状況の中で、あるいは有事法制の法案の中にもそういう要素が含まれているということを非常に危惧しております。

次に、安全保障政策を考える際に、私は二つのことを明確に区別するべきであろうと思つております。一つは、多くの人は安全という言葉を聞いた場合に当然に思い浮かべるであろう事柄、すなわち現実に具体的な可能性のある危険、それに対する概念としての安全という概念です。例えば、山を歩いていたら突然ヒグマが出てきた、そのときにどうしようかというような具体的な危険に備える

ための安全という概念であります。

けれども、例えば日本政府はこの間、周辺事態法を作り、周辺事態においてアメリカ軍が介入したことにはアメリカ軍の後方支援をするということ

を持っています。一言で言うならば、国民保護法

も、将来もしかしたら何か危険なことが生じるかもしれない、将来もしかしたら生じるリスクです。

もう一つは、取りあえず危険はないのだけれども、将来もしかしたら何か危険なことが生じるかもしれません、確率論的なリスクに備えるためのセキュリティーという概念であります。これはソーシャルセキュリティーという言葉がありますように、社会保険というものと同じです。もしかしたら将来病気になるかも知れない、今は全く心配がないけれども、でも人間である以上病気になる可能性はあります。あるいは、事故に遭うかも知れない、そういうことで確率的にはあり得ることです。

そういう確率的な将来起こるか分からぬ、起るかもしれない起こらないかもしれない、そういうリスクに対するためのセキュリティーの論議、それと具体的な可能性の高い危険に備えたための安全という概念とを混同しながら議論が進んでいます。

このかも知れない起こらないかも知れない、それが事態となると、それが危険な段階で、

例えば、国民保護法の概要、四月十八日に政

府が示した国民保護法の概要では、地方公共団体あるいは指定地方公共機関あるいは指定公共機関等々に対しても、業務計画、国民保護に関する基

本指針、政府が作る、それに基づく業務計画を作りも検討しているというふうに書かれております。

すなわち、武力攻撃事態の危険すらない段階で、

平時から地方公共団体の職員や指定公共機関の職員等々に対して有事に備えた、武力攻撃事態に備えた業務計画、つまり有事対策マニュアル作りと

いうのを作ると、いうことになつていく危険性が非常にあります。

あるいは、福田康夫官房長官が百五十四国会で

すか、で言いましたように、ちょっとともしかした

らそこは間違いかもしませんけれども、平時から國民の訓練をする、あるいは民間防衛組織を作

るというふうに言つております。

平時から、今、例えば大地震に備えて災害対策の訓練というのは幅広く行われておりますけれども、これが、この國民保護法ができた暁には、

公然たる武力攻撃事態に備えた訓練になる危険性がある。災害に備える訓練であれば、それを指揮するのは消防署であり警察署でありましょう。

しかし、武力攻撃事態に備えた訓練であれば、日常からそのような國民の訓練というものを自衛官が

あるいはもしかしたら指揮して、あるいは参加する形で行われていくということで、日常生活までが戦争モードに入つていくという危険が非常にあ

ると思つております。

あるいは、民間防衛組織を作る。四月十八日の國民保護法の概要を示した時点では、福田康夫官房長官は、新たな民間防衛組織を作つたり、あ

るいは既存の民間組織に新たな任務を与えること

は、まさに周辺事態法の下に進んでいます。もしそれが事実であるならば、そういう姿勢で有事関連三法案を整備するのであれば、まずやるべきは、有事関連三法案についてはこれからも慎重に審議

していただきたいと思いますけれども、本当に必要なのかどうかということを改めて立ち返つて考えていただきたい。

リスクを回避するために今、日本政府ができることはたくさんあります。一つだけ例を出します

けれども、日本政府はこの間、周辺事態法にも違反して、自らそのリスクを大きくしていくような政策をしていく、大きくなっていくような安全保障政策を取つていて、対テロ特措法もそうでござります。

しかし、この自衛隊をいまだにインド洋に派遣されますが、日本に対する様々な危険というものとのリスク、確率は減るであろうと。

なるべくそのようなところには行かないというようなこと、周辺事態法に基づいて、取りあえず我が国、直接的な我が国に対する武力攻撃が行われる場合でもないところにアメリカ軍の支援のために後方支援に行かない等々、日本が武力攻撃事態というものに巻き込まれないようにするため

は考えていないと言つておりますけれども、地縁に基づくいろいろな団体、地域のコミュニティーや作つてゐる団体等々が民間防衛組織として再構成されるならば、あるいは地域単位で民間防衛組織、どういう名前になるのか知りませんが、そういうものが作られていくならば、仮にそれが一部の市民の自発性に基づくものであつても、地域で日ごろから戦争モードを強いられる、住民たちがですね、そういうことになりかねないという危険を感じます。

り、そういうこと、そういういた平和的な感情をはぐくみながら今まで生活してきたつもりです。今後も日本国憲法下の下でそういう平和的な感情というものをはぐくみながら生活をしていきたいというふうに考えております。

しかし、戦争モードになった社会で果たしていろいろな形でそういうのに付いていけない人たちが排除されたり、あるいは逆に利用されたりといふこともあり得るかもしれませんけれども、付いていけない人々は置いていく、そういうような日本社会の在り方になっていくことを非常に危惧しております。

少なくとも私個人について言えば、有事関連三法案が仮に可決成立したといたしまして、その後いろいろな対処、緊急事態法よりもは国民保

なるのか、また、憲法力条力事がと思つてゐる
人たち、あるいはいろいろな形で信仰上の理由も
あるでしようし、いろいろな意味でそういうもの
には参加したくないという人たちが生活しづらい
ような、生きづらいような社会になつていくので
はないかということを私は非常に危惧しております。

○委員長(山崎正昭君) ありがとうございます。
以上です。

法制の審議というものは慎重にも慎重を重ねて、間違つても社会を戦争モードに変えるようなことがないような形で行っていかなければならぬといふうに私は考えております。

最後に、憲法学者というよりも、一人の人間として発言させていただくことをお許しいただきたいと思います。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○国井正幸君　自由民主党の国井正幸でございます。

今日は参考人の先生方、本当にお忙しいところおいでをいただきまして、厚く御礼を申し上げたいたいと思います。限られた時間でありますので多くは

○国井正幸君　自由民主党の国井正幸でございま
す。

のことを質問できないかもしませんが、ひとつ御見識を御披露いただきたいと、このように思います。

まず、三人の、草野参考人、森本参考人、小川参考人からは大方、このいわゆる法律がおもむね評価をいただいているようでございまして、私も、戦後五十年余過ぎておりますけれども、いまだにこういう有事に関して法整備がなかったのかということ自体が異常な事態だと、国政にある者として私も反省をしておる一人でございます。

そういう意味で、例えばテロ特措法とか、あるいは災害時における災害対策の特別措置法とか、個別の案件についていろいろやつてきて、最後に残ったのが、いわゆる外国からの武力攻撃があつた場合、あるいは予測される場合に我が国としてどのように対処するかと、こういうことになつてしまつたと結果的に思うわけでございます。そのためにはやっぱり、先ほど来ておりますが、憲法との兼ね合い、そして自衛力という概念等々、國內に多くの議論もあつたというのもこれまた事実だろうというふうに思つております。そういう部分で、ある一定の年月を過ぎた中でおおむね会意を得られる多くの部分ができてきただいうのもまたこの政治の現状だろうというふうに思つております。

そういう中で、草野参考の方から、冒頭、ようやくここまで来たかというお話、それから、いわゆる衆議院において修正、政府原案をいわゆる政治の場において修正をして可決をして今参議院に送ってきた、このことに対する評価をいただいたわけであります、端的に御質問させていただきたくと思いますが、いわゆる内容的にその修正内容が評価できるという部分と、いわゆる政治手法として、やはりこういう重要なものであるから、与野党合意をして、多くのいわゆる賛成を得てしつかりやつぱり確立させるべきだ、国民合意の形成を図るべきだと、そういう意味で、いわゆる政治手法としてこの修正というものに対しても評価があるのか、内容的にこの辺が、例えば国会の

関与の在り方等々、後で補強された部分が評価の対象になっているのか、その辺、お聞かせをいただきたいと思います。

○参考人(草野厚君) お答え申し上げます。

今、国井先生がおつしやった二点、双方私は評価をしております。

まず、政策面でいえば、例えば森本参考人あるいは小川参考人からお話をありました、危機管理体制という具体的な名称は使っておりませんけれども、そういう一元的な組織の在り方について将来検討する、将来というか、検討するというふうなことは、これは元には入っていなかつたわけで、私もその点に関しては先生方と同じような考え方を持っております。

あるいは、「くしくも国議員がお使いになります」という文章ですけれども、「おそれ」だと非常にあいまいな文言を使っていたところがございましたけれども、それをよりパラフレーズしたとか、具体的に分かれるようになつた。

政治的な手法に関しては、付け加える必要はございません。

○国井正幸君 それから、包括的な部分は後で先生方に共通してお聞かせをいただきたいと思うわけですが、次に森本参考人にお伺いしたいというふうに思いますが、このレジュメの中でいわゆる国会の関与という部分がありますけれども、予測事態に際して立法府の体制を整備し、有事における立法措置の特例を検討ということになりますが、有事のときに、先ほど先生のお話ですと、有事のときに行政府の取り得る部分、あるいは地方公共団体の取るべき行動等々をこの法において定めておるけれども、一体、法治国家である国会がその有事のときにどのように機能するんだと、こういうふうなお話だったよう私受けたわけですが、現在の国会の中においても、いわゆる予算委員会もありますし、あるいは参議院でございますと外交防衛委員会もありますし、あるいは災害対策特別委員会等々もあるわけでございますが、先生のお考えですと、そういう特別なも

のをやる、言うなら委員会みたいなものを常時置いておくという意味合いでおっしゃっているのか、これはちょっと疑問なものですからお聞かせをいただきたいと思っています。

○参考人(森本敏君) 国家の有事の際に立法府の手続というものは、もちろん事態の重大さあるいは事態の推移にもよると思いますが、通常の立法府としての機構だとか、その立法措置のやり方で必ずしも適応できないという場合が起これり得る。そういう意味では、立法府の機能も、言わば緊急事態に対応でき得る体制がなければならないと思います。

やること、協力ということではなくて自らの問題だろうというふうに思います。そして、妨げなどをしてはならぬというふうにもちろん思つわけあります。しかし、その辺の考え方について、もうこれ十二分しかないわけでありまして、それぞれちょっと御意見をお聞かせいただければと思います。

○参考人(草野厚君) ありがとうございます。

私もこの条文を、そしてまたこの概要を読んで、ほかの部分と、国民が何をすべきかといふところについての書きぶりがちょっと弱いのではないかなどという印象を持ちました。

ただ、同時に、重要なことは、先ほど来議論で

はこういう緊急事態においては当然ではありますけれども、当然ではありますけれども、後ほど国民から説明責任という形で政府に説明を求めたときにはきちんと答えられなければいけない、あるいは透明性というのも確保されなければいけない

といふ点からしますと、この法体系全体の中に、

またけれども、住民に対する情報の十分な伝達

であるとか、あるいは先ほど私が最後に申し上げましたようなパブリックコメントという形で、こ

の今おつしやったようなところにもう少し強い文

言を入れるとすれば、十分国民の合意を取った上

で、そのほんとすべての国民の活動は、つまり國や地方公共団体が國民の安全のために行う行為に対しても、國民が協力するかというこ

とに私は尽きるんだろうと思うんです。

したがって、例えば納税の義務とか教育の義

務だとかという、いわゆる憲法や法律で言う國民

の責務だとか責任だとかというもののよりはるかに、國民に積極的に國及び地方公共団体が行うい

わゆる有事のための措置に協力してくれるという

ことが、むしろ國民の最も大きな責務 この場合

は、であつて、したがつて、私は協力という言葉

で十分用が足りているのではないかと、このよう

に考えます。

○参考人(小川和久君) 私は、元々どのような政

権であろうとも、武力攻撃事態といふことを考え

た場合、國民はやはり自らの國や社会を守るために國の活動に対して協力をしなければいけないと

いうのは当然であります。しかし、日本

国籍保持者ということになります。しかし、日本

国籍を保持していない多くの在日外国人の方が多い

仕事の方がいらっしゃいますし、あるいは障害を持つている人、健常者、あるいは病気を持つてい

る人、いろいろあります。一律に國民という抽象的

な言葉で責務を課すというのは、協力でもそ

れられるところかもしれません、やはり私も協力

といったような表現でまずその辺をうたつておく

に國民が協力するかという一点に私は尽きているのではないかと思う。

といいますのは、國民が主体的に何かができるということでは必ずしもありませんで、この場合、國民の協力というものの内容をもし細かく考えれば、國や地方公共団体の指示に応じて積極的に避難をしたり情報を提供したり、あるいはボランティアな活動に自ら参加をしたりするということがあります。

とて、そのほとんどすべての國民の活動は、つまり國や地方公共団体が國民の安全のために行う行為に対しても、國民が協力するかということに私は尽きるんだろうと思うんです。

したがって、例えば納税の義務とか教育の義務だとかという、いわゆる憲法や法律で言う國民の責務だとか責任だとかというもののよりはるかに、國民に積極的に國及び地方公共団体が行ういわゆる有事のための措置に協力してくれるということが、むしろ國民の最も大きな責務 この場合

は、であつて、したがつて、私は協力という言葉で十分用が足りているのではないかと、このよう

に考えます。

○参考人(小川和久君) 私は、元々どのような政権であろうとも、武力攻撃事態といふことを考えた場合、國民はやはり自らの國や社会を守るために國の活動に対して協力をしなければいけないと

いうのは当然であります。しかし、日本国籍保持者ということになります。しかし、日本国籍を保持していない多くの在日外国人の方が多い仕事の方がいらっしゃいますし、あるいは障害を持つている人、健常者、あるいは病気を持つてい

る人、いろいろあります。一律に國民という抽象的な言葉で責務を課すというのは、協力でもそれがうなづけられなければならない、そもそもそういうふうに思つております。

以上であります。

○参考人(石崎学君) 御質問ありがとうございます。

したがって、私はこの法案自体に反対しておりますので、何と答えていいのか分からんんですねけれども、一点だけ申し述べさせていただきますと、國民という抽象的な言葉でその責務を語ることの危険性です。

この日本社会には、國民といふと法的には日本国籍保持者ということになります。しかし、日本国籍を保持していない多くの在日外国人の方が多い仕事の方がいらっしゃいますし、あるいは障害を持つている人、健常者、あるいは病気を持つてい

る人、いろいろあります。一律に國民といふ抽象的な言葉で責務を課すというのは、協力でもそれがうなづけられなければならない、そもそもそういうふうに思つております。

貴重な御意見をいただきましたことに感謝を申し上げて、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、平野貞夫君が委員を辞任され、その補欠として田名部匡省君が選任されました。

貴重な御意見をいただきましたことに感謝を申し上げて、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、平野貞夫君が委員を辞任され、その補欠として田名部匡省君が選任されました。

四名の参考人には、お忙しいところ本当にありがとうございました。大変豪華な 日曜日の報道番組のよな様相を呈してまいりましたけれども、先ほど、石崎参考人から若輩者ですがどうお話をございましたけれども、決してそうではないと思います。私も石崎さんと同じ年でございますけれども、正に私たちがこれから國を愛い、この國を牽引をしていかなければいけない。石崎参考人と私の考えは全く違いますけれども、あなたの御意見には敬意を表したいというふうに思います。

本来、この有事法制というのは、私は、國民を安心させなければならない、そもそもそういう法案だというふうに思つております。しかし、こ

の法案で多くの方々が逆に不安を感じたり不満を持つたりしている。私のところには連日このようない東の手紙やメールやメッセージが届いてまいります。

なぜこのような、本来国民が安心しなければならない法案で国民が不安に感じるのか。様々な理由はあると思います。戦前の国家総動員体制をほうふつとさせたり、また、先ほど御意見もありましたが、アメリカの戦争に自衛隊が巻き込まれるんじやないかという懸念があつたり、このテーマそのものが国民の中に物騒だというようなイメージがあるのかもしれませんけれども。

〔委員長退席 理事阿部正俊君着席〕

しかし、私、一番の原因は、やはり地域で暮らす、現場で暮らしている国民の皆様がじかに接するいわゆる国民保護法制が今までに見えてきていないという点と、それ以上のその根底には、政治家や自衛隊に対する私は不信があるのでいうふうに思い、その不信を抱かれているであろう政治家の一人として、私は襟を正してこの法案しっかりと審議をしていかなければいけないというふうに感じております。

私は、民主党で今回四党共同提案という形で法案の修正に我々は携わらさせていただきました。少し面白くない質問なんですねけれども、立場上こなれは聞かなければならぬのですから、森本参考人と小川参考人にお伺いをしたいと思います。

今回、政府原案に対する与党の修正案と民主党案の協議の結果出たのがこの四党共同提案ということですけれども、民主党の主張によりまして約三点が明確になつてまいりました。一点が国会の関与ということ、そしてもう一点が基本的人権の保障ということ、そして三つ目が国民への情報開示といふものでございます。これらの、民主党の案によりましてこの三点が更に改善をされたという点につきまして、両参考人はどのように評価をなさつておられますでしょうか。

○参考人(森本敏君) 御質問の件については、私

は、民主党として、この与野党の協議を通じて合意ができた点は、いずれもこの法案を少し、よりな東の手紙やメールやメッセージが届いてまいります。

あるとすれば、第二番目の人権の保護といいますか、人権の尊重という点についてです。

先ほど、冒頭にお話をいたしましたように、有事の際、憲法で認められた国民の個々の自由や権利が尊重されるべきであることは、これはもう当然でありますけれども、何ゆえ有事に国民の自由とか権利を制限、制約しないといけないのかといふと、それはやはり国家とそれから国民全員の安全、よりよい国家の安定あるいはより多くの人の安全を維持するために、やむを得ざる措置として

国民の自由とか権利というものを制約、制限せざるを得ないということであり、したがつて、人権が尊重されるべきであるということを強調することとは本来憲法で守られているので当然なので、私は、有事法制の中で重要なことは、むしろそうでなく、有事に際して国民が憲法で守られた自由とか権利が制限、制約されることがあり得るのであります。

あなたたのではないかと、かように考えておる次第です。

以上でございます。

○参考人(小川和久君) 大変重要な御質問、あり

がとうございました。

私は、今の三点につきましては、大きな前進であつたろうということで高く評価を申し上げております。

国会の関与の問題につきましても、先ほど森本参考人の方から詳しく述べがございましたが、私も同じような考え方を持つております。特に、緊急事態ということになりますと、これは戦争であろうが大災害、大事故であろうが、それに対処するスピードは、世界のどこに出しても同じようなスピードが求められるんです。日本だからのろのろやつて済むかと、そういうことはない。だから

は、国会においても、非常に国際的に通じるスピードでお話合いが行われ、手続が進められるための準備というのになきやいけない。これはもう本当に重要な点が盛り込まれたと思つております。

それから、基本的個人権の問題につきましては、私は、やっぱり緊急事態というのは本当にみんな泡を食うわけであります、パニック状態になる。例えば、総理官邸の地下の危機管理センターにいる人たつて、何か起きると頭の中が真っ白にならぬことがありますけれども、何ゆえ有事に国民の自由とか権利を制限、制約しないといけないのかといふと、それはやはり国家とそれから国民全員の安全が尊重されるべきであることは、これはもう当然でありますけれども、そういう事態において人権がやはりこれは意図的にかどうかはともかく踏みにじられる可能性は常にあります。

だから、憲法で認められているからこの有事法制で触れないということは、私はやはりよくないと。やはり、くどいようだけれども、緊急事態であればあるほどそのことを繰り返して述べる、そこに触れておく、絶対に忘れないようにしておくという意味で、これは大変重要なポイントが盛り込まれたと思っております。

ただ、今、森本参考人のお話にもありましたように、やはり緊急事態において個人の権利が制限されるという問題、これは国民的合意がなければいけませんけれども、そこについては、やはり基本的人権の尊重とひとつセツトで、もう少し議論を整理していく必要があるのかなという感じがいたします。

国会への情報の開示というのは、これは当然のことであります。ただ、日本の場合、情報公開法とかでなくても、国民の側、あるいは国民の代表としての国会も含めて議会の側に、それを取りにいくだけのマインドがどれぐらいあるのか、それを取つて、きちっと取つてくるだけの能力がどれくらいあるのか。その能力を磨かなきゃいけない問題、これが課題として残されておりますよね。

その辺をやはり、この情報の開示が盛り込まれたということが最終目的ではなく、そういうふたこ

とを実現するための更なる議論が必要だというふうにお考へいただきながら、更にレベルの高いものに完成させていただきたいというのが私の考えでございます。

○参考人(草野厚君) 次に、草野参考人にお伺いをしたいと思います。

政府原案との修正案と、元々の修正案と民主黨案の違いの一つに、緊急事態における基本法というものがございまして、これは五月十三日の四月二十日付の緊急事態宣言によって今後整備していくかという話になつてゐるわけでございますけれども、御承知のとおり、我が国の憲法には緊急条項というものがございません。唯一それに相当するという緊急条項は、第五十四条の緊急集会、参議院の緊急集会という点だというふうに理解しておりますけれども、私は、だからこそ民主党は、この基本法というのをしっかりと位置付けて基本的個人権や民衆的統制の原則というものを明確にしていくこうと、やはり、くどいようだけれども、緊急事態で触れておく、絶対に忘れないようにしておく法の必要性について参考人はどのようにお考へでしょうか。

○参考人(草野厚君) お答えをいたしたいと思います。

非常に重要な問題提起ですし、私も民主党に取り合ひがたくさんおります。その話はたくさん伺つておるわけですから、基本法はその美しい法体系ということでいえば必要なんだうと思います。しかし、現実の問題として、この基本法を作成する政治的なコストというようなことを考えれば、今回その危機管理体制が検討の課題になりまして、取りあえずは、今喫緊の課題としてその周辺の危機的な状況に対応するための有事法制といふことで作つて、後から基本法を追つ掛けるというふうに考えております。

たよう、こういうことも次善の策としては可能なのかなというふうに思つております。

私は、今日、森本先生がおつしやつておりますように、おつしやつておられましたように、日本の安全保障に対する法制度というの、全部対処型で来たわけですね。対処型というのは、余り

法体系としては美しくないと私は思います。やはり、基本的な原則を書いたものと、そのものが本来あるべきだと思いますし、何で国の最も重要な安全にかかわる基本法がないのかなど、これは、これだけでも研究をしている者にとっては不思議なことでござりますので、是非それは追っ掛けやつていただければというふうに思つております。

以上でございます。

○榛葉賀津也君 次、森本参考人にお伺いをいたしますけれども、先ほど民主党の対案の中の危機管理庁、日本版FEMAというやつですけれども、これに対しまして参考人は、災害対策基本法等を活用して現場の都道府県知事にイニシアチブを与えていくべきだ、それで対応できるんじやないかというような御発言がありましたけれども、私もそれは一理あるのかなというふうに感じました。

ただし、現場の消防若しくは警察では対応しきれない外部からの武力攻撃が起つた場合、これにはどのように対処したらいいとお考えでしようか。

○参考人(森本敏君) いわゆる有事、外部からの武力攻撃というのは、この法律の建前は、あくまで国がその任に任じ、各国民、この場合は実際は県の中では県民、都の場合は都民の安全は、国の指導とか方針に従つて地方公共団体の長が第一義務的責任を負つてその責務に任じるという、こういう役割分担にこの法律はなつているわけです。その際、なぜ危機管理庁なる別途の役所が必要かというと、私は、一つは情報という、つまり危機管理というのを行つたためには、八割以上が、いわゆる統一された情報を全体が集め、評価し、分析し、政策に使い、それが末端の国民にうまく知らされる、それで不安感を取つて、みんなが一貫した方針の下に行動して危機を救つ。そのためには、どうしても情報というものの運用が大変難しく、これは、それぞれ今の国家行政組織の中で、警察は警察、あるいは消防は消防、あるいは県庁のお役人の方はお役人、自衛隊は自衛

隊、海上保安庁は海上保安庁、それではとてもやつていけないので、したがつて情報というものが一貫して運用されていないといけない。かわる基本法がないのかなど、これだけでも、『ステージ』というインディーズ系の雑誌の八巻で、榛葉議員のあれですね、御意見伺つた防災組織を、この際十分に使うという趣旨のことが現実にならぬわけですから、情報だけが動き回るといふことはあり得ないわけで、したがつて情報とペアになつて、その情報に基づいて個々の国民がどのように避難をし、行動し、より安全な措置を取つていくかということを機能するためには、何らかの組織が必要なわけです。でも、県知事に権限、責任を与えても、県の県警本部といいますか、県の警察にはそのような事態、有事に余裕があるはずもなく、消防だって本当は必要最小限の人員しかいなければその余裕もなく、県庁の役所の方々にそんな急に任務を与えられても機能するはずもなく、結局何らかの組織というのが要るわけです。手足がないと、これは幾ら法律に書いても動かないわけです。しかばらその法律を、国で危機管理庁なる組織がマネージできるか、私はそこらは余り現実的でないなと思うんです。

○参考人(森本敏君) 〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕 しかし、その危機管理庁なる組織と、それでは警察やあるいは自治省の、あるいは海上保安庁の、あるいは自衛隊の諸活動とどのように権限を調整するかなどと、非常に厄介な調整が必要でつまり、屋上屋を重ねるもう一つの組織を、有事がどれぐらい蓋然性があるかとは別に、つまり公務員なる膨大な組織を別途また作るということこそが果たして有効なのかどうかということを考えた場合、今既にある地方で育つてきている防災組織というものを、そういう国民の保護、国民の安全を確保するための避難にうまく使うように平生も、しかし、そのようなことであつても、仮にこの國が外からの、外部からの武力攻撃に遭つた場合、参考人のお考へではどのようにこの國を守る

に入れるというのがあり得べきかもしませんが、それは、日本の今の行政組織の中ではとてもそういうことは期待できないので、既にみんなが随分と組織を確立し、訓練をし、今まで育ててきた防災組織を、この際十分に使うという趣旨のことを申し上げた次第でございます。

○榛葉賀津也君 大変丁寧な御意見、ありがとうございます。

次に、石崎参考人にお伺いをしたいと思います。

参考人も私も同じ世代でございますけれども、誤解を恐れずに言つて、我々の世代は、戦中、戦前、戦後の先輩たちの世代に比べると大変恵まれた世代でありますから、その国家として自衛権が一概に我々は生を受けたんだろうというふうに思います。比較的不自由なく、高度経済成長の中、我々は今日まで、それは個人的には様々な御苦勞はあったでしょう。しかし、我々の世代とすると、右肩上がりの時代に生をうけ今日に至つておりますけれども、振り返りますと、様々なしわが我々の世代に押し掛かろうとしている。気が付いたら、七百兆円を超える莫大な國の債務もそうでしょうし、社会保障制度の壊滅状態に陥つてゐる現状もそうでしょうし、教育問題もそうでしょう、環境の問題もあるかもしれません。しかし、その中の一つとして、私はこの安全保障の問題があると思います。我々の前の世代が積み残した問題を我々の世代できつちりと解決をする努力をしておかなければならぬと思います。

参考人と私の見解には相違があることは分かりましたがけれども、参考人は有事の際、いや有事にまつたけれども、参考人は有事の際に、リスクを解除して、予防をしつかりしていけばいいんだという発言がございましたけれども、しかし、そのようなことであつても、仮にこの國が外からの、外部からの武力攻撃に遭つた場合、参考人のお考へではどのようにこの國を守る

す。 榛葉委員のことは、実は以前に同じ雑誌に掲載されたことがありますして存じ上げてます。けれども、「ステージ」というインディーズ系の雑誌の八巻で、榛葉議員のあれですね、御意見伺つた防災組織を、この際十分に使うという趣旨のことを申し上げた次第でございます。

○参考人(石崎学君) 御質問ありがとうございます。

この法律は、私は憲法の趣旨に背いているとは思いません。

次に、小川参考人にお伺いしたいんですけども、実は、先ほど日本国民の中にある危機管理、危機に対する意識の希薄さという御発言がありました。私も全くそのとおりだと思っております。実は、九・一一以降、この議員会館に金属探知器とボディーチェックの制度が導入をされました。実は、九・一一以降、この議員会館に金属探知

するというのが現実的な方法なのではないかと。 理想の姿は、危機管理庁なるものが一括して、すべての有事には、県の警察職員、自治、消防、保安庁、自衛隊を全部一括統括してその組織の中

に入るというのがあり得べきかもしませんが、それは、日本の今の行政組織の中ではとてもそういうことは期待できないので、既にみんなが随分と組織を確立し、訓練をし、今まで育ててきた防災組織を、この際十分に使うという趣旨のことを申し上げた次第でございます。

○参考人(石崎学君) 御質問ありがとうございます。

国会議員と秘書バッジを付けている人間はフリー
パスなんですね。しかし、国会議員だけでも何百
人といふ。恐らく守衛さんは国会議員の顔はすべ
て覚えているでしょう。まあ、冬などになります
と、コートを着ていると自分なんかはちよつと
ちよつとというふうに止められるんですけれど
も、大分まだ顔が知られていないなど反省してい
るんですけども。秘書はこの数掛ける何人かと
いう、数千人の人間がこの議員会館に入り出す
る。しかし、そのバッジさえ付けていれば自由に
出入りができる。そして、金属探知器も、手荷物
は金属探知器を通さずに横の手動の金属探知機で
中もチェックせずにその荷物をまた持つて会館に
入ることができます。

先日の韓国の地下鉄の事件も、そつてつい先日
の、参議院に入ったある男がペットボトルにガソ
リンを持って参議院会館に乱入いたしましたけれ
ども、この国議員の議員会館でさえもそういう
状況である。私はまだまだ改善の余地があるんだ
うというふうに思いますけれども。

私は、これは制度だけではなくて国民一人一人
の意識の問題なんだろうというふうに感じていま
す。有事法制といふものが、法律によってトップ
ダウンで何かを押しつけられるものではなくて、
私、やはりボトムアップで国民一人一人が危機意
識を持つてやっていく。

先日、中東のイスラエル、テルアビブとエルサ
レムを訪問してまいりました。ちょうどイラク戦
争の前でございましたけれども、各家庭一軒一軒
に避難マニュアルというものが配付をされており
ました。決して戦火にある当地を参考にしろと言
うつもりは毛頭ございませんが、スイスでもその
ようなことはやつております。

国が国民一人一人にきつちりと、まず自分でで
きることはしつかりとやりなさいというメッセー
ジを発していく。そして、この国の安全というも
のは、上から押さえ付けられるものではなくて、
我々一人一人が守つていくんだという意識を持つ
ていくことが大事だというふうに感じますけれど

も、このボトムアップの、国民を、国を守つてい
くという意識、決してその戦前のようない意味合
いではない、一人一人がしっかりと守つていくん
で覚えていています。まあ、冬などになります
と、コートを着ていると自分なんかはちよつと
ちよつとというふうに止められるんです。
○参考人(小川和久君) 私が話したいと思つてい
たことについて御質問いただきまして、ありがと
うございます。

私は、先ほども災害とか大事故とか交通事故と
か医療事故というものは基礎問題としてやはりさ
らに取り組んでいきやすいテーマである。そ
れで、安全保障問題というのやはり高度な応用
問題であり、それを健全かつ適正に維持していく
というのは相当難しい、これは応用問題であろう
という話をいたしました。

で、基礎問題からやらないと応用問題はできな
いと言いましたけれども、我々この日本列島に生
きてきた人間、これは国民と呼ばうが何と呼ばう
がいいんですが、やっぱり安全な環境の中で歴史
をずっと経てきた結果、一九四五年八月十五日に
無条件降伏するまで外国に占領されたことがない
ような大変恵まれた環境にあつた。その結果
様々な能力を備えることができたし、高い文化
もはぐくまれたと思いますが、その反面、やはり
危機に対するセンスは、これは備わりようがな
かつたという面があると思うんです。

だから、これはもう私自身、本の中ですと書
いておりますが、DNA的な欠陥であろうといつ
たような非科学的な表現を取つておりますけれど
も、その辺は、やっぱり当事者意識を持つために
は身近な問題、身近な命の危機から常に自らを守
るためにの取組をしないと、戦争のこととか北朝鮮
のことを語るのは十年、二十年早いよという思い
があるんです。

例えば、一番象徴的なのは、交通事故の死者を
減らすに当たって、先進国の中で日本は何で立ち
後れたかという話なんですよ。私も直接当事者と
して、小済政権のとき、当時の野中官房長官にド

クターへりの調査検討委員会を内閣内政審議室に
作つていただき、それを実現するのにかかわつた
人間の一人でございます。ただ、私が最初に野
中官房長官に当時申し上げたのは、日本は先進國
なのか、民主主義国家なのか、人権を語れる國な
のか、人命尊重なんて言える國なのかということ
です。

○参考人(小川和久君) 私が話したいと思つてい
たことについて御質問いただきまして、ありがと
うございます。

私は、先ほども災害とか大事故とか交通事故と
か医療事故というものは基礎問題としてやはりさ
らに取り組んでいきやすいテーマである。そ
れで、安全保障問題というのやはり高度な応用
問題であり、それを健全かつ適正に維持していく
というのは相当難しい、これは応用問題であろう
という話をいたしました。

で、基礎問題からやらないと応用問題はできな
いと言いましたけれども、我々この日本列島に生
きてきた人間、これは国民と呼ばうが何と呼ばう
がいいんですが、やっぱり安全な環境の中で歴史
をずっと経てきた結果、一九四五年八月十五日に
無条件降伏するまで外国に占領されたことがない
ような大変恵まれた環境にあつた。その結果
様々な能力を備えることができたし、高い文化
もはぐくまれたと思いますが、その反面、やはり
危機に対するセンスは、これは備わりようがな
かつたという面があると思うんです。

だから、これはもう私自身、本の中ですと書
いておりますが、DNA的な欠陥であろうといつ
たような非科学的な表現を取つておりますけれど
も、その辺は、やっぱり当事者意識を持つために
は身近な問題、身近な命の危機から常に自らを守
るためにの取組をしないと、戦争のこととか北朝鮮
のことを語るのは十年、二十年早いよという思い
があるんです。

だから、やつぱり身近な危機、これは災害であ
り交通事故であり、医療事故であり、そういうこと
で、交通事故の死者の話をしたんですよ。

例えば、先進国においてはドクターへり、医者
がヘリコプターに乗つて現場に飛んでいくなんと
いうのはかなり常識になつております。これは西
ドイツが一九七〇年に始めた。当時は二万人以上
の年間の交通事故の死者があつたのに、ドクター
へり導入した結果、今、東ドイツを吸収合併して
人口は増えている、でも交通事故の死者は年間七
千人台まで抑え込んでいる。アメリカなんかはそ
れを見て、一九七〇年代にドクターへりによつて
交通事故の死者を四八%減らすのに成功した。み
んなやつてゐるわけですよ。前例があり、効果が
ある。みんなに喜ばれる。

日本だって、お医者様方が、一九七五年以降四
回、やらなきやいけないということで、國に委員
会を作つたんです。ところが、六つの役所と組織
が絡む結果、どこかが権限争いで反対するんです
よ。だから空中分解、できない。その間に、警察
の統計の取り方だけで、西ドイツが始めてから交
通事故で日本人は三十万人以上が死んだ。警察の
統計の後死ぬ人を含めたら、五十万人以上死んで
いるわけです。広島、長崎の死者と一方で言ひな
がら、交通事故の死者を止めることができない。
半分は助かっているんですよ。これが先進國な
かということを野中官房長官にお話をしたら、空
中分解しないように内閣内政審議室に委員会を作
りますからということをおつしやつた。

やりやできるわけです。これは野中さんじやな
くとも櫻葉さんだってやろうと思つたら政治家と
してできる話。何でやつてこなかつたのか、我々
は。これは政治家の問題じゃなくて、政治家の悪
口を言うときは天につばするようなところがあり
まして、国民の問題だから、我々が身近な生命の

のか。そのことについて、草野参考人と小川参考人に御質問して、終わりたいと思います。
○参考人(草野厚君) 予想外の質問でございますが、持論でお答えを申し上げたいと思います。私は自衛隊の派遣には条件付で賛成でござります。す。今、正におつしやいました、武器の使用基準を改めずに安全なところに自衛隊を送るというのは、これは非常に不可思議な議論だろうと思いま

（本題）私は、イラク新法なるものを作りに当たつて
も、例えば日本政府はどのような理由からアメリカ
などP.K.O.が展開されるところが安全なんですか
うか。私は、これは非常に語義矛盾だらうという
ふうに常々思つてゐるわけです。どうせ出掛けける
んであれば、国際平和協力が充実したものになる
ためには、武器の使用基準も国際標準に合わせる
べきだと。そうでなければ、手足を縛られたまま
で危険かもしれない状況、私は、これは区分する
ことできないと思います。そこに出すというこ
とはいかがなものかなと。ただ、条件付では賛成だ
というふうに申し上げたいと思います。

以上でござります。

○参考人小川和久君）御質問ありがとうございます。

カ、イギリスのイラクに対する武力行使に対しても支持をするという決断に至ったかということをもう一回整理しておく必要があると思うんです。あの選択が良かったか悪かったかは国民的な議論が分かれるところだと思います。

ただ、例えば大量破壊兵器開発疑惑を持たれて
いる国が国連の検査に對して非協力的であつた、
あるいはそれを妨害したなどのかどによつて国際
的な軍事制裁を受けるときには、日本国はやはりそ
の大量破壊兵器開発疑惑とテロリストの結合と
いうものが、世界の先進国の一つ、主要国の一つ
であり、テロとの戦いを進めてゐる国の一つであ
り、あるいはアメリカの最重要同盟国であるとい

う立場から、三つの立場から攻撃の対象になりかねないという国家存亡の問題、違う言葉を使いますと、個別の自衛権の問題からあの武力行使を支持するという選択はあり得るんです。これは反対する立場は反対すればいい。ただ、そういうった格好で賛成したということであれば、やはりイラクに自衛隊を送ってきてきっと活動させるための法律を整備するというのは流れとしては一つ当然だと思うんです。

これは、日本国が戦後掲げてきた原理原則、平和主義、つまり世界の平和を実現するために日本なりにできることを努力をし、それに対する評価と信頼によつて自らの安全と繁栄をかち取つていくという考え方に基づくものであるとも言えるわけであります。

闘地域を分けるなんというのは日本でしか通用しない議論でござります。私は十五歳から自衛隊へ行つて、一応ライフルから機関銃からバズーカから撃つてきている人間でございます。最低限のことはできるんですよ。皆さん方は撃つたことがある人少ないのでしょう、大先輩いるんで余り言うことはできないんですけどね。ただ、やっぱり日本で軍事の問題語るとき、全く見たこともないような武力行使についてお役人が語つたりするわけですよ、困つてしまふのね。だから、世界に通用しない。世界に通用すればいいかという話じゃないけれども、日本が世界の信頼をかち取るために、原理原則を貫くために、きちっと世界に通用するよな話ををする前提でその辺を整理していただきたいんです。

とにかく、アメリカの軍事力の一つの特徴を言いますと、極めてロジスティックス重視ですよ。補給、兵たんであります。どんな精銳部隊を前に出したって、はつきり言うと、うんこもすればおしつこもする、飯も食うんです。コンドームも要る場合もある。弾は常に補給しなきやいけない。今回だつて、イラク戦で乾燥地帯の戦争では、第一線部隊の兵士は一日十五リットルのミネラルウ

○ 委員長(山崎正昭君) 活用水を入れると、一個師団があと七百トンぐら
い水が要るわけですよ。そういうものを支えて
いくのがロジスティックスのシステムなんです。
それと戦う敵の立場で見たら、戦闘部隊、手ごわ
いやつをたたくより、後ろにあって非常に重きを
成していく戦闘部隊を支えているロジスティック
スのシステムをたいてくるのは当たり前であります。これは後方地域であり、非戦闘地域と日本
の役人の方が考えがちのところであり、これは
分けられないということです。

もう一個、武器の使用基準についてはやはり…

○ 参考人(小川和久君) はハ、簡単ご申し上すまざま
たい。

これはやはり、日本の武力行使ということについて、どの辺で現行憲法と抵触するかという議論の整理を行う中で、やはり任務を遂行するために自衛隊の部隊に持たせてふさわしい兵器の基準というものを明らかにし、その中で任務によって取捨選択をするということを明らかにする、そしてその行使の基準、R.O.E、部隊行動基準のようなものを明らかにすることがなければ自衛隊員をそういう危険な任務に赴かせることはできない。これはイラク新法で派遣される自衛隊が活動するものは危険な地域であるということを前提にすべきだ、あります。それを実行するのが日本の平和主義の一部であるということは明らかにしておかなければいけないと思います。

どうもありがとうございました。
○様賀津也君 ありがとうございました。
○山口那津男君 公明党的山口那津男でございました。
四人の参考人の皆様には、實に思いのこもつた貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。
た。限られた時間ではあります、順次お伺いをしてまいりたいと思います。

今回この法制を議論するに当たり、これまでのいわゆる有事法制研究と言ってきたものの中で所管が明らかでない分野というのが数多くあります。それがゆえに、関係する省庁が積極的に議論、研究を深めてくるということもなかつたわけであります。この言わば行政組織ですらそういう状態で、国民の皆さんとの理解が急に広がるといふことも到底望めない状況でありました。したがいまして、今回の法整備に当たりましては、研究の煮詰まった分野から作る、そして未整備な分野もはつきりと示して、それをいつごろまでに作るかという、そういうスケジュールもある程度決めて提示をしていると、こういう作り方をしているわけであります。そんな中で、私は、これからももっともつともと国民との往復の中での法整備を進めていかなければならぬと強く思つてゐるものであります。

う往復作業が必要であろうと思ひます。また、國民個々の皆さんにあつても、それは一般の庶民の皆さんから、あるいは有識者と言われる方々から、やっぱりいろんな意見を往復作業で詰めていく必要があると思います。

意見がありましたら承りたいと思います。

○参考人(草野厚君) 私、この有事法制とは直接関係ございませんが、ODAの総合戦略会議といふところのメンバーで、現在、ODA大綱の見直し作業を行っております。この策定過程において、このODAにかかわりを持つ国民というのはそれほど直接的には多くないわけですね。ですかう、どの程度参考になるかとということは別の問題でございますけれども、かなり広く、単に先ほど地方公共団体の長というお話をありましたけれども、このODAの場合には、特にNGO、大変に関心を持っている方が多いといったこともあって、それから、タウンミーティング等々のかなりこちらから積極的に集会を持つて、いわゆるこれまでの行政が手当てしてきたような公聴会など、イラよりは、もっと積極的に意見を開陳しても、ですから、この有事法制に関して、一つは、

そういう全国規模で、できればこれは行政主導といふよりも、与党、公明党は与党でございますけれども、与党と一緒に、国會議員もそこに参加をするような形で説明をするという、こういう機会を持つていただければと思います。

もう一つは、パブリックコメントというのが、これは今、様々な法整備あるいは行政のルールを作るに当たっては一般的ではございますけれども、このルールを作成するに当たっては一般的ではございませんけれども、これは時代の流れとはやや反しているのではないかと、特別この私権の制限というような分野にもかかわりを持つて、これを考へれば、これはもうパブリックコメントは避けて通れない手続ではないかなと。逆に、この点に関しで山口さんの御意見を伺えればというふうに本來ならば申し上げたいところでございます。

○山口那津男君 次に、森本参考人にお伺いいた

します。

○参考人(森本敏君) あくまで国の有事というの

は正に言葉どおり有事で、大変言わば緊急事態な

ので、十分に法案の中身を審議する時間的

いとま

がないということを前提に考えれば、平常時か

ら、どういう法案があり得べきなのか、そのとき

べましたときに、基本理念のところで、まず保障

する、尊重する、これを原則として、しかしま

た、実際には制約を免れない部分もあるわけであ

りますから、それを認めた上で、その必要最小限

の制約にとどめると、これは今の日本の憲法の人

権に対する原則的な考え方だろうと思います。そ

れをあえてこの基本理念で強調したというところ

に私は第一歩の画期的な意義があると思います。

しかし、問題は、実際にこれから国民保護法制

あるいはその他の法制度を整備していくに当たつて、その具体的な事態に応じてどこまでが必要最

小限の制約と言えるのか、あるいはその制約その

ものが必要か否かと、こういうことを詰めていく

やはりその事態に応じて権利、自由を制約するに

森本参考人の御意見では、立法府の関与といふ

ことを強調されておられるようになります。私

は、これが、具体的な事態が発生した場合には、

立法府が一緒になつて、どういう法案を整備してくる法規案という形にすることが必ずしも適当とは思われず、しかし一方、いわゆる普通の言葉で言

う議員立法という形ですべての法案を短期間に作

るということも難しく、私は、一番良いのは、い

わゆる安全保障会議の中に設置されたいわゆる専

門委員会のメンバーと立法府が、つまり行政府と

立法府が一緒に出て、どういう法案を整備して

おくかということを平生からスタッフをしてお

いて、それは金庫に入れておいて、状況に応じて

修正をして直ちに出せるという状態にしないと、

とても国家の緊急を、緊急時を救えないというふ

うに思うんです。

それが私の答えなんですが、その前に、いわゆる国民の人権というものについての基準をいざれます。あらかじめすべての場合を想定して、それを決めるといふことはできないことだらうと思いま

す。そうすると、その実際の事態に臨んで、何

らかの規範を作りながらやっていくという必要性

は出てくるかもしれません。しかし、それは事態

の特性なるがゆえにスピード一貫でやつていく必

要もあるわけだらうと思います。

そこで、その法規範の作り方というものが、例

えば行政権にある程度任せると、そして事後的に

チエックするというやり方が望ましいのか、ある

いは国会が行政権とかなり同レベルの情報を持つ

ながらこれに言わば同時進行でこの法規範の形成

に携わっていく必要があるのか、この辺の在り方

について御意見を賜りたいと思います。

○山口那津男君 続いて小川参考人にお伺いしま

す。

司令塔の存在が必要であると、こういう御議論

だつたと思いますが、まずこの法制を議論するに

当たつてなかなか基礎知識も不足している、これ

は政治家にも行政マンにもそういうことが言え

る、国民はましてそうである、そういう状況の中

かといつて勝手に船とか飛行機で飛び回ると、そ

ういうことを許して國の有事を救うということは

とても難しうございますし、また個々の国民の

安全をそれでは確保できませんから、したがつて

移動の自由、住居の自由などのは多少は制約す

ることはあるのかなと思います。

ここで一番難しいのは、実は情報なんです。つ

まり表現の自由というやつです。例えば、私は学

生と付き合ってますが、学生は毎日諸外国の

人といろんな形でインターネットで情報交換して

いるわけですが、敵性国家の友人に平気で情報を

送つたりするというのが出てくる。それを法律で

規制できると仮にしても、実際にそれではそれを

監督する実機関なる行政組織が、それを探知

し、そしてそれを取り締まるなんというようなこ

とが実際にできるのかというとほんんどできな

い。つまり、現代戦というのは、一人一人の国民

が自分の部屋にこもつて戦争に加わることができ

るという非常に特殊な様相を来すということなん

で、戦闘で戦闘員が戦うという戦争は過去の戦争

であるわけです。

そういう意味において、現代における戦争とい

うのは日常性を非常に帶びたものですから、した

がつて憲法で認められた個人の自由とか権利とい

うものをどこまで制約しこまで制約できないの

かというルールを平生から、今申し上げたよう

に、行政府と立法府できつちり詰めて、そしてそ

ういうことを一々何も起きていないので、事を大き

く言つ必要はなく、整々と事務をやつて必要なと

きに備えるといふことが一番望ましいのではない

かと思います。

以上でございます。

○山口那津男君 続いて小川参考人にお伺いしま

す。

司令塔の存在が必要であると、こういう御議論

だつたと思いますが、まずこの法制を議論するに

当たつてなかなか基礎知識も不足している、これ

は政治家にも行政マンにもそういうことが言え

る、国民はましてそうである、そういう状況の中

で現実的な第一歩をしろうとしているわけあります。その場合に、これから國の在り方あるいは國民の生きる道の在り方、これに安全保障や事態への対処をどう組み込んでいくかと、こういう大きな意味での國の在り方を決めていく、そういう司令塔の在り方というのもあるだろうと思います。私は、それには当然国会、國民の代表である国会も参加をしながら、その在り方を議論していくかなきやならないと思います。それともう一つは、具体的な事態に対処するために、それぞれのいろんな組織を間違いのないように導いていく、そういう意味での具体的な司令塔も必要だらうと思います。

この司令塔がどういう形で作っていくのが望ましいかということはこれから議論ではあると思うけれども、しかし、いわゆる統合的な運用、活用ということは言うべくして簡単なことであります。アメリカの例が時々出されます、やはり基礎的な國の組織や歴史というものが違いますから、それを単純に応用するというわけにもいかないだろうと思います。

そういう意味で、私はこの國の經營という大きな意味の司令塔と、そして具体的な制度の運用に当たつての実際の司令塔の在り方、これについてもう少し御意見を賜りたいと思います。

○参考人（小川和久君） 大変重要な御質問、ありがとうございました。

私は、現在、消防審議会の委員などをさせていただいているわけでありますけれども、消防の世界とかかわりを持ったのは、阪神・淡路大震災のとき、日本の消防庁などが主張している考え方に対する幾つか疑問を呈したところ、やはり日本国に対して幾つか質問をいたしまして、それについて自分でノースリッジ地震のときのアメリカの対応などをアメリカに行つて調査した結果、消防の人たちと仕事をするようになったという立場なんです。

その中で、やはりアメリカの連邦の緊急事態管

理庁、FEMA、FEMAと書きますが、これがやはり日本にとつては一つ、大災害、大事故を含む緊急事態において國民の命を守るために司令塔として参考になるのではないか、モデルになるのではないかということで、消防庁の皆さん方と日本版のFEMAの可能性について検討をしてきたところなんですね。

同時に私は、内閣官房の方で情報の集約をどうやっていくかという検討を主査としてずっとやつてまいりました。それは、その先に来るのは、緊急事態において総理をどう補佐するのか、どういうシステムがふさわしいのかという問題でもありますね。でも、やっぱりその中で、日本版のFEMAというものがないと、どういう事態にも動きが取れないことが具体的なケーススタディをやればやるほど明らかになつてくるんですね。

アメリカのFEMAというのは、今回、国土安全部がその中に吸収をされましたが、やはりこの間も私、ワシントンで国土安全保障省へ行きましたけれども、まだ元々の組織のまま動いているようなところがあるんですね。ただ、アメリカがそういう動きをしているからといって別に倣う必要はない、FEMAというものの参考になる部分をすくい上げて、縦割り行政にならないようにしていくことが大事である。FEMAは私が調査した當時でいいますと二千五百人ぐらいの人員がいて、基本的には復旧のためのお金を作る組織だという性格がありますけれども、やはり現場が縦割りにならざることはアメリカも一緒なんです。それを調整するだけのやはり権限と高度な知識を持つた専門家集団である。

この今度の法案におきましては、いわゆる武力攻撃事態以外の様々な危機、例えばテロですとか不審船、工作船、そういうたものに対応することについても規定を置いているわけであります。この法案に対する賛否は別にいたしまして、現行法では警察あるいは海上保安庁が相協力してやります。そして緊急事態において現場を調整しながら國民の命を救つていくという動きができるといふことは、やはりこれがいいことには、日ごろから調査研究をし、国際水準の能力を備える、あるいは人材を豊富に育成していくための教育訓練を行う、

んですが、やはり本当に頭脳組織としての在り方ということを考える上でこれは必要不可欠かなと感じがいたします。

私自身は、過去の戦争に備えよという逆説的な言い方をしているんですね。これはアメリカの言いで、将軍たちは過去の戦争に備えるという軍人の悪口を言う言葉があるんです。というのは、

同時に私は、内閣官房の方で情報の集約をどうやっていくかという検討を主査としてずっとやつてまいりました。それは、その先に来るのは、

やはり日本にとつては一つ、大災害、大事故を含む緊急事態において國民の命を守るために司令塔として参考になるのではないか、モデルになるのではないかということを考えておりませんが、書かれているということなんですね。これはアメリカの言いで、将軍たちは過去の戦争に備えるから実際役に立たない、あいつらあほうだという話なんですが、

あえて過去にあつた阪神・淡路大震災、JCHOの臨界事故とか、そういう典型的な過去の危機、これに対処できるだけの組織とはどういうものか、システムはどういうものか、レベルはどういうものかというのを、後知恵というのは便利なものですから、考えるというのは楽なんです。同じような事態が起きたときにきちっと対処できるような仕組みを常に作つていく、そういうことが大事だらうと。

この過去の戦争を戦おうと思えば思うほど、この司令塔に当たる組織が不在であつたらどうしようもないということなんですね。私自身は過去の幾つかの例を通じて感じておりますが、政治のインシアチブがあればこれはできると思います。これはやっぱり国会が大いに力を発揮すべき問題ではないかなと思っております。

以上であります。ありがとうございました。

○山口那津男君 最後に、石崎参考人にお伺いします。

○山口那津男君 では、時間が参りましたので終ります。

参考人の皆さんには、貴重な御意見、本当にありがとうございました。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございました。

日本共産党は、この有事三法案に反対でござります。衆議院におきましては九割が賛成したといふことで参議院に送られてきたわけですから、参考人の皆さんには、貴重な御意見、本当にありがとうございました。

自衛隊を使うということが現行法の考え方である

うかと思います。

こういった武力攻撃事態以外の危機に対しても、これまでに想われるか、そのお

のようないかで、消防庁の皆さん方と日本版のFEMAの可能性について検討をしてきたところなんですね。

本版のFEMAの可能性について検討をしてきたところなんですね。

とはいへ、法案審議の中でも重要なことも明らかになつてきました。政府は、武力攻撃予測事態とかあるいは武力攻撃事態、こういったことはアメリカがかかる周辺事態の進展に従つてその結果発生するということも答弁の中で明らかにしてきました。結局は、周辺事態法に基づいて公海上で米軍の支援をしている自衛隊が攻撃されたということだと思ふんです。

この法案が通りますと、法案の仕組みというのは、事態対処法制というのが作られます。この事態対処法制というのは、国民保護法制、それから自衛隊の活動を円滑にする措置、そして米軍の活動を円滑にする措置、この三つですね。

今この国会で大体明らかになりましたのは、国民保護法制については明らかでないということになりましたして、衆議院段階で保護法制についてその輪郭が成されました。四月十八日に出されました。二番目の自衛隊に関しましては、これはもう既に自衛隊法があります。三番目の米軍支援なんです。これについては本当に何にも明らかになつております。これについては本当に何にも明らかになつていません。米軍支援も米軍支援法制についても明らかになつていません。

そこで、私、四名の参考人の方々に二点伺いたいのですが、一つは、今日の最初のお話の中で米軍支援、米軍支援法制についてお触れになつたのは石塙参考人ぐらいで、あとはほとんどお触れになつていなかつたということもあるんで、そのところを追加して伺いたいんですけれども、一体この米軍支援法制について議論は尽くされているのか、明らかなつているのか、どうにお考えになっているか、明瞭になつているのか、どのようにお考えになっています。

それからもう一つは、大事なことは、日本が支援をするアメリカ軍でけれども、そのアメリカは単独行動主義、これを今推し進めております。これがアジアでの政策を進めるということでもあります。

とはいへ、法案審議の中でも重要なことも明らかになつてきました。政府は、武力攻撃予測事態とかあるいは武力攻撃事態、こういったことはアメリカがかかる周辺事態の進展に従つてその結果発生するということも答弁の中で明らかにしてきました。結局は、周辺事態法に基づいて公海上で米軍の支援をしている自衛隊が攻撃されたということだと思ふんです。

このような場合には自衛権発動もあり得るんだという答弁もなされております。ありていに言えば、周辺事態法に基づいて支援することが日本に武力攻撃事態を引き起こすということがあるんだということだと思ふんです。

この法案が通りますと、法案の仕組みというのは、事態対処法制というのが作られます。この事態対処法制というのは、国民保護法制、それから自衛隊の活動を円滑にする措置、そして米軍の活動を円滑にする措置、この三つですね。

今この国会で大体明らかになりましたのは、国民保護法制については明らかでないということになりましたして、衆議院段階で保護法制についてその輪郭が成されました。四月十八日に出されました。二番目の自衛隊に関しましては、これはもう既に自衛隊法があります。三番目の米軍支援なんです。これについては本当に何にも明らかになつております。これについては本当に何にも明らかになつていません。米軍支援も米軍支援法制についても明らかになつていません。

そこで、私、四名の参考人の方々に二点伺いたいのですが、一つは、今日の最初のお話の中で米軍支援、米軍支援法制についてお触れになつたのは石塙参考人ぐらいで、あとはほとんどお触れになつていなかつたということもあるんで、そのところを追加して伺いたいんですけれども、一体この米軍支援法制について議論は尽くされているのか、明らかなついているのか、どのようにお考えになっているか、明瞭になつているのか、どのようにお考えになっています。

それからもう一つは、大事なことは、日本が支援をするアメリカ軍でけれども、そのアメリカは単独行動主義、これを今推し進めております。これがアジアでの政策を進めるということでもあります。

○参考人(草野厚君) お答えを申し上げます。

第一点目の米軍の支援でございますが、これは早急に議論をしなければいけないんじゃないかなというふうに私は思つております。今日、その他のことところで触れる予定でございましたけれども、触られなかつたということでございます。

それから、二番目のブッシュ政権の単独行動主義については、ちょうどおとといの日本経済新聞の書評欄に大型の書評のところに私の持論も含めて書評しておりますけれども、いかがなものかなというふうに思つております。ただ、それはかなり抽象的な言い方でございますけれども、ある時点において必ず、アメリカのこれまでの政治からすれば抑止的な考え方が出てくるのではないか。つまり、単独行動主義はいけないよといふ議論が出てくるんだろうというふうに私は強く期待をしております。ブッシュ政権、永遠に続くわけでもございません。リバーラルは死んでないといふふうにも私は思つておりますので、あの単独行動主義が永遠に続くという前提で議論をするといふふうには思いま

私は、先ほど冒頭に申し上げたように、それでは少し足らないのではないかと、すなわち物品役務の相互提供という範囲の中でカバーできない部分があつて、これは現行日米地位協定でも少しカバーできない部分があつて、この点については、本当は有事における日米協力の協定が締結され、そしてその協定の実施を可能にする国内法を整備するというのが順当なやり方なのではないかといふ趣旨を冒頭申し上げたはずです。

第二については、私は、実はアメリカは単独行動主義だとは思つてないんです。

といいますのは、言葉が非常に良くないので、アメリカといふのは、国益を非常に重視して他の国と協議をしないで自ら決断をするという意味において単独決心をする国ではありますが、しかし、単独で行動するということでは必ずしもないと思います。必ず同盟国に誇り、同盟国の協力を得て、価値観を共有する国が一緒になつて行動するという活動をずっと続けてきたと思ひますし、それは国連のいわゆる、言葉は余り適当ではないのですが、お墨付きといふものがなくともアメリカは価値観を共有する国と一緒にになつて必要な行動をやっていくということに私は從来から変わりはないと思うんです。

その意味において、それを単独行動主義といふ表現にして説明をすることが果たして適當かどうかといふ点については私は必ずしも適當とは思ひませんし、このようなアメリカの考え方は共和党であれ民主党であれ余り変わらないということではありませんし、このままではこのままではな政権が変わったから変わるというものはな

く、現在のアメリカの、言わば國益を重視した積極的な国際協調主義の下にアメリカがあるという限りにおいて、政権のいかんにかかわらず、アメリカのこの動向は大筋において変わらないのでは

SAを修正しておりますので、これを有事に照らして、有事の際、日本側が米国とどのような相互の提供協力ができるかということを日米間で約束をして、それに基づく国内の法整備をするという方々はどうお考えになつておられるか。

一つは議論が尽くされているか、単独行動主義、どうお考えか、この二点について簡単にお答えいただきたいと思います。

私は、先ほど冒頭に申し上げたように、それでは少し足らないのではないかと、すなわち物品役務の相互提供という範囲の中でカバーできない部

まず、米軍支援法制については議論が尽くされてしまふことと、このように考えております。

○参考人(小川和久君) 御質問ありがとうございます。

まず、米軍支援法制については議論が尽くされてしまふことと、このように考えております。

我々はやはり原点に戻つて考えなければならぬんですが、アメリカとの同盟関係は何のために我々は選んでいるのか。つまり、反対する人たちももちろんいるんですよ、違う考え方もあるんだけど、やっぱり戦後の日本国民の過半数がそれを認めてきたという現実があります。

その中で、我々はやはりアメリカ軍の行動を支援する場合には、我が国の国防上必要な場合が一つ。それからいま一つは、国際的なやはり日本の責任を果たす上での支援が一つといったようなことがあります。そういうことをきちっと整理しながらやはり米軍支援法制についてきちんと議論をしていくことがより求められているな

という感じがいたします。

それから、米国の単独行動主義についてといふ御質問でございますが、アメリカが単独行動をすとすることは私も基本的にはないという受け止め方をしております。とにかく、敵対国に対するは厳しい国ですよ。ただ、友好国、同盟国に対するは、相手の國益をほかの国と比べても極めて尊重しながら行動する国だということはつきりあります。だから、アメリカが日本の原則を踏みにじるような、あるいは國益をやけに損ねるような提案をしてきたときには、これは独立国家として反対をすればいいわけであります

が、基本的には私はそのような懸念というものは現在持つておりません。

○参考人(石塙学君) 手短に申し上げます。

SAを修正しておりますので、これを有事に照らして、有事の際、日本側が米国とどのような相互の提供協力ができるかということを日米間で約束をして、それに基づく国内の法整備をするという方々はどうお考えになつておられるか。

一つは議論が尽くされているか、単独行動主義、どうお考えか、この二点について簡単にお答えいただきたいと思います。

私は、先ほど冒頭に申し上げたように、それでは少し足らないのではないかと、すなわち物品役務の相互提供という範囲の中でカバーできない部

まず、米軍支援法制については議論が尽くされてしまふことと、このように考えております。

○参考人(小川和久君) 御質問ありがとうございます。

まず、米軍支援法制については議論が尽くされてしまふことと、このように考えております。

我々はやはり原点に戻つて考えなければならぬんですが、アメリカとの同盟関係は何のために我々は選んでいるのか。つまり、反対する人たちももちろんいるんですよ、違う考え方もあるんだけど、やっぱり戦後の日本国民の過半数がそれを認めてきたという現実があります。

その中で、我々はやはりアメリカ軍の行動を支援する場合には、我が国の国防上必要な場合が一つ。それからいま一つは、国際的なやはり日本の責任を果たす上での支援が一つといったようなことがあります。そういうことをきちっと整理しながらやはり米軍支援法制についてきちんと議論をしていくことがより求められているな

という感じがいたします。

それから、米国の単独行動主義についてといふ御質問でございますが、アメリカが単独行動をすとすることは私も基本的にはないという受け止め方をしております。とにかく、敵対国に対するは厳しい国ですよ。ただ、友好国、同盟国に対するは、相手の國益をほかの国と比べても極めて尊重しながら行動する国だということはつきりあります。だから、アメリカが日本の原則を踏みにじるような、あるいは國益をやけに損ねるような提案をしてきたときには、これは私はそのような懸念というものは現在持つておりません。

私がどうございました。

いわゆる米軍支援法制については全く明らかでない。しかも、このいわゆる有事関連三法案でいうところの武力攻撃事態の中には周辺事態と併合する場合、あるいは周辺事態から武力攻撃事態に至る場合があるというふうに政府は答弁しておりますので、その場合には周辺事態法に基づいて米軍の後方支援を自衛隊がすることになつておりますので、この米軍支援法制の中身が明らかにならない限り、有事関連三法案についての、それがどういう性格の法案なのかということは国民の目から分からないとと思うので、早急に明らかにすべきでありますし、明らかになるまで可決、成立するべきではないというふうに考えております。

米軍の単独行動主義につきましては、私も非常に危惧しておりますので、やはり国際法上の問題等々ありますけれども、何よりも現実に、脅威が現実になる前に自らの気に食わない国を先制攻撃でたたいてしまうということ、そういうふうに脅威が現実化する前に先制攻撃で相手をたたくといふ、いわゆるブッシュ・ドクトリンの考え方方に基づいてきているので、極めて危険です。脅威が現実になる前にといふことは、脅威は現実にあるかどうか分からぬ状態で相手をたたくわけですから、アメリカの政府の決断一つで恣意的に、どんな国でも、アメリカに対して将来脅威になるかもしないということで先制攻撃をするという論理ですから、国際法の在り方あるいは世界平和の在り方に真っ向から反するものだと思つております。

○池田幹幸君 じゃ、憲法と有事法制の問題について石崎参考人に伺いたいと思うんですけど、修正もなされたわけですが、基本的人権の問題というのがかなり論議されました。されたようですね、修正の過程で。にもかかわらず、公共の福祉の名による基本的人権の制限というのは一貫として入つてきています。

この公共の福祉の名による人権制限が一体どこまで許されるのかと。日本国憲法下では、公共の福祉というのはあるけれども、軍事的な面での公

共の福祉という考え方そのものはこの中にはないんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう点から考へて、この有事法制における基本的人権制限と憲法との関係について、ひとつお答えいただきたいと思います。

○参考人(石崎学君) 御質問ありがとうございます。一つは、軍事的な意味での公共性というのが日本憲法の中に想定されていないのではないかとするべきでありますし、明らかになるまで可決、成立するべきではないというふうに考えております。

いまして、先ほども申しましたように、日本は自衛権を凍結している、そのため憲法九条二項で一切の戦力を放棄しているということになつておられます。その一つのねらいは、まさしく軍隊といふが最大の人権の侵害の主体になり得るという危険を回避するためにも一切の戦力の放棄をしているということがあります。

もう一つは、その点もかかわりまして、過去の戦争の経験などを踏まえまして、日本国憲法では平和のうちに生存する権利というものを保障しております。つまり、戦争こそは最大の人権侵害の一つであつて、平和のうちに生存する権利といふのを一人一人の国民に保障しているわけですか。の公共性というものは全く相入れないということ。

もう一つは、憲法十二条、十三条に出てくる公共の福祉という文言は、あくまでも人権と人権との衝突した場合の調整原理のことであります。人権のいわゆる内在的制約ですね。例えば、たとえ自由だとしても人殺しをする自由はありません。人間には。そういうことで、人権の内在的制約のことを公共の福祉というふうに呼んでいます。したがいまして、人権を飛び越えたところにどこか超越的な公共の福祉というものを日本国憲法は想定しているわけでもありませんし、憲法学界の通説もそのように理解しておりますということ

で答えていただきます。

○池田幹幸君 指定公共機関に対する強制とい

ますか、事態対応措置に関する問題を私はこの委員会で質問したんですけれども、法案では、武力攻撃事態法の法案では十五条に当たるんですけど、

といいますか、国民に対する強制、これを別の法

律に定めるという形でぐるり抜けようとするん

じやないかなというふうに私は考えているんで

が、十五条の仕組みというのは、要するに、事態

対処措置、これを指定公共機関にやつてくれと言

うと。しかし、その指定された公共機関、例えば航空会社がそれ嫌だと言つた場合、その場合には

総理大臣がやりなさいといふことで指示すること

ができる。指示でも、なおかつやらなかつた場合はどうするかと。その場合には、総理大臣が直接自分でその事態対応措置をやるか、実施するか、あるいは所掌大臣に実施させると、こういうことができる。指示でも、なおかつやらなかつた場合はどうするかと。その場合には、総理大臣が直接自分でその事態対応措置をやるか、実施する

か、あるいは所掌大臣に実施させると、こういう

ことがあります。そこで、そのときの説明では、総理大臣が実施

するというのは、指定公共機関に、例えば航空会

社にやらせる、あるいは航空会社の資材を使ってやるんだ、あるいは航空会社の労働者にそれやらせるということじやありませんというお答えでした。したがつて、今度の事態対応法では、少なくとも強制はできないし、総理大臣がやると言つても機材も何もなければ実施できないということになつてしまふ。そうなつたときどうするのかといふことになりますと、これは別に作る法律で云々

かんぬんするということになつております。結

局、内閣府は、内閣府からの答弁では、総理が直

接実施するということであつて、強制はできませ

ん。防衛庁長官は、その強制も含めて別の法律で検討するという答弁でした。

そうなりますと、私は、結局、最初に申し上げ

ましたように、武力攻撃事態法で突破できない國

民の権利を、国民に対する強制、それを今度は別

に法律を作つてやるということで、二重三重に國

の権利制限、基本的人権の制限あるいは権利制

限ですね、それを実施しようとやるもので、二重

三重の憲法破りじゃないかというふうに考へてい

るんですけど、石崎参考人、これ、憲法学者としてこの点についてどうお考へでしょうか。

○参考人(石崎学君) 御存じのとおり、指定公共機関というのは、憲法七十三条六条、に基づきま

して政令で定められるものでありますから、ある程度、災害対策基本法で指定されている指定公共機関なんかを念頭に置けば大体分かると思いま

は、力による平和ではなくて、例えば国民単位ですらなくて、いろいろな世界じゅうの人々と結び付いていく。現に、例えば反戦運動なんかは既に世界的な結び付きを持つております。というような形で、こういう大きな国際的な戦争反対の世論が盛り上がっている現在こそ、諸国民の公正と信義に信頼して我が国の平和を維持していただきたいと、いう日本国憲法の理念が生かされる諸条件が整つた時期は、時代は、日本国憲法ができる以来、今まで、今に至つて初めて現れてきたのではなかというふうに私は考えております。

○平野達男君 国会改革連絡会(自由党)の平野達男でございます。

今日は、四人の参考人の皆様方、本当にどうもありがとうございます。

私は、石崎参考人からちょっと質問をしていただきたいと思うんですが、先ほどの参考人のお話の中に、リスクに備えるというお話をございました。正に今回の有事法制はリスクに備えるという面が私も強いと思ってるんですが、これは他方で、日本は戦争は絶対起こしてはいけないという、これは大原則があると思っています。だからこそ、その戦争を起こさないために最大限の努力を、外交あるいは経済協力、そういう形でふだんからやっておくと。

しかし、どうもその結果、それがすべてうまくいかない場合もある。その確率をとにかくできるだけ、有事が起らないような確率を限りなく小さくするというのがふだんの我々の政治の役目だと思います。ところが、いつたん起りますと大変な被害が出る。確率の数字に被害を掛ければこれ期待値が出てくるわけですが、この期待値というのが無視し得ないほど大きいものではないかという、そういう見方を私なんかはしておりますわけ

すらなくて、いろいろな世界じゅうの人々と結び付いていく。現に、例えれば反戦運動なんかは既に世界的な結び付きを持つております。というような形で、こういう大きな国際的な戦争反対の世論が盛り上がり现在的現在こそ、諸国民の公正と信義に信頼して我が国の平和を維持していただきたいと、いう日本国憲法の理念が生かされる諸条件が整つた時期は、時代は、日本国憲法ができる以来、今まで、今に至つて初めて現れてきたのではなかというふうに私は考えております。

○池田幹幸君 どうも参考人の方々、ありがとうございました。

○平野達男君 国会改革連絡会(自由党)の平野達男でございます。

今日は、四人の参考人の皆様方、本当にどうもありがとうございます。

私は、石崎参考人からちょっと質問をしていただきたいと思うんですが、先ほどの参考人のお話の中に、リスクに備えるというお話をございました。正に今回の有事法制はリスクに備えるという面が

あります。それに対して何も準備をしないという国家があるんだろうか。

これは憲法という流れから、解釈は別として、國のあるべき姿として、石崎参考人はそこに対してどのような考え方を持っておられますか。

○参考人(石崎学君) 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、何も備えをしていない国家というのは世界的にも非常に珍しく、その意味では日本の国家というのは普通の国家ではないといふふうに思つているんですけれども。

何も準備しないということをなぜ日本国憲法が、何も準備していないというのは、いわゆる有事法制がないというのは正に日本国憲法があるからでありまして、それは、まず日本の国家においては最近のイラク攻撃への先ほども申しました協力を事実上してしまったというような形で、国家が、かつてもそうですし、やはり立憲政治の枠組みを超えて暴走する危険のある、正にそういう近代立憲主義、立憲政治がまだ定着していないのではないかと思わせるような国家であるからこそ、そういうリスクを回避して回避して回避して、最終的に、それでも攻撃された場合に對して準備することができます。ということはできないのであります。ということは、それを何も対策をしなかった。それが今回初めて有事法制、武力攻撃事態法という法律で出てきたわけですが、先ほどの参考人の中に、日本人の遺伝子の問題があるんじゃないかというお話をございましたけれども、私もそこの点に関しては若干共有するところがあります。

○平野達男君 いずれ、最後の最後の部分のところで、やっぱり準備をするのは国家じゃないかな

と、いうふうに私は強く思つておるところです。そこで、小川参考人にお伺いしますが、先ほど御説明の中で北方脅威論という話がございました。

○平野達男君 いかと申しますが、ずっと満州にいて、そのままであるんですが、司馬遼太郎の話を私も改めて思っておるんですが、司馬遼太郎の話を私は改めて思っておるんですが、司馬遼太郎さんは戦車隊の隊長だったんじやないかと、思つておられたはずだと。しかし、その直前に

馬県でしたかちょっと忘れましたが、そこに行つて、何を備えるかといいますと、九十九里浜から米軍が上陸してくるということで、それに備えるんだということが任務でした。そのときに、九十

九里浜に戦車が行つたときに住民が避難してくるんじゃないかというときに、その住民をどうすればいいんでしょうかと、いうのを聞いたら、上官は、いいんでしょうかと、いうのを聞いたら、上官は、

ついでに、昭和五十二年に、国道四十号線を南下してくる避難民の大群を想起せよという問題提起したけれども、何も対策をしなかつた。それがこれがもう本当に太平洋戦争中の真ん中の話であります。

○平野達男君 それで、やつぱり準備をするのは国家じゃないかな

と、いうふうに私は強く思つておるところです。そこで、小川参考人にお伺いしますが、先ほど御説明の中で北方脅威論という話がございました。

○平野達男君 どうもありがとうございます。

森本参考人には私ども自由党の勉強会にも来ていただきまして、いろいろ今回の有事法制について細部にわたつていろいろお考へを聞かせていただいておりますが、今回の法律の中身について、ただいま具体的に一点お伺いしたいと思います。

いわゆる武力事態攻撃的の事態になつたときには、今回の法律では武力攻撃事態対策本部というものが作られます。この武力事態対策本部というの

がどうございました。

評価と、いう点では、大体としての評価は、冒頭に申し上げましたとおり、私は大きな一步だといふふうに高く評価しております。

○参考人(小川和久君) 大変重要な御質問、ありがとうございました。

ただ、本当に機能するものにしてくださいよと、いうのが国会議員の皆さん方に对するお願いなんですね。その点からいりますと、先ほど冒頭に話をさせていただきましたような部分だけを取つてもまだ機能するとは言い難い面がある、そこ

のところを直していただきたいと思うわけであります。

ただ、私自身、やはりお隣に座つていらっしゃる石崎参考人と意識を言葉の上で共有する部分が

実はあるんですね。憲法学者として大変優れた御見解をお述べになつてしまつましたが、日本ではまだ立憲政治が定着していないとおっしゃいました。まさしく同感でございます。だからこそ、憲法改正がないわけであります。

憲法というものは、これは法律の頂点にあるんですけど、最初に制定されたものがやはり理想を実現できる力を持つためには、絶えることなく改正ころが、日本で憲法改正という、何か軍国主義化するという議論ばかりで、なぜ憲法擁護という側からも憲法改正という問題提起がないのか。その中で本当にちようちはつとした国会の議論が、論戦が行われ、本当に世界の平和を実現する能力を持つた憲法になつていないのであるのかという疑問があるわけであります。

そういうことも視野に入れながら、我々が自らの命をどうやって守ることができるのか、そして、本来憲法が理想として掲げている平和主義をどう実現するのか、あるいは基本的人権をどう守つていくのかの部分まで、世界に誇れるような法律や制度を作り上げていただきたいという考え方があるわけであります。

どうもありがとうございました。

○平野達男君 どうもありがとうございます。

森本参考人にお伺いします。

いただきましたと、いろいろ今回の有事法制については細部にわたつていろいろお考へを聞かせていただいておりますが、今回の法律の中身について、ただいま具体的に一点お伺いしたいと思います。

いわゆる武力事態攻撃的の事態になつたときには、今回の法律では武力攻撃事態対策本部というの

は有事ですから、自衛隊が行動を始めます。自衛隊が行動するときに、自衛隊の最高指揮官は内閣総理大臣ですから、内閣総理大臣が指導監督権を發揮している、行使している指図をするわけですが、これをサポートする側が多分安全保障会議だらうと思うんです。これはまだ、今のところまだ国会の議論もうちよつと詰める必要があるんですが。

この国民の側をよく注意しておく武力攻撃事態対策本部というのと、自衛隊の行動する、それをいろいろなアドバイスする安全保障会議、これを二つに分かれて置くというのは、ちょっと運用上非常に私は問題が多いんじゃないかなというふうに思つておりますし、自衛隊の行動と住民の避難誘導あるいはいろいろなマスコミとのいろんな調整これはもう常にセットではないかというふうに思つります。

今回 聰分 頭の部分といふお話を先ほん
来てずっとございましたけれども、この頭の部分とい
うところが今回の法律の中でも既に二つ割れて
いるんじゃないかというような、そういう危惧を
ちょっと私は個人的に持つておるんですが、森本
参考人はどのように考えておられるんでしょう
か。

○参考人(森本敏君) この武力攻撃事態法に言う
対策本部というのは、私は、この法律全体は災害
対策基本法をモデルにして、その法律の中身は
つまり有事における国の全体のシステム、在り方
と、原理原則というんですか、方針、目的、目標
というか、それと法整備のためのガイドライン、
この二つが法律の中身になつてゐるわけです。
これはあくまでこの法律が災害対策基本法をモデル
に作られたわけで、したがつて、つまり災害の規
制もそうですが、有事の場合も、対策本部が設け
られて、そこで一貫した國の活動を総理大臣が指
揮統制するという形になつて法律ができるといふ
だらうと思います。

あつて、一つは、安全保障会議といふのはあくまで安全保障会議設置法に言う会議なので、したがつて常時安全保障会議というのが国の行政機関及び各地方公共団体を監督するという機能を果たすようにはそもそも作られていないのですから、したがつて対策本部を基本にして國の全体の活動が一括して統制されるということになるんだろうと思います。

ただ、そうなるためには二つ、私は、問題というわけではありませんけれども、我々が注意しなければならないことは、一つは、今おっしゃったように総理大臣というが言わば行政の長であり、閣議の長であり、そして安全保障会議の事実上の長であり、対策本部の長であり、自衛隊の最高指揮官であるという、このキャラップというんでしようか、がたくさん一人で持ち過ぎているものですから、それを全体としてどのように機能、有機的に機能するかという点については、相当組織をすつきりとしたものにしていないとなかなか全体が機能しないことが第一。

もう一つは、このような場合、対策本部ができ、かつ防衛庁といふか、防衛庁には指揮所があり、外務省には外務省でまた指揮所ができ、総務省には総務省の本部ができ、それぞれの役所に指揮所ができ、本部ができ、そういった、つまり指揮監督をする機関というものが言葉は良くないのですがやたらにたくさんできて、全体としてそれがすつきりとするのか、みんなそれぞれの情報を持ちたがり、それぞれが一つの一貫した総理大臣の指揮監督の下に統合されるためにはどうしたらよいのかということは一度シミュレーションをすれば一度に分かる話なので、私は國の指揮監督の機関というのが全体として、例えば何かシナリオを作つてシミュレーションをするとよいと思いまが、指揮監督の在り方というのは、私はこのまま放置するとなかなか難しいのではないかと思ひます。

もう一つは、実はアメリカとの関係だとか、それから国内だけではなく、例えば隣国、周辺国と

所というのが設けられることになつていて、まだどこにも設けられていないと。しかし、実際には、合衆国軍隊との調整というのは非常に難しくて、かつ一番大事なものなわけですが、それをどこでやるのかということについてもまだはつきりしないわけです。この対策本部で、必ずしも合衆国軍隊、つまり米軍のリエゾンオフィサーが詰めるようにはこの法律はなつていないので、アメリカとの調整というのはどういうルートでやるのかということでも今後の検討課題なのではないかと思ひます。

以上でございます。

○平野達男君 どうもありがとうございました。

草野参考人にお伺いしますが、「おわりに「残された課題」」という中で、「パブリックコメントの必要性」「国民保護法制の制定は透明性を確保」ということでお話をございました。これは本当に非常に重要な点です。

ただ、今回の法律の中で、これはひょっとしたら先ほど来どなたさんからも質問あつたのかもしれません、今回の基本的人権につきましては、森本参考人から御指摘があるように、必要に応じて制限される旨の明記という、そういう制限されるよという規定ではなくて、制限されないようになります。できるだけ制限されないようにという規定になつています。ですが、やっぱり今回の場合は、有事という中において、国民の中にそれなりの覚悟と協力を求めるという観点からすれば、私は、先ほどの森本参考人の指摘というのは全部、全面的に賛成するわけではないのですが、非常に重要な指摘じゃないかと思うんです。

このパブリックコメントをやるに当たつての基本的人権の位置付け、特に国側からどういった観点で説明すればいいかというふうにお考えでしようか。ちょっと抽象的な質問になつたかもしませんが。

○参考人(草野厚君) 難しい質問でござりますから抽象的にお答えいたしますと、やはり世の中の、先ほどもどなたかに対するお答えでも述べましたけれども、透明性と説明責任というのはあらゆる公共政策に共通した政府に対して求められている事柄だろうと思います。そういう意味で、やはりこういう手続はどうしても取らなければいけないというふうに思つてはいるんですね。その場合に、どうやつて公共の福祉を説明するかといううの観点に関しては、残念ながら、私、今のところ知恵がございません。

以上でございます。

○平野達男君 小川参考人に今回の武力事態法からちよつと離れたお話をちょっとお伺いしたいんですが、著書の中で、湾岸戦争のときに、日本はイラクに対し非常に経済援助をやつていた国だから、もつともとイラクに対して、経済制裁なりあるいはいろんな対話を通じて、すぐ部隊を撤収させるべきだというようなことで、もつともと日本として果たす役割があつたんじゃないかというようなことを書かれております。今回、隣に今、イランが今非常に注目を浴びております。アメリカが悪の枢軸として名指しした一番手がたしかイランではなかつたかと思いまして、どうも最近の情報なんかによると濃縮ウランをどうも作っているらしいということで、これはどこまで本當だかよく分かりません。

イラクとイランを考えますと、日本にとつてははるかにイランがその重要性、いろんな意味で關係が深くて、例えは原油なんかの輸入量はサウジアラビアに統いて二番目だった、私の記憶が正しかれば二番目だったと思ひますし、従来から非常にいろんな交流も盛んであります。その脈絡からいいますと、どうもイランに対しては、この間、アメリカとロシアが少しイランはちよつと危険だというようなそんなニュアンスでいろいろ話しあつたみたいですが、日本は今回、このイラン

対してはどういった行動を取つていけばいいか、小川参考人、ちょっと意見をお伺いしたいんですが。

○参考人(小川和久君) 自分の能力を超える御質問をいただきまして、どれぐらいお話をできるか自信がございません。

ただ、湾岸危機の段階でいいますと、日本は三つの点から最も外交的に有利な立場にあるということを税金の使い道を通じて自覚をして、湾岸危機の平和的な解決に向けて努力をすべきだと、そこで国益を追求すべきだということを書いたわけあります。その一つは、アメリカにとつて最も重要な軍事的同盟国であり、アメリカは日本の言うことは相当聞くんですね。それから、国連に対しても最大の経済的スポンサーであり、国連中心主義を掲げているから、やはりその面からも国連を機能させなきやいけない立場である。同時に、当時のイラクが海外から、外国からも国連を機関の七三%は日本からのものであつたし、民間援助というものは全部民生面に限られていて、軍事援助したわけじゃないけれども、間接的にイラクの軍事力増強を支えてしまったという責任を問わねば問われるような国である。だから、それを逆手に取つて、サダメ・フセイン大統領と話をし、クウェートからの撤兵、というものを求めると、うのも日本の中でもっとも重要な危機感を抱いていたかなという話を本に書いたわけあります。

ただ、イランにつきましては、アメリカやロシアがイランの政治的な影響力や危機感について危機感を抱いているのと同等の危機感を日本の政府あるいは民間が抱いているとは思えないですね。やっぱりイランが危険な方向に行つた場合にどうぐらいい世界の大きな危機が生まれるか、また伊朗という国が、さつきおつしやつたようにエネルギーの面で日本とのかかわりがあつたり、これまで友好関係もかなりあつたわけあります。そう

いうところで、日本との国益の観点からどういうかかわりができるかということについて、まだま

だアメリカ、ロシアと肩を並べてイランに対する外交をできるような話が整備されているかどうか、これは甚だ疑問である。それはやはり日本なりのイランに対する外交というものをきちっと組み立てて、国連との絡み、あるいは国際協調といふものを考えてみるべき時点になつてあるんじゃないかなという感じがいたします。

ありがとうございました。

○平野達男君 時間になりましたのでこれで、まだまだお聞きしたいことがあつたんですが、また

別の機会にお願いしたいと思います。

○田英夫君 今日はどうもありがとうございました。

○田英夫君 四人の参考人の皆さん、大変いいお話をありがとうございます。興味深く伺いました。

一つは、私のような戦争体験者は、今の憲法が作られていく過程、またその原因になつた戦争、

このことを知つていただけでありますから、つまり、日本は普通の国ではないということを日本国憲法は定めている、戦争をしない国なんだと自ら言わば覚悟を決めた、そしてそれは国際社会に対する信頼の上に決断をするんだ、こういうことを

心に決めたはずなんですねけれども、今やそれが多數の皆さんの中から崩れてきてているということに

一つの改めて驚きを感じます。それでいいのかな

と、反省のよくなき気持ちもないわけじゃありませんけれども、しかし死ぬ覚悟をして生き残つたと

いう立場からすると、これは容易に変えるわけにはいかない、こう思つていてるだけに、驚きでもあります。

そこで、具体的な問題として一つ、石崎さんが

言われた戦争モードのことですね。戦争という雰囲気になつていつちやうんじやないか。これは私

は、今度のこの有事法制というものが果たす一つ

の目に見えないといいますか、隠れた危ない役割

になるんじゃないかなと。この有事法制を作つて

いるというところを私は評価をしたいというふう

参考人は言われました。それは分からぬではありませんけれども、それを作つて冷蔵庫に入れておくとか神棚に上げちまうとかいうことならこれ

はまた分からぬではないんですけど、そうではなくて、これが歩き出すことによって戦争という雰囲気が国民の皆さんの中にできてくる。その過程を昭和の初め、私の場合は小学生ぐらいから、まだ幼いことすれども、例えは二・二六事件なんというのも小学校六年生で、身近にいわゆる反乱軍が蜂起しているさまを学校に行く途中で見た経験があります。

そういう中で、次第次第に国民総動員法ができるべく、戦争が激しくなつてくる、そういうことを体験しておりますと、これがその役割を果たす

んじやないかという心配をいたしますが、もう皆さんにお答えいただきほど時間を持っていますから、草野参考人からその点をお願いします。

○参考人(草野厚君) 大変に重要な御指摘だと思いますし、実は田さんがTBS時代にニュースでお顔を、そしてまた議論を随分聞かせていただきました。

ただ、こんなふうな感想を率直に申し上げたいと思います。

一九四五年に日本は敗戦という形で第一次世界大戦を終えたわけですから、その言つてみれば戦争の責任を負わなければいけないんだ

うかという思いがしてなりません。そして、国家

総動員法が制定される過程だというふうに、それ

になぞらえてお話をされましたが、現在の

国際状況あるいは国内の状況を考えたときに、同じような状況でございましょうか。言論も保障さ

れておりますし、反戦運動も自由にできるという

状況でございますから、私は、御危惧それから御懸念というのは非常に分かりますけれども、この

有事法制というの、本来国民の財産と生命を守

に思つておりますし、もちろん今日の議論にありましたように、基本法を含めてもう少しきちんとした法整備しなければいけないし、それから何

すけれども、この法律ができ上がって独り歩きし出ると、これは棚に上がりなくて歩いていま

すから、戦争のモードが発生するんじやないかと

いう点はいかがでしょう。

○参考人(石塙学君) 恐らく、田委員と同じ考え

方、私持つておりますと、これは棚に上がり歩いていま

すから、戦争のモードが発生するんじやないかと

いう点はいかがでしょう。

に思つておりますし、もちろん今日の議論にありましたように、基本法を含めてもう少しきちんとした法整備しなければいけないし、それから何

度も申し上げましたけれども、国民的な合意を作り上げるために透明性を確保しなければいけないという、こういうことを申し上げましたので、お分かりいただければなというふうに思つております。

以上でございます。

○田英夫君 同じことを石塙さんに伺いたいんで

すけれども、この法律ができ上がって独り歩きし出ると、これは棚に上がりなくて歩いていま

すから、戦争のモードが発生するんじやないかと

いう点はいかがでしょう。

○参考人(石塙学君) 恐らく、田委員と同じ考え

方、私持つておりますと、これは棚に上がり歩いていま

すから、戦争のモードが発生するんじやないかと

いう点はいかがでしょう。

それで、戦争に進むのではないかというような

形ですけれども、やはり先ほど申しましたよう

に、アメリカの後方支援という形で実際に、一応

政府の説明では武力行使とは一体化していないと

いうことになつておりますけれども、戦争に協力

するようななことを既に行つておりますし、インド

洋に行つた日本の自衛艦がアメリカの現に戦争し

ている艦船に燃料を補給したというのは、現に日

本が参戦しているということにはかならないわけ

であります。

戦後責任というのを私も実は痛感していまし

て、ちょっと長くなつて恐縮なんですけれども、実は私のような者が、直接戦争を知らない者が何

で戦後責任を負わなくちゃいけないのかということをずっと私、実は疑問に思つていたんですけども、酒井直樹さんという歴史学者が連署という

言葉を使つてゐるんすけれども、連なるに田ん

ばの田に糸と書く累ですけれども、連累ということを言っているんですけれども、簡単に申しますと、かつて本島等長崎市長がその銃弾に倒れたときに、私を撃った銃弾は、かつての侵略戦争のときの軍国主義教育が日本人のメンタリティーとうものをゆがめしまったんだ。軍国主義教育が十年にわたって、あるいはそれ以上にわたって続いたことによって、日本人自身が平和な感情だとかそういうものを、平和的要素というのを人間の中から失ってしまった、いろいろな感性を奪つてしまつた、それがその本島等元長崎市長に対する銃弾として現れたんだということを言っております。

その意味で、かつての軍国主義教育のゆえに、十年間か、それ以上にわたって、憲法学者もその間、切斷、断絶しております。そういういつたんいろいろな感性とか文化とか、そういうものが切斷してしまつた、それがまだいえてないであろうし、またそこに新たに最近こういう問題が起つてきていると、非常に危惧しております。長くなつて申し訳ありません。

○田英夫君 もう一つ、これはもう皆さんも触られましたが、人権の問題というのをやはり今度の修正の結果、クローズアップされた問題ですけれども、戦争のときに人権を守ることができるかと。これはもうできないということを私自身も体験をしております。特攻隊に志願する者はあしたの朝までに言つていいと言われて、一晩寝ずに考えた結果、私は、志願しなかつた非国民、ひきょう者と言われる部類に入った経験があります。その悔しさといいますか、同時に、志願すりや死ぬんだと、事実、そのとき志願した者はみんな死んだんですけれども。そういうことを考えますと、戦争といふものは人権なんものはもうどこかに行つてしまふということを具体的に如実に体験をいたしました。

しかし、今度修正をしようと言われた党の皆さんの考えは分からぬじやありませんよ。何とか

そういうものを今度できるなら法律の中に入れておこうと。実際問題として、これは小川さんに伺いましたけれども、そういうことは法律に入れた方がやつぱりよかつたと思われますか。さつきの軍国主義教育が日本人のメンタリティーとうものをゆがめしまつたんだ。軍国主義教育が十年にわたって、あるいはそれ以上にわたつて続いたことによって、日本人自身が平和な感情だとかそういうものを、平和的要素というのを人間の中から失つてしまつた、いろいろな感性を奪つてしまつた、それがその本島等元長崎市長に対する銃弾として現れたんだということを言っております。

○参考人(小川和久君)

御質問ありがとうございます。

私は、先ほど申し上げたのは緊急事態、これは戦争のような事態だけではなくて、大災害、大事故においてもそうですが、これはそこにはかかる地域というのはパニック状態になります。大混乱を起こします。そこにおいて人権がじゅうりんされたり侵害されるということは大きいにあり得るところ、無意識のうちにでも、だから、くどくとも人権の尊重というのは触れた方がいいという意味で申し上げたわけあります。

ただ、私は人権という言葉を聞きますとちょっとと鳥肌が立つんですね。というのは、日本人は人権ということを語るだけ人権についてきちんととした議論をしてきたんだろうかと、自分も含めてで

すよ、思ふんです。

例えば、私は危機管理でテロ対策なんかちょうどやっておりますが、例え西鉄バスのバスジャック事件のとき、あれは世界のどこに出ていくても、体制の違いを超えて、事件発生から三時間で解決しなきやいけないケースであつた。それは、犯人のタイプが話合いに応じないタイプ、人質に手を掛けて殺すタイプだったから、一刻も早くあの犯人の動きを止めて事件を処理しなければ、人質の人命、つまり人権がじゅうりんされるケースでしょう。ところが、日本では議論されていないものだから、あの犯人の少年を狙撃をする

ら犯人の人権と同列に議論するというのは、議論が整理されていない国のやることですね。だから、やつぱり人権というのについて、もつといらんなところでいろんな出来事を通じて考えて議論をする中で初めて、こういった緊急事態における人権の尊重ということが可能になるだろうと。だから、くどいほどやつぱり入れておいた方がいい

いというのが私の考え方です。

ありがとうございました。

○田英夫君 今、率直に言えば、北朝鮮のことが、それぞれのお立場からも、私もそうですが、心配ですね。

よく北朝鮮が暴發するんぢやないかと、こういふことを言われます。あの指導者の性格からして、やり方からして、そう言われる部分は理解できないぢやありませんけれども、私は、というならば、もっと具体的に心配なのは、ブッシュ大統領のアメリカがあのイラク戦争に突っ込んでいったあのやり方、論理、そのやり方で今は北朝鮮とは平和的に話合いでいくと言つておりますけれども、しかし、軍事的な制裁を選択肢の中に残していることも事実です。言わば、そういう意味のアメリカの暴發といいましょうか暴走といいましょうか、そういうものがあり得ると考えておかなければいけないんじゃないかということは心配ですね。

それをも、それも抑えて、日本は戦争しない国ですということを貫かなくちゃいけない。今危険

なのは、そのアメリカのブッシュ大統領のやり方

といふものを北朝鮮に適用させないとということを

日本は外交の中でやつていかなくちゃいけないと

いうところに来ているんぢやないかと思います。

○参考人(森本敏君) 私は安全保障の仕事をして

いるのですが、今、田先生の御説明とは全く違う

ことを私は考えていて、確かに、アメリカが

あらゆるオプションをオープンにしている、閉じ

ていないということは確かだと思います。それが

けれども、これはあの場合、人質の人権とそれか

北朝鮮に対する非常に重要な抑制要因になつてい

るとも思います。

アメリカは先生がおっしゃるような暴發を北朝鮮にするとは私は思ひませんが、そしてそのことはまだ考へてないと思いませんが、つまりそういうことをしないと言つてしまつた段階で、北朝鮮に対する基本的な、言わば日米で約束したいわゆる圧力というてこを失うということだと思います。常にあらゆるオプションがあるということ

が、北朝鮮に対する最も有効な働き掛けなんだろ

うと思います。その理由は、北朝鮮がそれを恐れていますからだと思いません。もし恐れてはなかつたら、何を言われようが、どういうオプションがあ

ろうが恐れてはいられないんですけども、実はそれ

を一番恐れている、恐れているということを知つ

ているからこちらが道を開けている、それが最も

うと恐れています。

したがつて、この問題は、北朝鮮が自分たちの

体制をどう考へているかということに懸かっています

私は思います。自らがつまり国際社会の懸念

を払拭をして安定して周りに脅威を与えないよう

な国になつて生存を図るか、あるいは自らが周り

を脅かしても体制生き残りの手段を自ら確保して

いることを思っています。

したがつて、先生のお言葉だと、有事法制が戦

争に何といいますか、の引き金になるかのごと

き印象を私は受けますが、それでは我々の周りの

環境はどのような状態なのかというと、むしろ

我々はこの半世紀の間の中で最もリスクの高いと

いいますか、危険が非常に高いという環境の中には

身を置いているわけで、いかなるリスク、いかな

る危険があつても国民の安全を守るということは

これは国及び政府の最も重要な責任であつて、そ

のための法整備をするということは言わば国の立場

からいえば最低限、最小限の責任を果たしたそ

して、私は考へていて、確かに、アメリカが

あらゆるオプションをオープンにしていくとか

ないといふことは確かだと思います。それが

それは過去百年ぐらいの日本の置かれた客觀

的な国際環境の中で同様に論じるような状況には僕はないのではないかと思います。

戦後、日本が五十年間、ここまで安定し繁栄し我々は豊かな生活を享受できているのは、私は、平和憲法があるからではなく、日本がアメリカという国と同盟を結んで今日まで防衛力を持つて努力してきた結果であつて、単に平和憲法を神棚に置いてずっと併んで今日まで安定し繁栄を維持してきたかと、私はそうではないと思います。

このようなアメリカという、まあ、いろいろな問題はあるかもしれません、地域の安定にとつて非常に重要な役割を果たす国と同盟関係を堅持するということが今後に、今後、恐らく日本の将来の安定と繁栄にとつて引き続き重要な役割を果たしているんだろうと思います。その点について、多くの国民が共感しているから、今日、日米安全保障体制や日本の防衛力に対して七割以上の国民が支持をしているということなのではないかと考えます。

以上でございます。

○田英夫君 率直に言えば、戦争というのは国家の名において人間が人間を殺すことなんですね。それはもう如実に体験をいたしました。だから、人類というのはよっぽど小さな生物だと私は思つてゐるんですよ。それをもうこの人類の歴史以来、ずっとそれを続けてきた。

そして、重光さん、幣原さんの言葉、前にも引用したんですけども、あの戦争の体験、特に原子爆弾の体験の中から、我々はもう一度戦争をしてはならないと思う。だから、ここでそれを憲法に入れるんだと、マッカーサーのところへ行ってそのことも表明をされたということが、マッカーサー自身の上院の証言で残っておりますね。このことを私は、やはり日本の皆さんがあつともつと、戦争を知らない世代の皆さんも大事にしていただきたい。広島、長崎のあの悲惨な体験、幸いにして人類はまだ日本人だけが体験しているんですが、このことも大事にしていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思いま

す。
ありがとうございます。

○委員長(山崎正昭君) 以上をもちまして参考人にに対する質疑は終了いたしました。
参考人の方々に一言お礼のごあいさつを申し上げます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

平成十五年六月十日印刷

平成十五年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

0